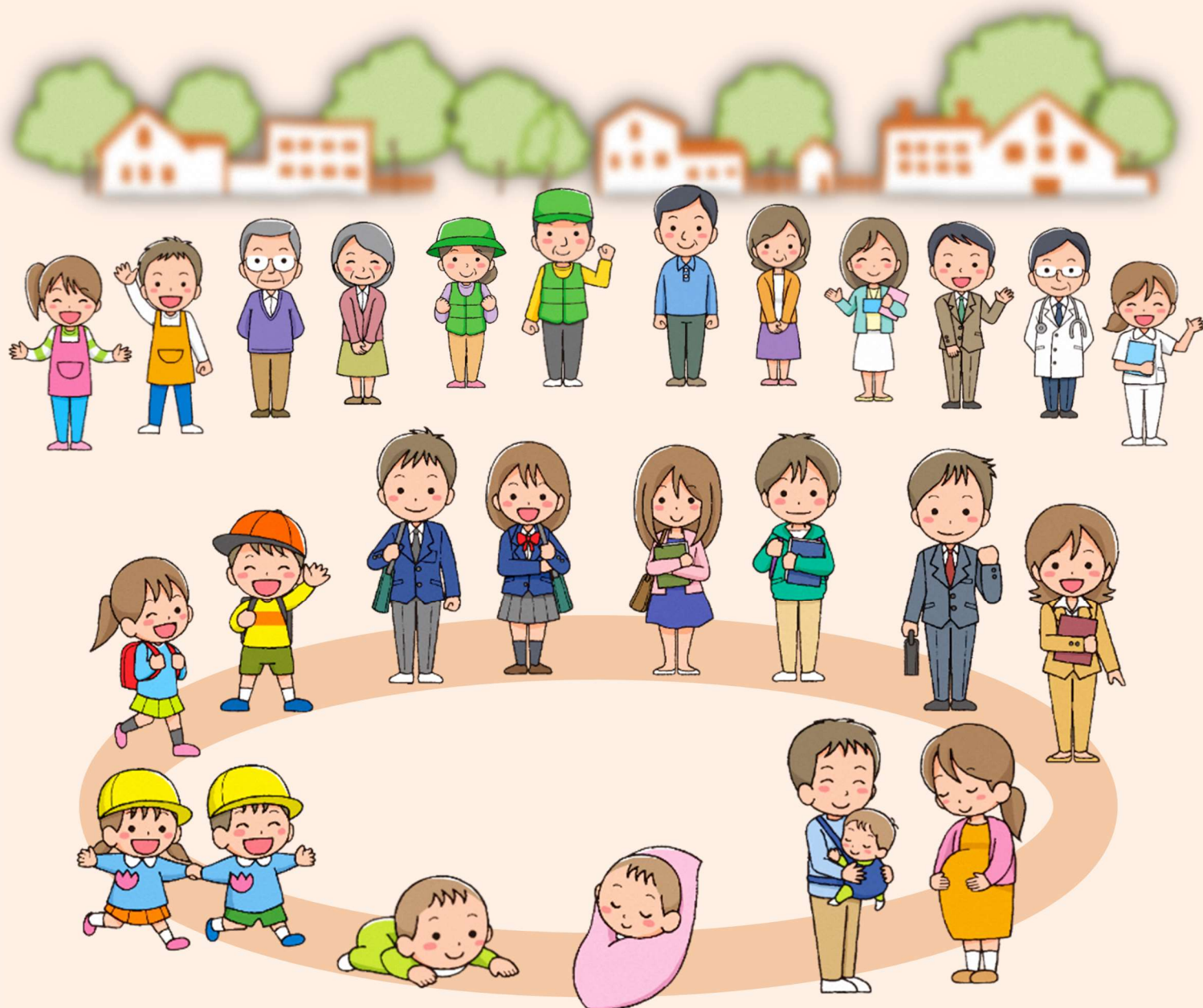


新潟市こども計画

はばたけ!

未来を支える
子どもの笑顔

新潟市子育て
応援キャラクター
ほのわちゃん



令和7年3月
新潟市



はじめに

近年、急速な少子高齢化や核家族化、就労形態の変化など、子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化し、子どもと子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

こうした背景のもと、令和5年4月に子ども基本法が施行され、同年12月「子ども大綱」が閣議決定されました。全ての子ども・若者が、自立した個人としてひとしく穏やかに成長でき、その権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたり幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すことが示され、本市においても、子どもに関する施策を総合的かつ計画的に進めていくため、「新潟市こども計画」を策定しました。

この計画は、これまで「第2期新潟市子ども・子育て支援事業計画―新・すこやか未来アクションプラン第2期計画―」で進めてきた子育て支援とこどもの貧困対策はもとより、こどもの権利擁護や若者支援、少子化対策の取組みなど、子どもに関する幅広い施策を一つにまとめたものです。

計画策定にあたっては、子どもたちや保護者の方々から直接意見を伺い、私自身も高校生の皆さんと、結婚や子育てに関する情報発信の仕方などについて意見交換させていただくなど、ご意見の反映に努めました。また、新潟市子ども・子育て会議の委員の皆さまをはじめ、計画案に対するパブリックコメントでも様々なご意見をいただき、充実した内容へと磨き上げることができました。計画策定にご協力いただきました全ての皆さまに心より感謝申し上げます。

この計画に基づき、こどもの最善の利益を第一に考え、ライフステージに応じた多様な子ども・子育て支援施策を、総合的に推進していきます。子どもを社会の真ん中に据え、子どもたちが笑顔で健やかに育つ、子どもと子育てにやさしい新潟市の実現を目指してまいりますので、市民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

令和7年3月

新潟市長 中原 八一



市長による高校生の意見聴取の様子（令和6年8月）

目 次

第1章	計画の策定	1
1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画策定の基本事項	6
2. 1	計画の位置づけ	6
2. 2	計画の対象	8
2. 3	計画の期間	9
3	基本理念	10
3. 1	基本理念	10
3. 2	基本理念を実現するための姿勢	11
4	計画の策定方法	14
4. 1	新潟市子ども・子育て会議	14
4. 2	こども・子育て支援に関する各種調査	14
4. 3	こども・若者・保護者の意見反映	17
4. 4	パブリック・コメントの実施	22
5	こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況と課題	23
5. 1	こども・家庭・地域の状況	23
(1)	人口の推移	23
(2)	世帯数の推移	24
(3)	こどもの数の推移	25
(4)	出生数の推移	27
(5)	婚姻、離婚数の推移	28
(6)	母子世帯、父子世帯数の推移	29
(7)	就労状況	30
5. 2	計画策定にあたっての状況と課題	32
(1)	子育てのしやすさの評価	32
(2)	子育てで日ごろ悩むこと、気になること	33
(3)	ソーシャルサポートで期待できる方の有無	34
(4)	子育て情報で欲しい内容	35
(5)	あったらよいと思う地域主体の活動	36
(6)	平均理想こども数・平均予定こども数、こどもの数が理想よりも少ない理由	37
(7)	仕事と子育ての両立で必要なこと	38
(8)	放課後の過ごし方で心配なこと	39
(9)	放課後に過ごさせたい場所	39

(10) こどもが望む居場所	41
(11) 定期的な幼稚園・保育サービス等の利用状況・意向	45
(12) 経済的にできないこと	46
(13) 児童扶養手当受給世帯のこどもの進学予定	49
(14) ヤングケアラーの認知度	50
(15) 婚姻の状況・結婚観	51
6 施策	53
6.1 施策方針	53
6.2 基本理念と施策との関係	55
第2章 具体的な施策の展開	58
施策方針1 こども一人一人の「最善の利益」を第一に考えます	58
施策1-1 こどもの権利の保障	58
施策1-2 生きる力を育む多様な体験や交流の場の充実	61
施策1-3 配慮が必要なこどもへの支援	65
施策1-4 こどもの貧困対策	69
施策1-5 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	72
施策1-6 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組	76
施策方針2 ライフステージに応じて、こども・若者の状況に対応した支援を切れ目なく行います	80
施策2-1 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援	80
施策2-2 妊娠・出産・子育てのための切れ目ない多様な支援と相談体制の充実	84
施策2-3 良好な幼児教育・保育環境の確保と質の向上	88
施策2-4 こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育	92
施策2-5 安心して過ごせる居場所づくりと放課後対策の推進	97
施策2-6 こども・若者の健全育成と自立支援	101
施策2-7 高等教育の修学支援、高等教育の充実	106
施策2-8 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組	108
施策2-9 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実	110
施策方針3 子育てに関わる全ての人々を支えます	112
施策3-1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	112
施策3-2 地域における子育てと家庭の子育て力向上のための支援	115
施策3-3 子育てと仕事の両立支援、企業・団体等との連携と機運醸成	118
施策3-4 ひとり親家庭への自立支援	121
第3章 子ども・子育て支援事業の実施	126
1 事業の提供区域の設定	126
2 教育・保育の量の見込み及び確保の方策	127

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策	131
4 子ども・子育て支援法に基づく基本指針によるその他の記載事項	154
4. 1 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保	154
4. 2 子育てのための施設等利用の円滑な実施の確保	154
4. 3 指針に基づく任意記載事項に係る事業	155
5 放課後児童対策を推進するための計画	158
(1) 放課後児童クラブ	158
(2) 子どもふれあいスクール	159
(3) 放課後児童クラブと子どもふれあいスクールの連携	161
(4) 放課後の安心・安全な居場所の確保に向けて	162
第4章 計画の推進に向けて	163
1 計画の進捗管理・評価	163
2 計画の見直し	163
3 施策ごとの成果指標一覧（再掲）	164
第5章 計画策定に係る資料	168
1 施策体系・関連事業一覧	168
2 新潟市子ども・子育て会議に係る資料	184
(1) 新潟市子ども・子育て会議委員名簿	184
(2) 新潟市子ども・子育て会議開催経過	185
(3) 新潟市子ども・子育て会議の部会について	187
3 用語集	188

第 1 章

計画の策定

1 計画策定の背景と趣旨

わが国では、急速な少子高齢化、核家族化、就労形態の変化など、こどもと家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、こどもと子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。また、待機児童問題や児童虐待の深刻化など、こども・子育てをめぐることは困難な課題もあり、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。

これまで、国では、『**少子化対策基本法**（平成 15 年）』等に基づき、総合的な少子化対策を講じ、また平成 21 年には『**子ども・若者育成支援推進法**』の制定により、若者の自立支援、引きこもり等の社会的自立が困難なこどもや若者への取組を進めてきました。

その後、こどもや子育てをめぐる社会環境等の現状と課題に対応するため、全てのこどもの健やかな育ちを保障し、こども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的に、平成 24（2012）年に『**子ども・子育て関連 3 法**』が公布され、新たな子育て支援の仕組みである「子ども・子育て支援新制度」が創設されました。

新潟市では、この新制度に基づき、平成 27（2015）年度から「新潟市子ども・子育て支援事業計画（新・すこやか未来アクションプラン）」を策定し、幼児期における質の高い教育・保育の提供と地域の子ども・子育て支援を計画的に実施してきました。

また、平成 25（2013）年には国がこどもの貧困を社会全体で解決することを目指し、『**子どもの貧困対策の推進に関する法律**』を定めたことを受け、平成 30（2018）年に「新潟市子どもの貧困対策推進計画（子どもの未来応援プラン）」を策定しました。全てのこどもたちが、生まれ育った環境に左右されることなく、未来に夢と希望をもって健やかに成長し、将来、自立した生活が営めるよう、地域全体でこどもや家庭を見守り支えるあたたかい社会の実現に向け取り組んできており、令和 5（2023）年度からは「第 2 期新潟市子ども・子育て支援事業計画（新・すこやか未来アクションプラン第 2 期計画）」と一体の計画として、施策を推進してきました。

さらに、こどもが巻き込まれる犯罪や児童虐待、いじめなどの重大なこどもの権利侵害に関する事例の増加を受け、令和 4（2022）年には、こどもの権利及び市等の責務を明らかにするとともに、こどもに関する施策の基本となる事項等を定め、こどもの権利を保障することを目的に、『**新潟市子ども条例**』を施行しています。

そのような中、令和 5（2023）年に、国はこれまでの様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤となる『**こども基本法**』を定め、また、こども政策の司令塔として「こども家庭庁」を設置し、同年末に「こども大綱」、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの 100 か月の育ちビジョン）」、「こどもの居場所づくりに関する指針」を閣議決定し、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための体制を整えました。

そして、同年に少子化対策をまとめた「こども未来戦略」を策定し、加速している少子化を反転させるべく、「若い世代の所得を増やす」、「社会全体の構造・意識を変える」、「全てのこども・

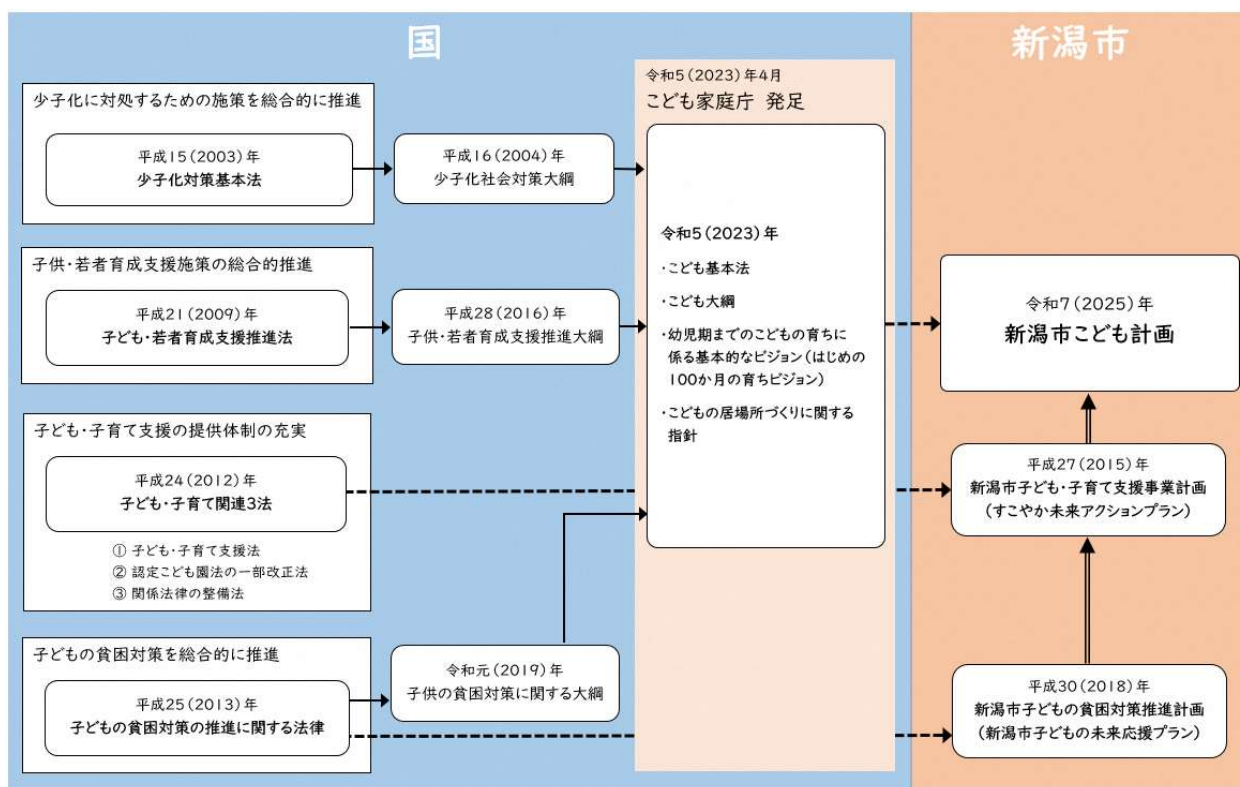
子育て世帯を切れ目なく支援する」の3つの基本理念のもと、「こども・子育て支援加速化プラン」における様々な施策に取り組むこととしています。

このような状況において、新潟市においても、これまでのこども施策全体を統一的にまとめ、市民にとって一層分かりやすいものとし、こども施策を総合的に推進するため、「新潟市こども計画」を定めました。

また、計画の策定にあたり、こども施策の当事者であるこどもや保護者等の意見聴取を実施し、その結果を反映させるなど、こども施策の質の向上への取組をスタートしています。

本計画により、新潟市のこども・子育てに関する様々な課題に取り組むことで、こどもと家庭を地域や社会全体で支えていくまちづくりを進めていきます。

■これまでの国の動向と本計画との関係



■これまでの新潟市の動向と主な取組

年度	動向・主な取組 (★…計画策定に関すること ■…取組に関すること ●…その他市の動向)
平成 27 年度	★新・すこやか未来アクションプラン（子ども・子育て支援事業計画）第 1 期計画を開始（～令和元年度） ■市立児童発達支援センター「こころん」を開設 ■市立乳児院「はるかぜ」を開院 ■こども医療費助成の対象を入院で高校 3 年生まで拡大 ■「にいがた子育て応援アプリ」をリリース ■放課後児童クラブの受け入れ児童を全小学生に拡大 ■放課後児童健全育成事業において、児童一人当たり 1.65 m ² 以上の専用面積確保など、設備・運営に係る基準条例を施行 ●18 歳未満のこどもがいる家庭の共働き率が 73.4 %で政令指定都市中 1 位（国勢調査）
平成 28 年度	■全区に「妊娠・子育てほっとステーション」を設置 ●平成 28 年の出生数が 5,936 人となり、6,000 人を下回る
平成 29 年度	■12 年ぶりに年度当初の待機児童が発生（2 人）、以降、毎月の待機児童状況を公表 ■全区にマタニティナビゲーターを配置
平成 30 年度	★新潟市子どもの未来応援プラン（子どもの貧困対策推進計画）を開始 ★新潟市立保育園配置計画を開始 ■こどもの学習支援の対象者に児童扶養手当受給世帯を追加 ■芸術創造村・国際青少年センター「ゆいぽーと」を開館
令和元年度	■こども医療費助成の対象を通院で中学 3 年生まで拡大 ■南区で病児保育室、北区・西蒲区で病後児保育室開設により、病児・病後児保育事業を全区で実施 ■幼児教育・保育の無償化を開始
令和 2 年度	★新・すこやか未来アクションプラン（子ども・子育て支援事業計画）第 2 期計画を開始（～令和 6 年度） ■社会的養育推進計画（新潟県と共に策定）開始（～令和 11 年度） ■産後ケア事業について宿泊ケアに加え、デイケア、訪問ケアを開始 ■保育士宿舎借り上げ事業を開始
令和 3 年度	■結パスポート事業を開始 ■にいがた子育て応援アプリ「母子モ」の提供を開始 ■こども医療費助成の通院について、高校 3 年生まで拡大 ■保育士修学資金貸付等事業を開始
令和 4 年度	■新潟市子ども条例の施行 ■養育費履行確保事業を開始 ■妊娠・子育てほっとステーション内に子ども家庭総合支援拠点を設置（令和 6 年度 こども家庭センターに移行） ■保育コンシェルジュを全区に配置 ■市全体の保育の質の確保・向上のため、各区に連携拠点園を設置 ■子育て支援員研修を開始

	■ SNS 相談「親子のための相談 LINE」の運用を開始 ● 令和 4 年の出生数が 4,733 人となり、5,000 人を下回る
令和 5 年度	★新・すこやか未来アクションプラン（子ども・子育て支援事業計画）に新潟市子どもの未来応援プラン（子どもの貧困対策推進計画）を統合 ★新潟市子どもの権利推進計画を開始 ★第 2 次 新潟市立保育園配置計画を開始 ■ 幼児教育・保育施設における第 3 子以降の保育料等の無償化対象を拡大 ■ 妊産婦医療費助成について所得制限を撤廃し対象者を拡充 ■ 産後ケア事業について各ケア初回無料及び自己負担額大幅引き下げ ■ 児童相談所の執務室や一時保護施設などを増改築 ■ 医療的ケア児保育支援事業を開始 ■ ヤングケアラー・コーディネーターを配置
令和 6 年度	■ 養育費履行確保事業を拡充 ■ こども誰でも通園制度試行的事業を実施 ■ 新潟市子どもの権利相談室「こころのレスキュー隊」を開設 ■ 妊娠・子育てはっとステーション内にこども家庭センターを設置 ■ 産婦健康診査費用について助成を開始 ■ 産後ケア事業で多胎児の助成を拡充 ■ 子育て世帯訪問支援事業を開始 ■ こどもの意見表明支援事業を開始

新潟市子ども条例について

「新潟市子ども条例」は、こどもの権利及び市等のおとなの責務を明らかにするとともに、こどもに関する施策の基本となる事項等を定めることにより、こどもの権利を保障し、全てのこどもが豊かなこども期を過ごすことができるまちの実現に寄与することを目的としています。

この条例は、議員提案として令和3（2021）年12月市議会にて成立し、令和4（2022）年4月1日から施行しています。

この度の計画策定では、条例の趣旨を踏まえながら、基本理念や各施策の取組を検討し、施策の1番目を「こどもの権利の保障」としました。また、多くのこども達から意見をお聞きし、その反映した内容について、関連する箇所にコラムとして掲載しました。

今後の計画推進に当たっても、本条例を中心に位置づけながら、各施策に取り組んでいきます。

こどもにとって大切な権利

～全てのこどもに「権利」があります～

安心して生きる権利

- いのちが守られ、尊重されます
- 愛情をもって育てられます
- どのような理由があっても差別や偏見を受けません
- いじめ、虐待、体罰、性的搾取などで心や体を傷つけられることがあってはなりません

など



自分らしく生きる権利

- 個人として尊重され、他者との違いが認められます
- 不平等な扱いを受けません
- プライバシーが守られます
- やりたいことに挑戦できます

など



豊かに生き、育つ権利

- 自分に合ったペースで生活できます
- 学び、遊ぶことができます
- 自分の考えや思いを、自分なりに自由に表現することができます
- 文化、芸術、スポーツに親しむことができます

など



身近なおとなとの受容的な関係をつくる権利

- 自分の思いや願いを自由に表明できます
- 思いや願いをありのままに受け止め、一緒に考え、適切に伝えてもらえます

など



社会に参加する権利

- 地域などで、意見が活かされる機会が与えられます
- 参加にあたって、適切な支援を受けることができます



<こども条例の周知啓発の様子>



高校生ボランティアの協力による条例周知イベントの様子



こどもの気持ちを伝えるワークショップの作品

2 計画策定の基本事項

2. 1 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」として策定します。
- (2) 本計画は、「新潟市総合計画2030」を上位計画とする分野別計画として位置づけ、こどもに関する総合的な計画として、こども施策全般の推進を図ります。また、下記の計画を包含するものとして策定します。

- ・子ども・子育て支援法第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」
- ・子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「子ども・若者計画」
- ・こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に基づく「子どもの貧困対策推進計画」
- ・次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「次世代育成支援行動計画」
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「ひとり親家庭等自立促進計画」
- ・成育医療等基本方針に基づく「成育医療等に関する計画」
- ・放課後児童対策を推進するための計画

- (3) 本計画は、こども施策に関連する、「新潟市子どもの権利推進計画」や「新潟市地域福祉計画」、「新潟市障がい児福祉計画」など、新潟市の福祉・保健・教育分野をはじめとした下記のような関連計画との連携・整合を図ります。

- | | |
|---------------------------|-----------------|
| ・新潟市男女共同参画行動計画 | ・新潟市人権教育・啓発推進計画 |
| ・新潟市文化創造都市ビジョン | |
| ・新潟市スポーツ推進計画「スポ柳都にいがた」プラン | |
| ・重層的支援体制整備事業実施計画 | ・新潟市地域福祉計画 |
| ・各区地域福祉計画 | ・新潟市障がい福祉計画 |
| ・新潟市障がい児福祉計画 | ・新潟市子どもの権利推進計画 |
| ・新潟県社会的養育推進計画 | ・新潟市立保育園配置計画 |
| ・新潟市健康づくり推進基本計画 | ・新潟市生涯歯科保健計画 |
| ・新潟市自殺総合対策行動計画 | |
| ・新潟市教育振興基本計画～にいがた学びのコンパス～ | |

<本計画の根拠となる法の「基本理念」・「こども施策に関する大綱」・「市町村こども計画」>

こども基本法（一部抜粋）

（基本理念）

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

（こども施策に関する大綱）

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 こども施策に関する基本的な方針
- 二 こども施策に関する重要事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- 一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- 二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項
- 三 子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項各号に掲げる事項

4～7 （略）

（市町村こども計画）

第十条

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3～5 （略）

2. 2 計画の対象

本計画では、全てのこども（※1）とその家族、並びに地域、幼児教育・保育施設、学校、企業、行政といったそれぞれの立場で子育てに関わる全ての市民や団体を対象とします。

また、こども施策（※2）を実施するにあたり「こども大綱」に沿って、こどもの発達過程において下記のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援していきます。

※1 こども：心身の発達の過程にある者

※2 こども施策：●乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援

●子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援

●家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

ライフステージについて

本計画では、「こども基本法」、「こども大綱」における定義を勘案して、ライフステージを以下のように定めています。

	ライフステージ					
こども基本法	妊娠・出産	新生児期	乳幼児期	学童期	思春期	おとなになるまで
こども大綱	こどもの誕生前から幼児期まで			学童期・思春期		*青年期
本計画	妊娠・出産	乳幼児期		学童期・思春期		青年期
						
想定するこどもの年齢	誕生前	0～5歳		6歳～12歳	13歳～18歳	19歳～

*「こども大綱」では、「成人期」に至るまでを想定し、本ステージと思春期の対象者を「若者」とする場合があります。

2. 3 計画の期間

計画期間は、令和 7（2025）年度から令和 11（2029）年度までの 5 年間とします。

また、計画内容と実態に隔たりが生じた場合は、計画の中間年に見直しを行うものとします。

年度	新潟市		国	
平成27年度 (2015年度)	第 1 期 子ども・子育て支援事業計画			
平成28年度 (2016年度)				
平成29年度 (2017年度)				
平成30年度 (2018年度)				
令和元年度 (2019年度)		子どもの未来応援プラン ー子どもの貧困対策推進計画ー		
令和2年度 (2020年度)	第 2 期 子ども・子育て支援事業計画			
令和3年度 (2021年度)				
令和4年度 (2022年度)				
令和5年度 (2023年度)				
令和6年度 (2024年度)		(令和5年度から統合)		
令和7年度 (2025年度)	こども計画		こども大綱	
令和8年度 (2026年度)				
令和9年度 (2027年度)				
令和10年度 (2028年度)				
令和11年度 (2029年度)				

3 基本理念

3. 1 基本理念

新潟市では、「第1期 新潟市子ども・子育て支援事業計画」及び「第2期 新潟市子ども・子育て支援事業計画」において、こどもの育ちを支える原点である「**家庭**」を様々な方向から見守り支援する「**地域**」が、「**こども**」を中心とした包括関係にあることから、それぞれが相互に、かつ密接に連携しながらこども・子育て支援施策を実施してきました。

この度、自治体こども計画を定めるにあたり、これまでの「新潟市子ども・子育て支援事業計画」の基本的な考え方を引き継ぎ、また、新潟市子ども・子育て会議での意見や、上位計画である「新潟市総合計画2030」の内容を踏まえ、新潟市の目指す将来像の基本理念を次のとおりとし、こども施策を計画的かつ総合的に推進していきます。

【基本理念】

こども ・ 家庭 ・ 地域 に
笑顔があふれる、
こどもと子育てにやさしいまち
にいがた

3. 2 基本理念を実現するための姿勢

【基本理念を実現するための姿勢】

1. 一人一人のこどもの権利を保障し、「最善の利益」を第一に考えます
2. こどもの意見を尊重しながら、ライフステージに応じた多様な支援を切れ目なく行います
3. こどもは社会の宝であるという認識のもと、社会全体で連携し、こどもと子育てを支え、応援します

1. 一人一人のこどもの権利を保障し、「最善の利益」を第一に考えます

こども基本法や新潟市子ども条例の理念のもと、こどもの権利を保障し、全てのこどもが保護者や社会から大切にされ、良質で適切な養育・教育のもとで育つことで、自己肯定感が育まれ、自身の未来を選択し自己実現を図ることができるよう、長期的な視点に立った支援を行います。

また、こども・子育てに関する施策の効果や影響は、こども自身が最も大きく受けることから、全ての施策や取組がこどもの「最善の利益」に資するかという視点をもって取組を進めていきます。

2. こどもの意見を尊重しながら、ライフステージに応じた多様な支援を切れ目なく行います

こどもと子育てにやさしいまちを目指し、こども・若者のライフステージに応じた切れ目のない支援により、希望する人が結婚及び、こどもを産み育てることが安心してできる新潟市をつくります。

また、様々な支援施策を実施する際には、こども・若者の意見の聴取に努め、施策に反映させるよう取り組みます。

3. こどもは社会の宝であるという認識のもと、社会全体で連携し、こどもと子育てを支え、応援します

活力あふれる新潟市であるためには、「こどもは社会の宝である」という認識を社会全体で共有し、こどもと子育てにやさしいまちづくりを進めることが重要です。

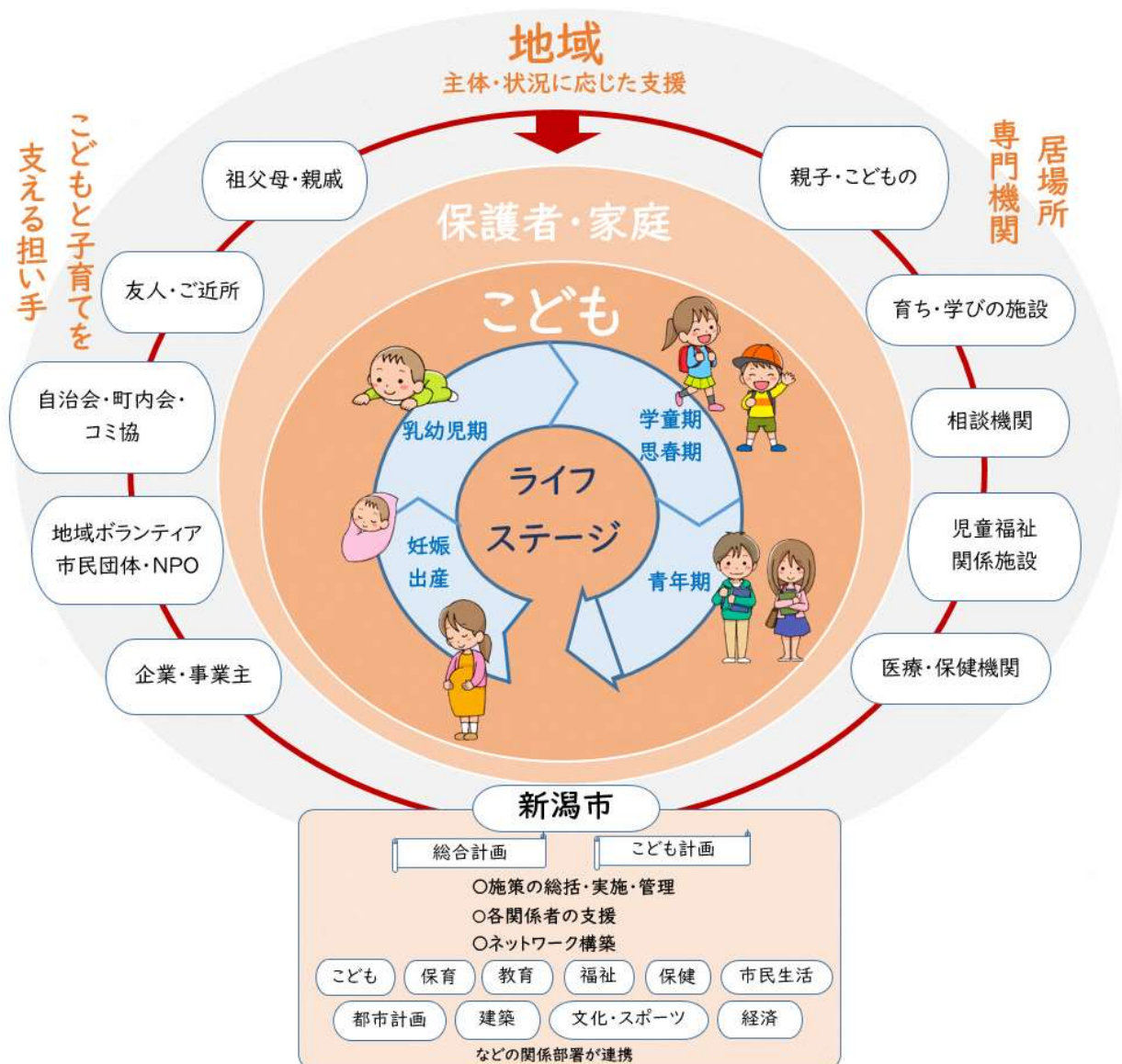
こどもの養育は、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識のもと、こどもの健やかな成長のため、また、保護者が安心して喜びを感じながら子育て

てができるよう、行政をはじめ地域や社会全体で見守り、育み、支えていくことが重要であることから、様々な担い手が参画、協働して、こどもと子育てを支え、応援する取組を進めていきます。

◎本計画の推進にあたっては、これらの姿勢のほか、SDG s（持続可能な開発目標）の考え方を踏まえて総合的に施策を実施していきます。

※SDG sについて詳しくは、P13 に記載しています。

<基本理念を実現するための姿勢のイメージ図>



SDG s（持続可能な開発目標）の考え方を踏まえた計画の推進



SDG s（エス・ディー・ジーズ Sustainable Development Goals）とは、全ての国がその実現に向けて目指すべき「持続可能な開発目標」として 2015（平成 27）年に国連において採択された、2016（平成 28）年から 2030（令和 12）年までの国際目標です。

SDG s では「誰一人取り残さない」を基本理念に、貧困撲滅や不平等の解消、環境と調和した都市整備など、17 の分野別目標が掲げられています。

どんな人にとっても格差や不平等はあってはならないという SDG s の考え方は、全てのこどもの健康や福祉を維持・増進すること、良質な教育を提供すること、貧困やいじめ、虐待から守ること、将来にわたって安心して暮らしていける安全で快適な環境をつくることなど、新潟市のこども・子育て支援施策及び関連施策の展開においても当てはまる共通のテーマといえます。

本計画においても、この SDG s の考え方を踏まえ、一人一人のこどもの「最善の利益」が実現されるよう、関係機関や地域、企業等社会の様々な主体が横断的に連携し、「こども・家庭・地域に笑顔があふれるまちにいがた」の実現を目指します。

4 計画の策定方法

4. 1 新潟市子ども・子育て会議

本計画は、「新潟市子ども・子育て会議」の意見等を踏まえて策定しました。（開催経過等についてはP185 参照）

4. 2 こども・子育て支援に関する各種調査

（1）こども・子育て支援に関するニーズ調査

<目的>

子育て中の保護者の生活の状況や子育てに関する意識などを把握するとともに、教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を算出、及びこどもや保護者を取り巻く子育ての課題を抽出し、市民の子育て支援に関する現在の利用状況や今後の利用のニーズを把握することを目的として、「新潟市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

<調査方法と実施期間>

調査方法：郵送による配布・WEB フォームからの回答

実施期間：令和 6（2024）年 1 月 17 日～2 月 16 日

<回収状況>

調査票の種類		対象者（回答者）	配布数	回収数	回収率
1	就学前児童調査	0～5 歳児（保護者）	4,000 票	1,839 票	46.0 %
2	小学生調査	6～11 歳児（保護者）	4,000 票	2,009 票	50.2 %
計			8,000 票	3,848 票	48.1 %

（2）子育て市民アンケート

<目的>

令和 2（2020）年度から令和 6（2024）年度までを計画期間とする「第 2 期新潟市子ども・子育て支援事業計画」の各事業に対する市民の評価を把握し、本計画に反映させることを目的として、「新潟市子育て市民アンケート」を実施しました。

<調査方法と実施期間>

調査方法：郵送による配布・WEB フォームからの回答

実施期間：令和 6（2024）年 4 月 17 日～5 月 10 日

<回収状況>

調査票の種類		対象者（回答者）	配布数	回収数	回収率
1	就学前児童調査	0～5 歳児（保護者）	800 票	372 票	46.5 %
2	小学生調査	6～11 歳児（保護者）	800 票	340 票	42.5 %
計			1,600 票	712 票	44.5 %

(3) 生活状況に関する調査

<目的>

こどものいる世帯の生活状況等を把握し、こどもの貧困に関する現状を分析し、課題を明らかにすることを目的として、「子どものいる世帯の生活状況に関する調査」を実施しました。

<調査方法と実施期間>

調査方法：郵送による配布・WEB フォームからの回答

実施期間：令和 6（2024）年 4 月 25 日～5 月 10 日

<回収状況>

調査票の種類		対象者（回答者）	配布数	回収数	回収率
1	一般世帯	小・中学生	4,000 票	762 票	19.1 %
		保護者	4,000 票	1,057 票	26.4 %
2	児童扶養手当	小・中学生	1,000 票	138 票	13.8 %
	受給世帯	保護者	1,000 票	189 票	18.9 %
計			10,000 票	2,146 票	21.5 %

(4) こどもの居場所に関するアンケート

<目的>

こどもたちが毎日をどこですごしているかなど、こどもの居場所に関する現状と、ニーズを明らかにすることを目的にアンケート調査を実施しました。

<調査方法と実施期間>

1 小・中学生調査

調査方法：学校（学級）単位での依頼、タブレット型端末による WEB フォームからの回答

実施期間：令和 6（2024）年 7 月 9 日～7 月 26 日

2 高校生調査

調査方法：郵送による配布・WEB フォームからの回答

実施期間：令和 6（2024）年 9 月 9 日～9 月 20 日

<回収状況>

調査票の種類		対象者（回答者）	配布数	回収数	回収率
1	小・中学生	全市立小・中学生	54,991 票	21,195 票	38.5%
2	高校生	高校生	2,400 票	442 票	18.4%

(5) ヤングケアラーに関する実態調査

<目的>

各学校においてヤングケアラーの可能性がある児童生徒の気付きを促し、速やかな支援につなげることを目的として、ヤングケアラーに関する実態調査を実施しました。

<調査方法と実施期間>

調査方法：学校単位での依頼、タブレット型端末による WEB フォームからの回答

実施期間：令和 5（2023）年 7 月～8 月

<回収状況>

対象者（回答者）	配布数	回収数	回収率
全市立小学校 4～6 年・中学校・高等学校・中等教育学校の在校生※配布数：令和 5 年 5 月現在在籍数	39,051 票	34,613 票	88.6 %

(6) 結婚・出生に関する意識調査

<目的>

結婚、妊娠、出産、子育てに関する状況と意識を把握し、必要な支援について検討するため、「結婚・出生に関する意識調査」を実施しました。

<調査方法と実施期間>

調査方法：新潟市内に居住する 15 歳以上 49 歳以下の男女個人については、郵送による配布・WEB フォームからの回答

市内の大学・短大（15 校）、新潟市が選定した専門学校（21 校）の学生については、学校配布、WEB フォームからの回答

実施期間：令和 4（2022）年 6 月～7 月

<回収状況>

調査票の種類	対象者（回答者）	配布数	回収数	回収率
1 一般調査	15 歳以上 49 歳以下の男女個人	13,000 票	3,877 票	29.8 %
2 学生調査	大学・短大・専門学校の学生	—	3,416 票	—

4. 3 こども・若者・保護者の意見反映

(1) 乳幼児の意見反映

乳幼児は、自分の思いや気持ちを言葉だけでなく、身ぶり手ぶりや表情、態度などで周囲に伝えています。幼児教育・保育施設では、保育士などがこどもの姿から気持ちを読み取ったり、くみ取ったりして、応答的に関わりながらこどもの育ちを支えています。

こどもの思いから実現した保育を紹介します。

<テーマ、実施時期、実施場所、対象、聴取方法>

<事例1>

テーマ：保育園でコイを育ててみたい

実施時期：令和6（2024）年7月

実施場所：大野保育園

対象者：年長児クラス

聴取方法：日々の保育の中で実施



隣接する大野小学校にコイの稚魚が産まれたと聞き、クラスで見学に行きました。園に戻ると、こどもたちから「自分たちもコイを育ててみたい」と声が上がりました。



保育者が「どうしたら稚魚を譲ってもらえるかな」と問いかけると、みんなで相談し、コイを育てている4年生に手紙を書くことにしました。

その思いが伝わり、小学校で「稚魚を渡す会」が開かれました。4年生からバケツに入った稚魚を手渡されるとみんな大喜びで、大きな声で感謝の気持ちを伝えました。



<事例2>

テーマ：保育園のこどもにコイをわけてあげよう

実施時期：令和6（2024）年7月

実施場所：大野小学校

対象者：小学校4年生

聴取方法：日々の授業の中で実施



大野保育園のこどもたちから、コイの稚魚を分けてほしいという、お手紙が届きました。

こどもたちでどうするか相談し、話し合った結果、コイの稚魚を分けてあげることにしました。

あげるにあたって小学校に保育園のこどもたちが来て、「稚魚を渡す会」を開くことにしました。

元気なコイの稚魚を保育園の園児たちに手渡しました。コイを大切に育ててくれるように伝えたら、園児たちがみんな大喜びで返事をしてくれました。



数日後、大野保育園の園児たちから大野小学校のこどもたちに手紙が届きました。こどもたちは大喜び。手紙は稚魚を飼育している玄関前の水槽の下に大事に掲示しています。

<事例3>

テーマ：保育園で育てた野菜でピザを作りたい

実施時期：令和6（2024）年4月～7月

実施場所：ちとせ保育園

対象者：年中児クラス

聴取方法：日々の保育の中で実施



クラスで育てる野菜を何にするかをみんなで相談したところ、「育てた野菜でピザを作りたい」と声上がり、「ピザ作り」を目標に、トマトとピーマンの栽培を始めました。

日々試行錯誤しながら、野菜を育てるこどもたち。トマトがなかなか赤くならず、どうしたら赤くなるかを考えたこどもたちは、日当たりの良い場所にプランターを移動させました。



収穫の日を迎え、念願のピザ作りにチャレンジ。自分たちが育てて作ったものを食べ、「世界一おいしい」「苦手のピーマンも食べられたよ」と大満足でした。

(2) 中学生の意見反映

<テーマ、実施時期、実施場所、対象、聴取方法>

テーマ：子ども条例の理解を広げるには、子育てにやさしいまちとは、
貧困やヤングケアラーへの支援の方法、児童虐待の予防策や対応策・啓発、
いじめ防止や不登校対策や支援策、住みたいと思える魅力ある新潟市にするには

実施時期：令和6（2024）年9月25日（東地区）、26日（西地区）

実施場所：濁川中学校、木崎中学校、光晴中学校、石山中学校、両川中学校、亀田西中学校
新津第二中学校、小合中学校（東地区）

白新中学校、寄居中学校、白根北中学校、味方中学校、内野中学校、五十嵐中学校
中之口中学校、巻西中学校、新潟大学附属新潟中学校（西地区）

対象者：市内中学校18校の生徒（各校より3～8名（生徒会役員中心））

聴取方法：オンラインによる意見交換

➡ p60、p75 に意見反映内容を掲載しています。

(3) 特別支援学級生徒の意見反映

<テーマ、実施時期、実施場所、対象、聴取方法>

テーマ：こどもたちは社会参加するためにどんな支援を必要としているか

実施時期：令和6（2024）年6月24日

実施場所：白新中学校

対象者：難聴学級の生徒4人

聴取方法：対面による直接ヒアリング

➡ p66 に意見反映内容を掲載しています。

(4) 児童相談所保護児童の意見反映

<テーマ、実施時期、実施場所、対象、聴取方法>

テーマ：施設入所の措置や一時保護の決定時等にこどもの意見聴取等を行い、勘案して措置しているか

実施時期：一時保護及び一時保護委託、又は措置の決定・停止・解除・変更・期間の更新を行う場合、原則として事前に実施します。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ意見聴取するいとまがないときは、事後速やかに実施します。

実施場所：一時保護施設や入所施設等の生活の場とは異なる相談室等

対象者：児童相談所が関わるこども

聴取方法：児童福祉司又は児童心理司（必要に応じて双方）による直接ヒアリング

➡ p74 に意見反映内容を掲載しています。

(5) 高校生の意見反映

<テーマ、実施時期、実施場所、対象、聴取方法>

テーマ：新潟市で結婚する人を増やすにはどうしたらいいか

新潟市でこどもを育てたいと思ってもらうにはどうしたらいいか

実施時期：令和6（2024）年8月19日

実施場所：市役所

対象者：市内の高校生17人

聴取方法：対面によるワークショップ形式。グループ作業の後、市長に発表。

➡ p63、p81、p82、p85、p87、p105、p113に意見反映内容を掲載しています。

(6) 若者の意見反映

<テーマ、実施時期、実施場所、対象、聴取方法>

<事例1>

テーマ：将来、新潟で生活することについて、*ライフイベントをとおして思うこと

*ライフイベント：就学・就労・結婚・子育て・定住など

実施時期：令和6（2024）年9月6日（金）

実施場所：市役所

対象者：19歳～29歳の若者（専門学校生、大学生、社会人の計15人）

聴取方法：対面によるワークショップ形式

➡ p89、p91に意見反映内容を掲載しています。

<事例2>

テーマ：若者支援センターオールの居場所利用について、相談利用について

実施時期：令和6（2024）年6月～8月

実施場所：若者支援センターオール

対象者：高校生と、若者支援センターオール支援対象者の若者20人程度

聴取方法：対面による直接ヒアリング

➡ p104、p111に意見反映内容を掲載しています。

(7) こども・若者、子育て当事者等の意見反映

<テーマ、実施期間、実施場所、対象、聴取方法>

テーマ：中高生・若者が望む「居場所」

実施期間：令和6（2024）年5月～7月

実施場所：新津地域交流センター

対象者：地元コミュニティの中高生・大学生・若者（3回のワークショップで延べ約120人）

聴取方法：対面によるワークショップ形式

➡ p 99 に意見反映内容を掲載しています。

(8) 保護者の意見反映

<テーマ、実施時期、実施場所、対象、聴取方法>

<事例 1>

テーマ：外国人の方にも利用しやすい保育園に向けて

実施時期：令和 6（2024）年 10 月 25 日、30 日

実施場所：万代保育園、入舟保育園

対象者：外国人園児の保護者 2 人（各園 1 人ずつ）

聴取方法：対面による直接ヒアリング

➡ p 90 に意見反映内容を掲載しています。

<事例 2>

テーマ：こどもたちは社会参加するための学校生活でどのような支援を必要としているか

実施時期：令和 6（2024）年 5 月 31 日

実施場所：東特別支援学校

対象者：保護者 11 人

聴取方法：対面による直接ヒアリング

➡ p 66 に意見反映内容を掲載しています。

4. 4 パブリック・コメントの実施

計画（案）と、やさしい版（案）に対して、小学生、中学生、高校生を含めた幅広い市民から意見をいただくため、パブリック・コメントを実施しました。

実施時期：令和 6（2024）年 12 月 24 日から令和 7（2025）年 1 月 22 日まで

(1) こども計画（案）へのご意見

提出者数：2 人

意見数：7 件

修正件数：0 件

(2) こども計画～やさしい版～（案）へのご意見

提出者数：885 人

意見数：885 人

修正件数：7 件

5 こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況と課題

5. 1 こども・家庭・地域の状況

(1) 人口の推移

① 総人口の推移

5年ごとに実施される国勢調査に基づく新潟市の総人口は、平成7年の796,456人から増加しており、平成12年から平成27年までは80万人を上回って推移しています。しかし、平成17年以降は減少傾向となり、令和17年には710,425人と推計されています。特に年少人口(0～14歳)については一貫して減少傾向にあり、引き続き少子化が進行すると見込まれています。

<図表1>

(人)	実績値						推計値		
	H7	H12	H17	H22	H27	R2	R7	R12	R17
合計	796,456	808,969	813,847	811,901	810,157	789,275	763,812	738,295	710,425
年少人口	129,120	118,109	109,251	103,346	98,367	91,023	81,361	72,643	67,144
生産年齢人口	546,361	544,300	534,104	516,311	488,815	450,987	443,884	425,548	400,787
老年人口	120,408	144,179	166,995	187,371	217,107	230,990	238,567	240,104	242,494

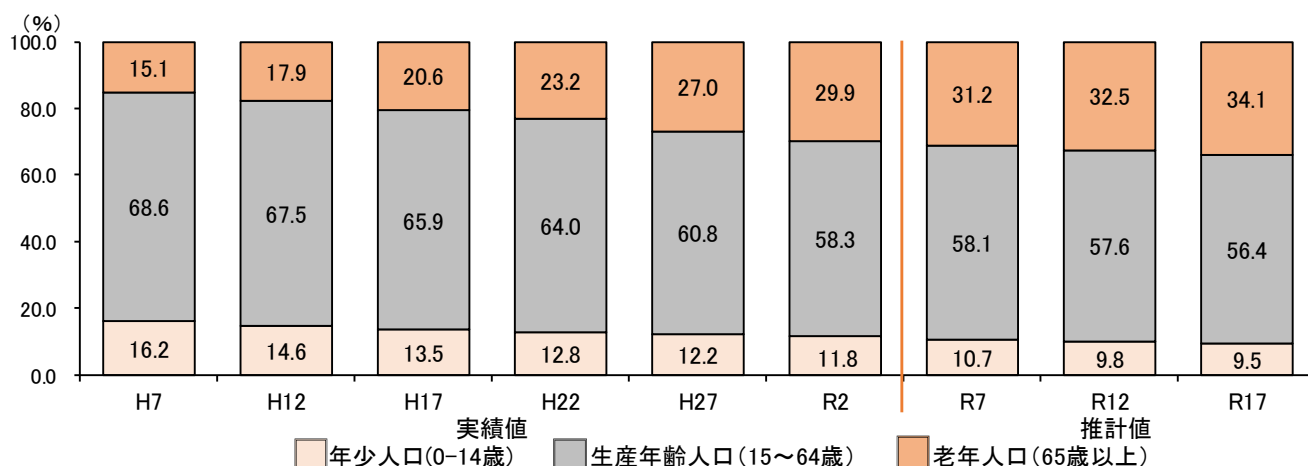
出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所(推計)

※合計人口数(実績値)には年齢が不詳の者の数を含むため、区分の合計と異なる場合があります。

② 3区分別人口構成の推移

少子高齢化の進行に伴い、新潟市の人口構成は、令和12年の年少人口の割合が9.8%であるのに対して、老年人口は32.5%と見込まれており、平成7年と比較すると大きく変化しています。

<図表2>



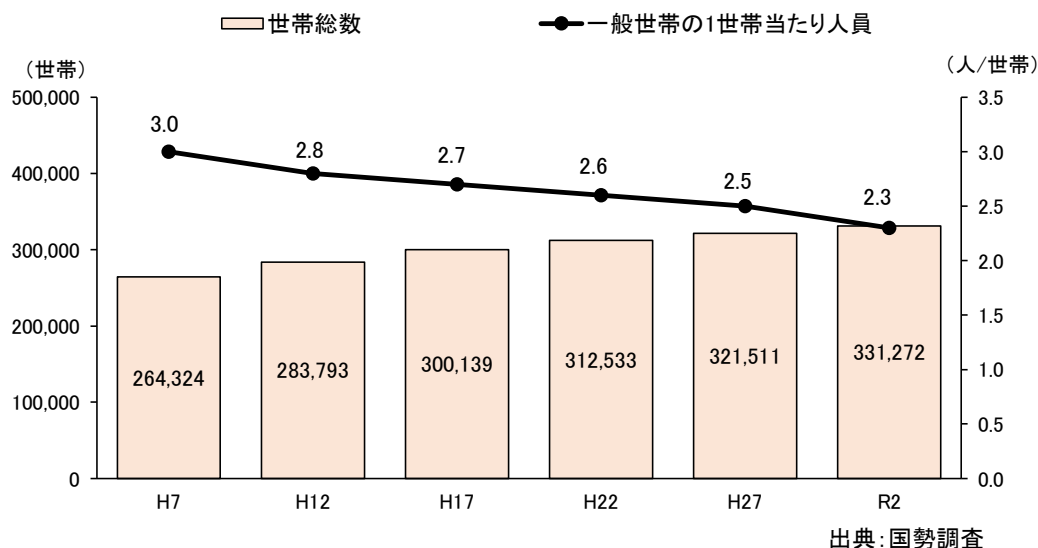
出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所(推計)

(2) 世帯数の推移

① 世帯数と世帯構成人員の推移

新潟市の世帯数は平成7年の264,324世帯から令和2年には331,272世帯となり、増加し続けていますが、1世帯当たりの人員は平成7年の3.0人から令和2年には2.3人まで減少しています。

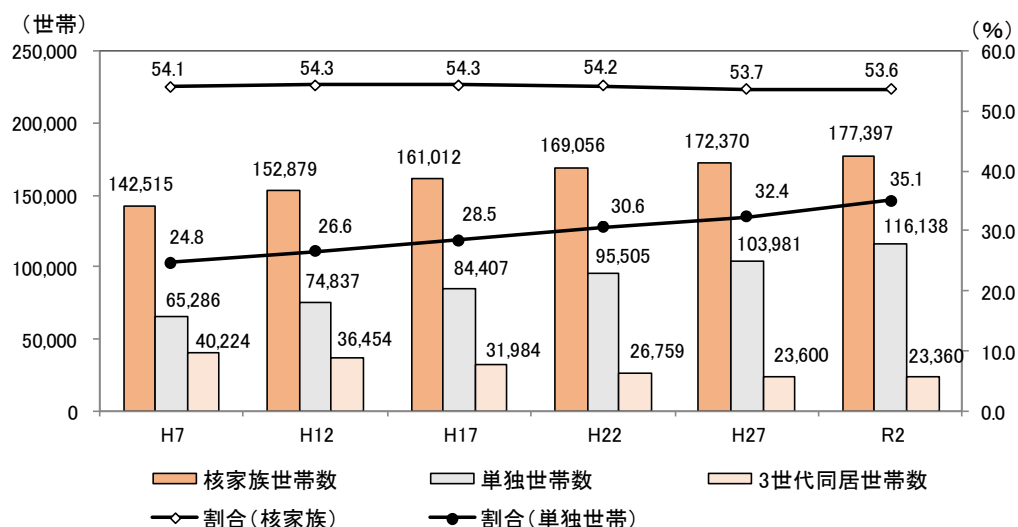
<図表3>



② 一般世帯の世帯類型の推移

新潟市の世帯類型は、核家族世帯数が平成7年の142,515世帯から令和2年の177,397世帯まで増加していますが、全体における割合は大きくは変わっていません。また、単独世帯数は平成7年の65,286世帯から令和2年の116,138世帯まで増加しており、実数も割合も増加しています。3世代同居世帯数は、平成7年の40,224世帯から令和2年の23,360世帯まで減少しています。

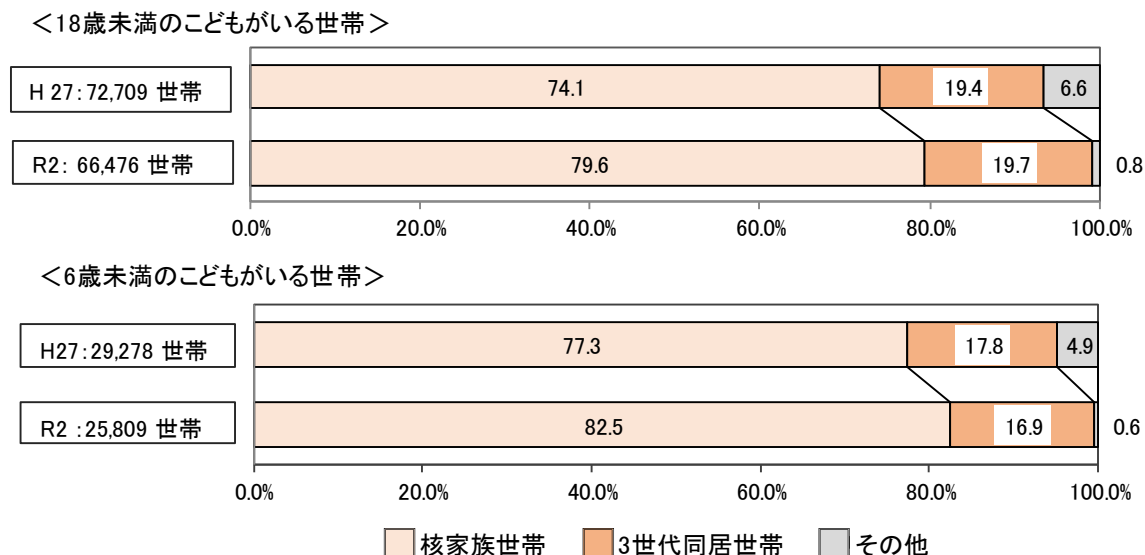
<図表4>



③ こどものいる一般世帯の世帯構成の割合

新潟市のこどものいる世帯数は平成 27 年から令和 2 年までの 5 年間に 18 歳未満のこどもがいる世帯、6 歳未満のこどもがいる世帯いずれの区分でも約 10 パーセント減少しています。また、構成としては核家族世帯の割合が増加しています。

<図表 5>



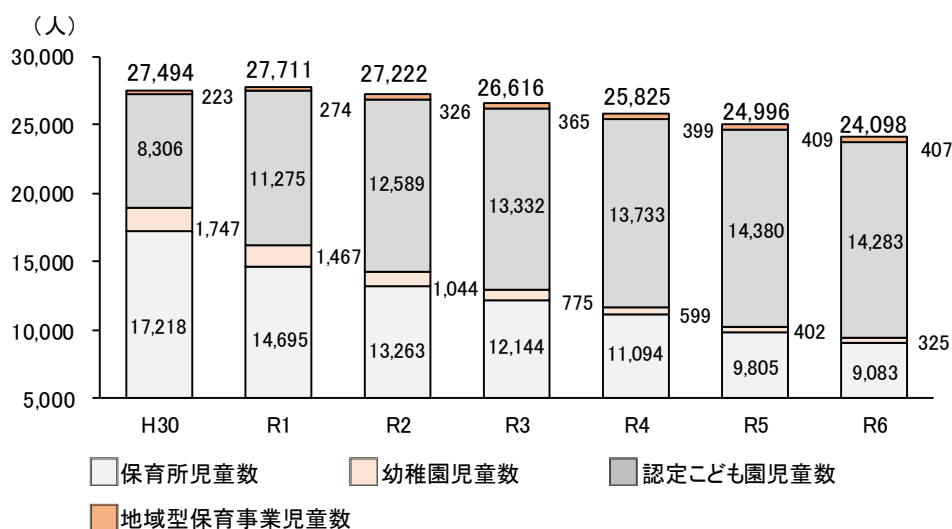
出典: 国勢調査 ※四捨五入により合計が 100%にならない場合があります。

(3) こどもの数の推移

① 幼児教育・保育施設における児童数の推移

平成 27 年の子ども・子育て支援制度施行以降、新潟市の多くの保育所、幼稚園が認定こども園へ移行したことに伴い、保育所児童数、幼稚園児童数が減少し、認定こども園児童数が増加しています。

<図表 6>

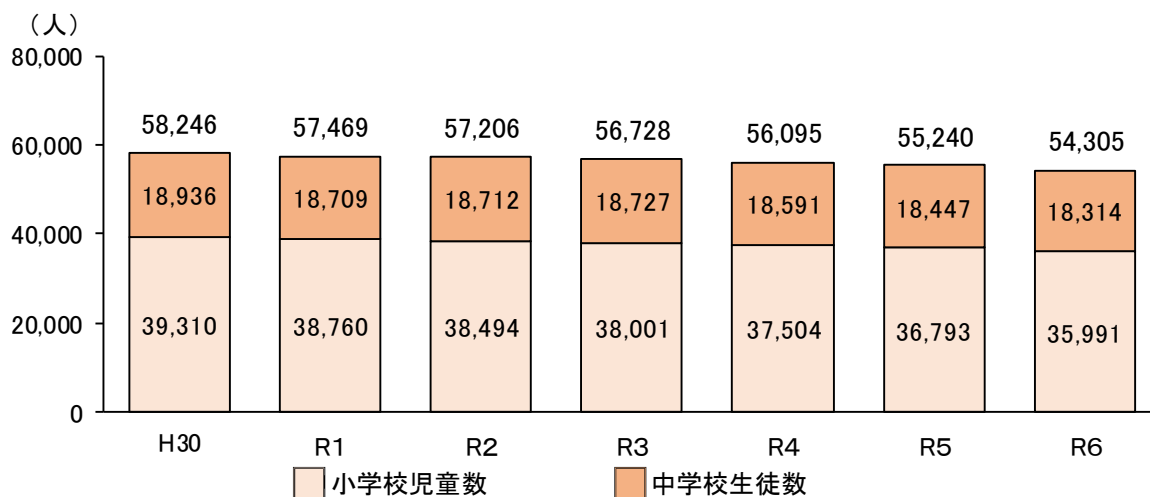


出典: 新潟市幼保運営課、学校支援課(各年 5 月 1 日現在)

② 小学校、中学校の児童・生徒数の推移

新潟市立の小学校、中学校の児童・生徒数は、少子化に伴い平成 30 年の 58,246 人から令和 6 年の 54,305 人までゆるやかに減少しています。令和 6 年には小学校児童数は 36,000 人、中学校生徒数は 18,500 人を下回って推移しています。

<図表 7>

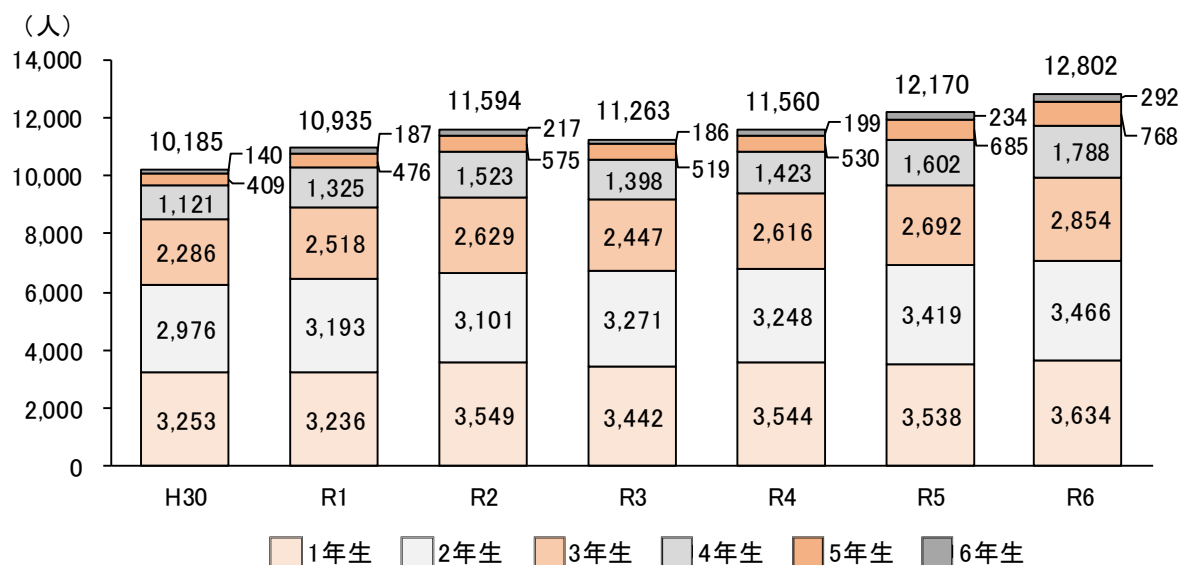


出典：新潟市教育委員会事務局（各年 5 月 1 日現在）

③ 放課後児童クラブの利用人数の推移

新潟市の放課後児童クラブの利用状況は、1 年生から 3 年生の利用が多くを占めていますが、近年では 4 年生以上の利用も増加傾向にあり、総数は平成 30 年の 10,185 人から令和 6 年の 12,802 人まで増加しています。

<図表 8>



出典：新潟市こども政策課（各年 5 月 1 日現在）

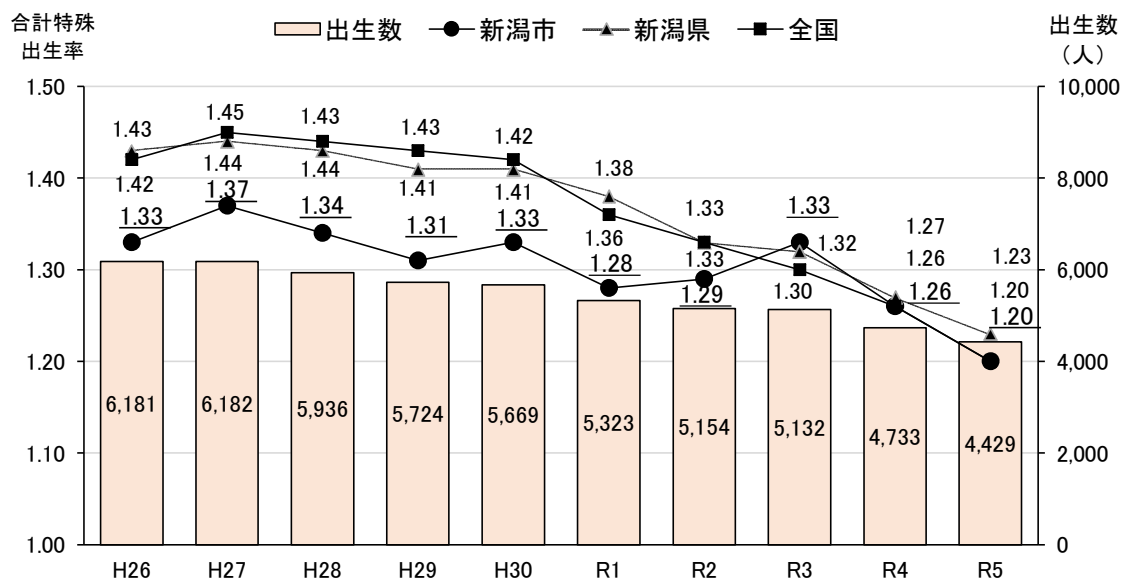
(4) 出生数の推移

① 出生数及び合計特殊出生率の推移

新潟市の出生数は、全国と同様に減少し、平成 26 年の 6,181 人から令和 5 年には 4,429 人に減少しています。

新潟市の合計特殊出生率（一人の女性が生涯に出産するこどもの数の平均）は、全国や新潟県と同様に平成 27 年をピークに低下しています。

<図表 9>



出典：人口動態統計

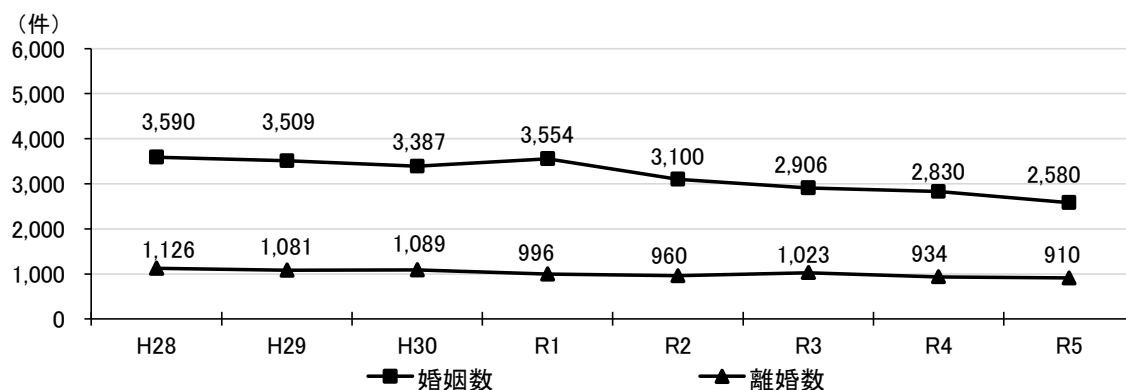
(5) 婚姻、離婚数の推移

① 婚姻、離婚件数の推移

新潟市の婚姻数は全体的に減少傾向にあり、特に令和2年から令和5年にかけて急激に減少が見られます。平成28年の3,590件から令和5年の2,580件に減少しています。

離婚数は平成28年の1,126件から令和4、5年は900件台と緩やかな減少傾向にあります。

<図表 10>



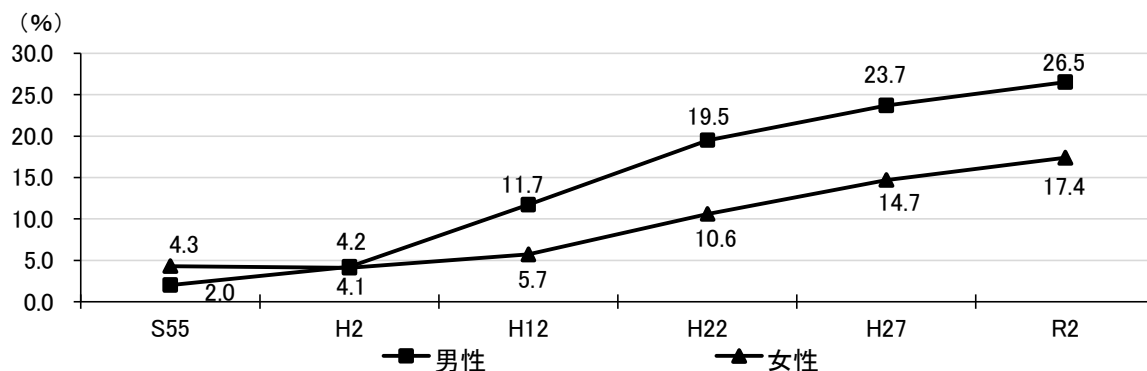
出典：人口動態統計

② 50歳時未婚率の推移

近年、新潟市の50歳時未婚率（45～49歳及び50～54歳の未婚率の平均値）は男女とも一貫して増加しており、特に平成12年以降、増加率が加速している様子が見られます。また、男性の未婚率は女性を上回る傾向にあります。

令和2年の未婚率は、男性が26.5%、女性が17.4%となっています。

<図表 11>



出典：国勢調査

③ 平均初婚年齢と第1子の平均出生時年齢

新潟市の平均初婚年齢及び第1子の平均出生時年齢は男女ともほぼ横ばい傾向です。平均初婚年齢は、夫が約31歳、妻が約29歳となっています。第1子出生時の平均年齢は、父親が約33歳、母親が約31歳です。

<図表 12>

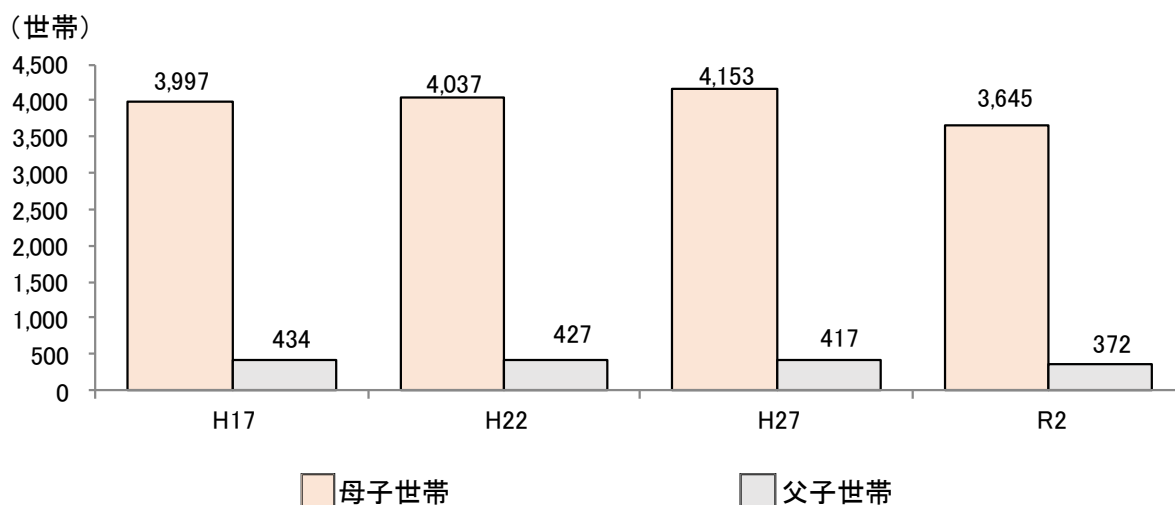
(歳)	夫(父親)						妻(母親)					
	H25	H27	H29	R1	R3	R5	H25	H27	H29	R1	R3	R5
平均初婚年齢	30.6	30.9	31.0	30.7	30.6	30.6	29.2	29.6	29.4	29.2	29.4	29.4
第1子平均出生時年齢	32.3	32.8	32.8	32.5	32.6	32.7	30.5	31.0	31.0	30.7	30.8	31.0

出典：人口動態統計

(6) 母子世帯、父子世帯数の推移

新潟市の母子世帯数は、令和2年は3,645世帯で、平成27年より508世帯の減少となっています。父子世帯数は、令和2年は372世帯で、平成27年より45世帯の減少となっています。

<図表 13>



出典：国勢調査

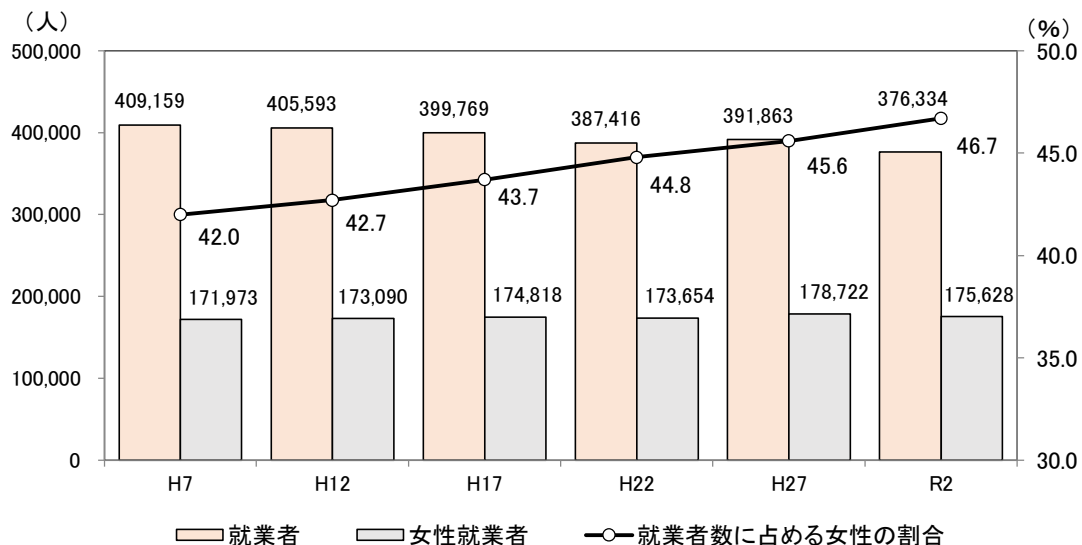
※国勢調査における母子(父子)世帯とは、未婚、死別又は離別の女親(男親)とその未婚の20歳未満のこどものみからなる一般世帯をいう。

(7) 就労状況

① 就業者数、女性就業者の人数・割合

新潟市の就業者数は平成 7 年以降減少傾向にありましたが、平成 22 年から平成 27 年にかけて増加しました。しかし、平成 27 年から令和 2 年にかけて再び減少しています。また、就業者全体に占める女性就業者は、平成 7 年の 171,973 人（42.0%）から令和 2 年には 175,628 人（46.7%）と人数・割合とも増加しています。

<図表 14>

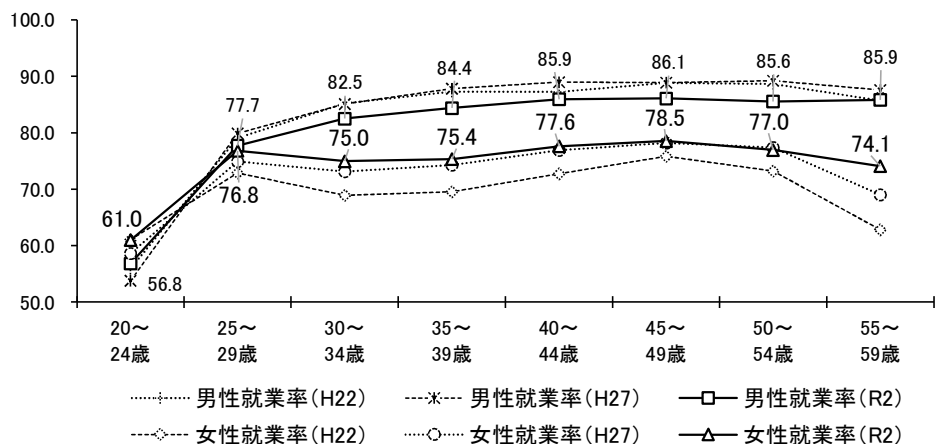


出典：国勢調査

② 女性の年齢別就業率

新潟市の女性の年齢別就業率は、平成 22 年には 30～39 歳の就業率の低さから M 字カーブを描いていましたが、令和 2 年には女性の就業率が全体的に上昇し、M 字カーブが緩やかになっています。カーブが浅くなっており、台形へと近づきつつあることが分かります。

<図表 15>

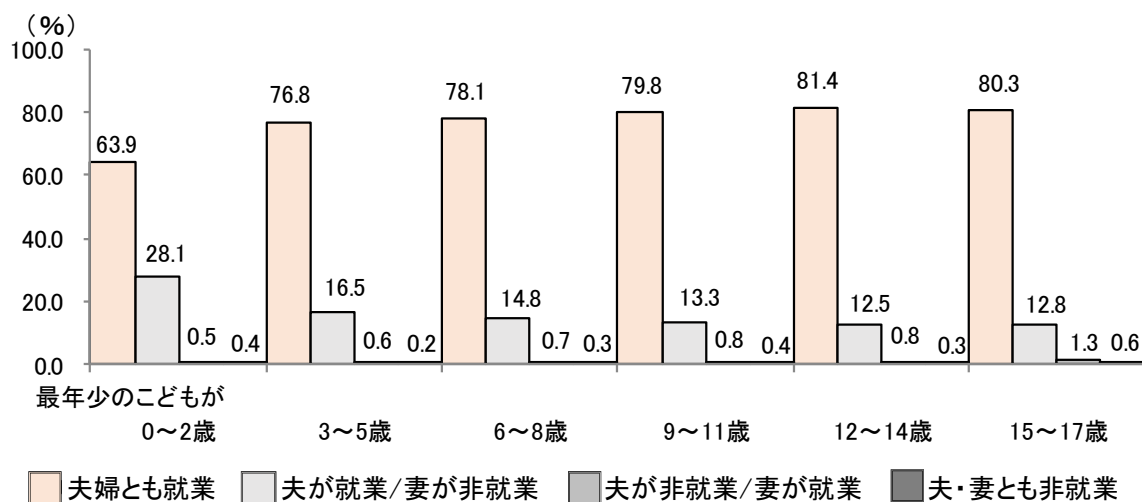


出典：国勢調査

③ こどもの年齢別夫婦の就業状態

新潟市における、最年少のこどもの年齢別の夫婦の就業状態について、「夫婦とも就業」の割合は3歳未満で63.9%となっていますが、年齢があがるにつれて増加する傾向にあり、9歳から17歳ではおよそ8割となっています。

<図表 16>

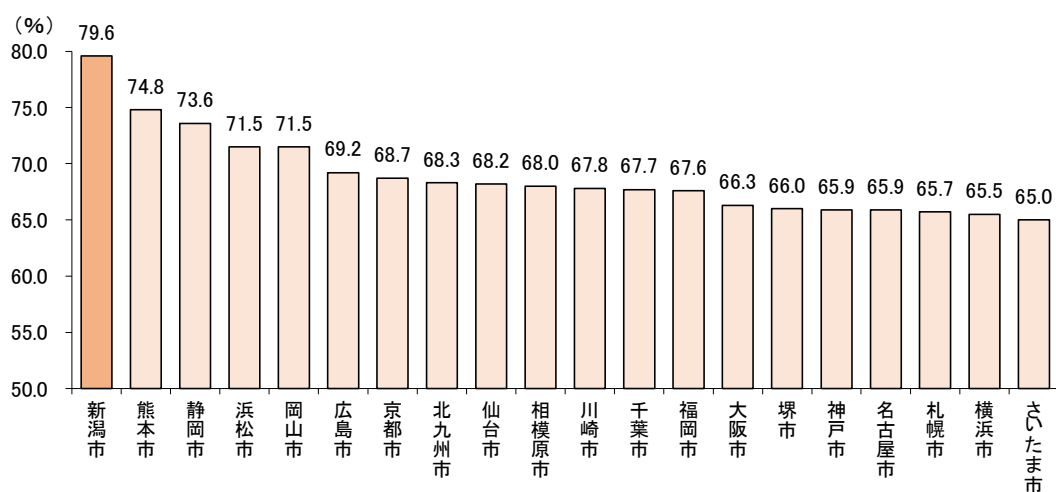


出典: 国勢調査

④ こどもがいる世帯の共働き率

令和2年の政令指定都市における18歳未満のこどもがいる世帯の共働き率は、新潟市が79.6%と最も高くなっています。

<図表 17>



出典: 国勢調査

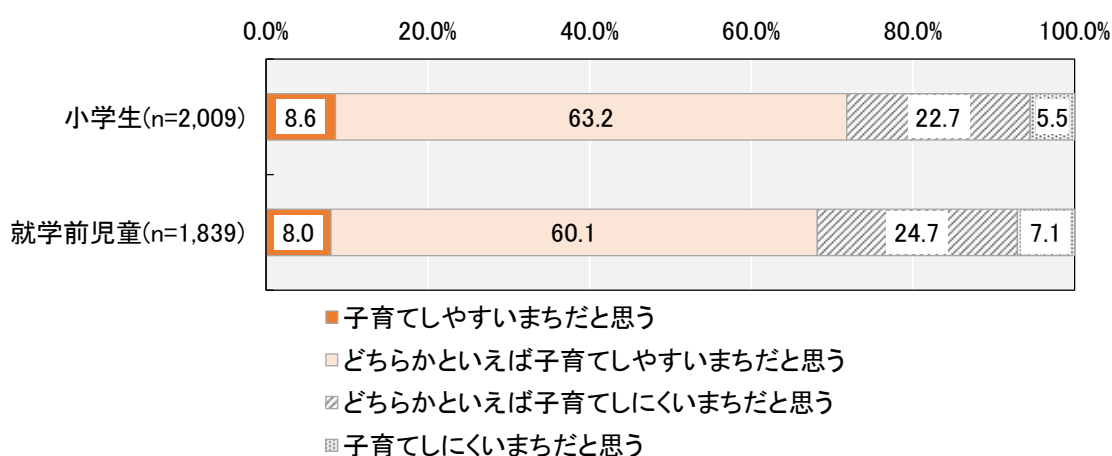
5. 2 計画策定にあたっての状況と課題

(1) 子育てのしやすさの評価

※「就学前児童保護者調査」「小学生保護者調査」

新潟市の子育てのしやすさの評価については、就学前児童・小学生を持つ保護者ともに同様の結果となっており、「子育てしやすいまちだと思う」と「どちらかといえば子育てしやすいまちだと思う」を合わせた割合が約7割となっており、5年前に比べると、微減しました。一方で、「子育てしにくいまちだと思う」と「どちらかといえば子育てしにくいまちだと思う」を合わせた割合は約3割となっています。

■子育てしやすいまちだと思う



出典：R5「ニーズ調査」就学前児童保護者【問 35】／小学生保護者【問 26】

次に、子育てについて「楽しいと感じること」の割合は就学前児童と小学生の半数以上が「多い(4と5の合計)」と回答していますが、就学前児童に比べて小学生でやや割合が低くなっています。地域の子育て支援や子育て環境については、中間の「3」が最も多く、次いで「やや不十分(2)」の回答が多くなっています。

■子育てや子育て支援の実感

表示：%		少ない ← → 多い				
(就学前児童n=1,839 小学生n=2,009)		1	2	3	4	5
①楽しいと感じることが	就学前児童	4.8	4.9	26.2	28.4	35.6
	小学生	6.0	6.4	34.1	27.2	26.3
②負担と感じることが	就学前児童	10.1	17.0	37.7	20.7	14.5
	小学生	14.0	16.2	40.2	16.8	12.8
③不安を感じる事が	就学前児童	13.8	21.0	36.2	17.5	11.5
	小学生	14.8	19.4	36.7	17.0	12.1
		不十分 ← → 十分				
		1	2	3	4	5
④住んでいる地域の 子育ての支援について	就学前児童	13.1	23.7	46.7	12.6	3.9
	小学生	13.1	20.7	51.3	11.4	3.5
⑤住んでいる地域の 子育て環境について	就学前児童	8.6	20.0	50.0	16.5	4.9
	小学生	8.0	17.3	52.7	16.8	5.2

出典：R5「ニーズ調査」就学前児童保護者【問 39】／小学生保護者【問 31】

※四捨五入により合計が100%にならない場合があります。

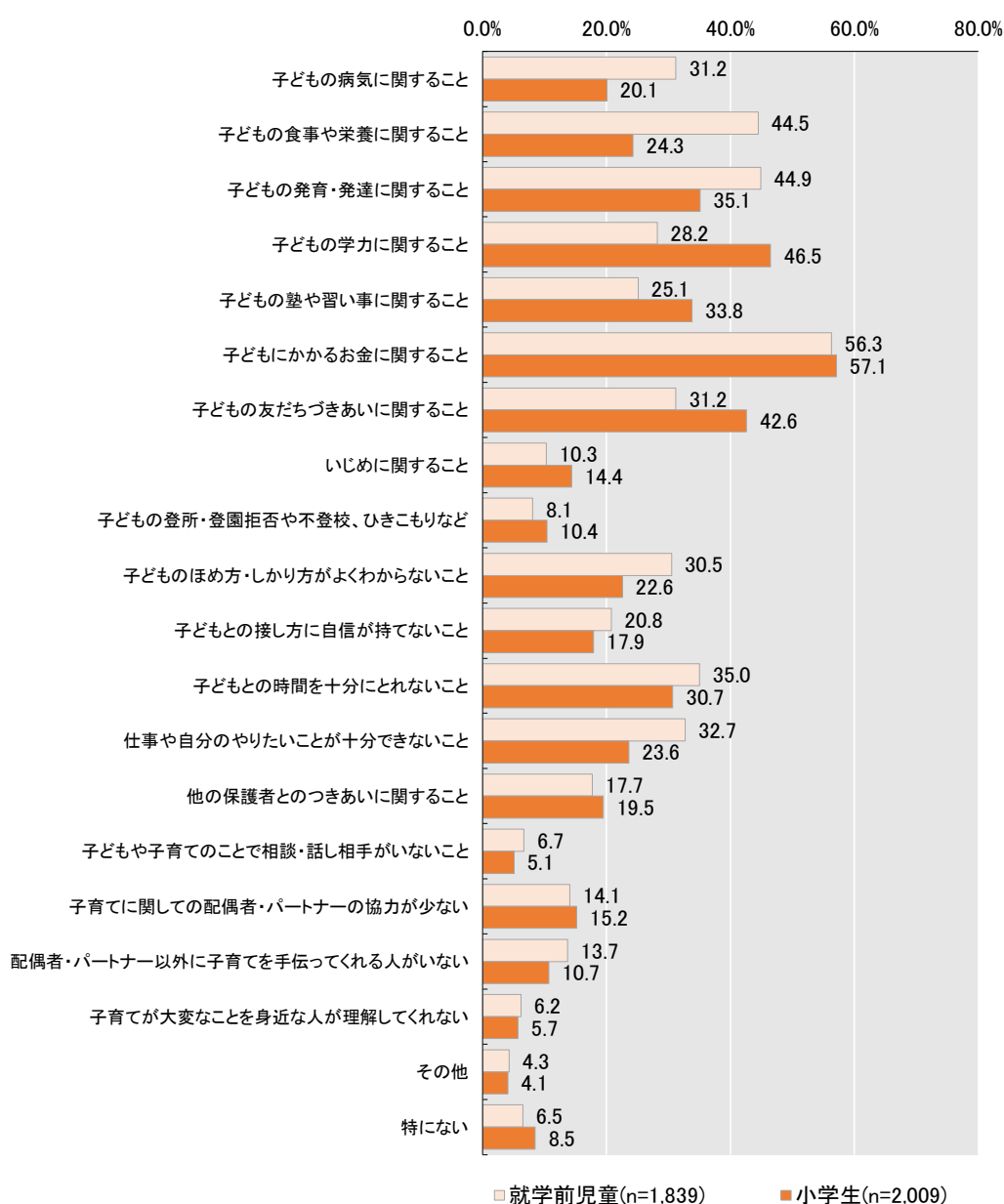
(2) 子育てで日ごろ悩むこと、気になること

※「就学前児童保護者調査」「小学生保護者調査」

子育てで日ごろ悩むこと、気になることについては、就学前児童と小学生のいずれも「子どもにかかるお金に関すること」が5割強と最も高くなっています。

また、調査の結果で差がみられた項目としては、就学前児童では「子どもの食事や栄養に関すること」が20ポイント以上、「子どもの病気にに関すること」が10ポイント以上小学生よりも高くなっています。小学生では「子どもの学力に関すること」が20ポイント近く、「子どもの友だちづきあいに関すること」が10ポイント以上就学前児童より高くなっています。

■子育てや子育て支援の実感度合



出典：R5「ニーズ調査」就学前児童保護者【問13】／小学生保護者【問14】

(3) ソーシャルサポートで期待できる方の有無

※「就学前児童保護者調査」

相談・子育ての手伝い・家事の手伝い・こどもの預かりについてサポートを得られる人の有無については、いずれの項目も「配偶者・パートナー」や「実母・義母」の回答が多くなっています。

また、市外での出産や子育て経験の有無別でみると、いずれの項目においても、市外での出産・子育て経験がある方の「実母・義母」の割合がやや低くなる傾向がみられます。一方、「友人・知人」の項目においては、市外での出産・子育て経験の有無による差はみられませんでした。

■各項目（A～D）でソーシャルサポートを期待できる方

〔市外での出産・子育て経験別、主な選択肢を抜粋〕

問11A 子育ての相談		n数	配偶者・パートナー	実父・義父	実母・義母	友人・知人	いない
問10①市外での 出産経験	全体	1,839	84.3	37.8	77.1	41.1	2.1
	ある	386	85.5	36.0	72.0	40.9	3.9
	ない	1,453	84.0	38.3	78.4	41.1	1.6
問10②市外での 子育て経験	全体	1,839	84.3	37.8	77.1	41.1	2.1
	ある	354	84.2	36.4	70.6	42.7	4.8
	ない	1,485	84.4	38.1	78.6	40.7	1.4
問11B 子育ての手伝い		n数	配偶者・パートナー	実父・義父	実母・義母	友人・知人	いない
問10①市外での 出産経験	全体	1,839	88.9	44.5	75.2	4.5	2.0
	ある	386	91.7	40.7	64.2	4.1	2.6
	ない	1,453	88.1	45.5	78.1	4.6	1.9
問10②市外での 子育て経験	全体	1,839	88.9	44.5	75.2	4.5	2.0
	ある	354	90.7	42.9	68.1	4.0	2.3
	ない	1,485	88.4	44.8	76.9	4.6	2.0
問11C 家事の手伝い		n数	配偶者・パートナー	実父・義父	実母・義母	友人・知人	いない
問10①市外での 出産経験	全体	1,839	84.7	11.4	38.4	0.5	6.7
	ある	386	85.5	11.9	30.8	0.5	8.3
	ない	1,453	84.4	11.2	40.4	0.5	6.3
問10②市外での 子育て経験	全体	1,839	84.7	11.4	38.4	0.5	6.7
	ある	354	82.5	12.1	33.6	0.3	9.6
	ない	1,485	85.2	11.2	39.5	0.5	6.1
問11D 子どもを預ける		n数	配偶者・パートナー	実父・義父	実母・義母	友人・知人	いない
問10①市外での 出産経験	全体	1,839	72.7	40.7	75.8	2.4	5.6
	ある	386	74.1	34.2	61.7	3.4	8.5
	ない	1,453	72.3	42.4	79.6	2.2	4.8
問10②市外での 子育て経験	全体	1,839	72.7	40.7	75.8	2.4	5.6
	ある	354	72.0	37.0	65.3	4.2	8.2
	ない	1,485	72.9	41.5	78.3	2.0	5.0

出典：R5「ニーズ調査」就学前児童保護者【問11】

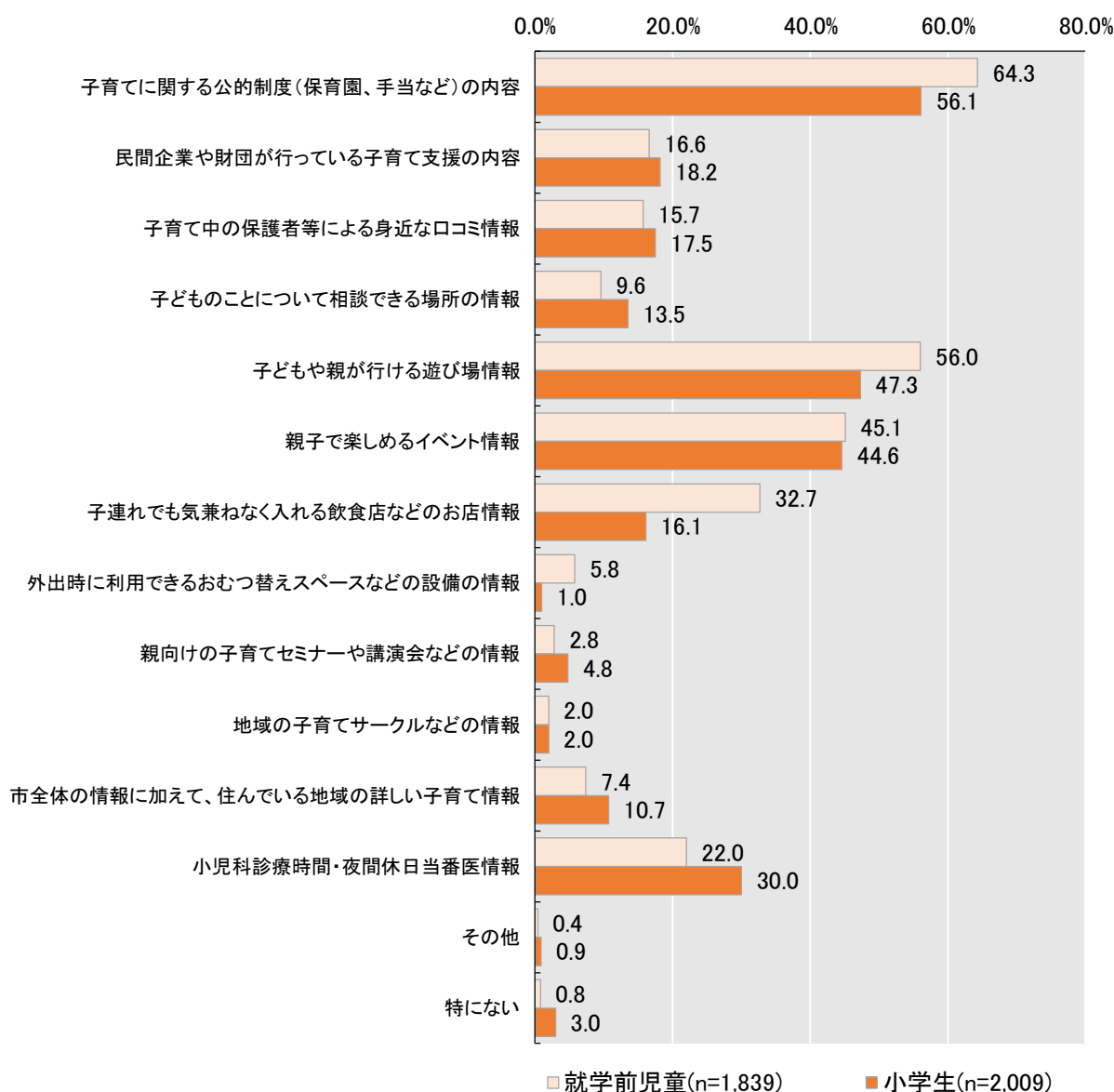
(4) 子育て情報で欲しい内容

※「就学前児童保護者調査」「小学生保護者調査」

子育て情報で欲しい内容については、就学前児童では「子育てに関する公的制度（保育園、手当など）の内容」が6割以上で最も多く、次いで「子どもや親が行ける遊び場情報」が5割以上、「親子で楽しめるイベント情報」が4割以上となっています。

小学生では、「子育てに関する公的制度（保育園、手当など）の内容」が5割強で最も多く、そのほか「子どもや親が行ける遊び場情報」、「親子で楽しめるイベント情報」が4割以上で多くなっています。

■ 子育て情報で欲しい内容



出典：R5「ニーズ調査」就学前児童保護者【問 36】／小学生保護者【問 24】

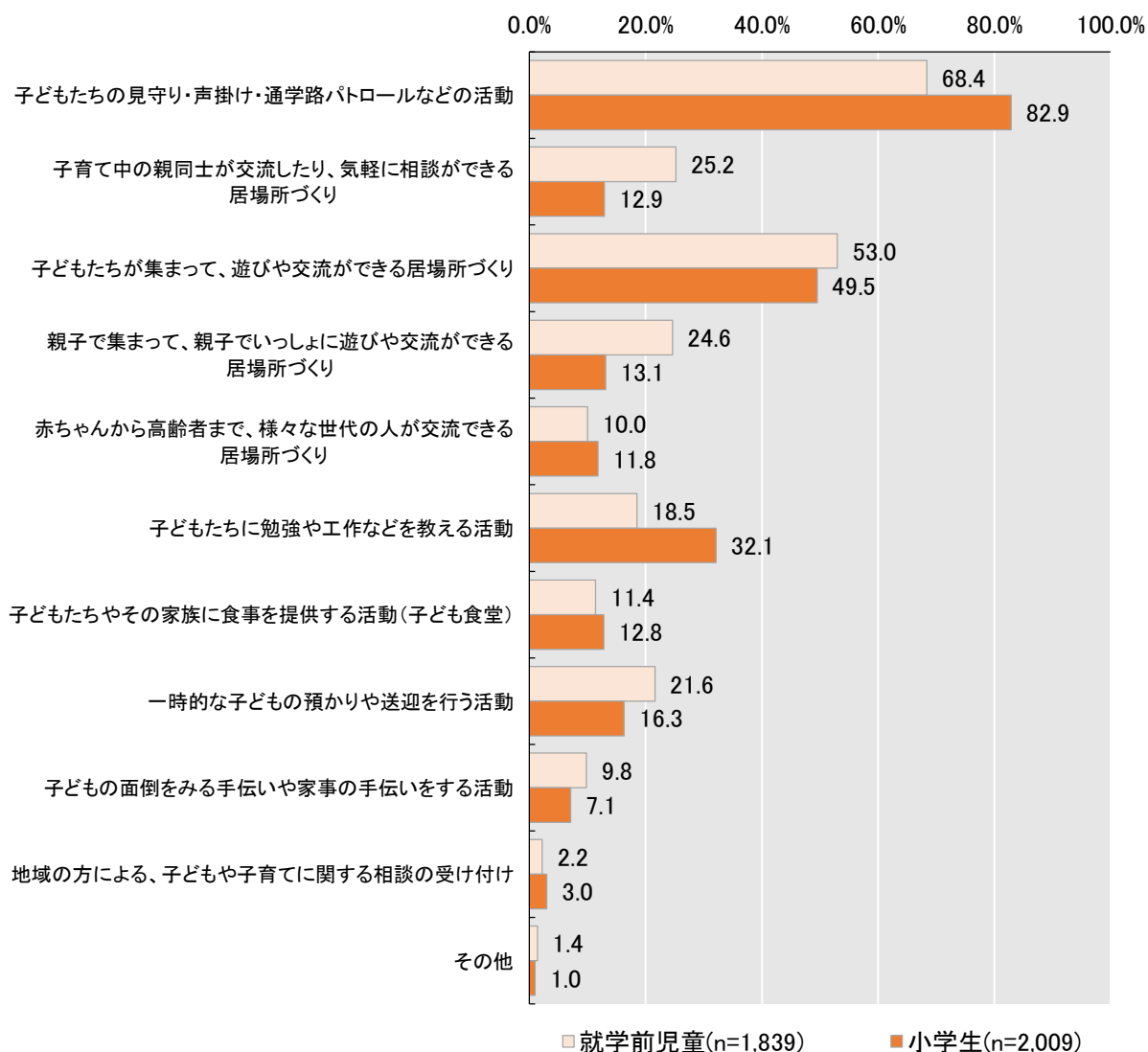
(5) あったらよいと思う地域主体の活動

※「就学前児童保護者調査」「小学生保護者調査」

地域主体の子育て支援活動としてあたらよいと思うものについては、就学前児童と小学生のいずれも「子どもたちの見守り・声掛け・通学路パトロールなどの活動」が最も多く、次いで「子どもたちが集まって、遊びや交流ができる居場所づくり」が5割前後となっています。

また、就学前児童では、「子育て中の親同士が交流したり、気軽に相談ができる居場所づくり」や「親子で集まって、親子でいっしょに遊びや交流ができる居場所づくり」が2割台で小学生よりも10ポイント以上高くなっています。一方で、小学生では「子どもたちに勉強や工作などを教える活動」が就学前児童に比べて10ポイント以上高くなっています。

■ あたらよいと思う地域主体の子育て支援活動



出典：R5「ニーズ調査」就学前児童保護者【問42】／小学生保護者【問29】

(6) 平均理想こども数・平均予定こども数、こどもの数が理想よりも少ない理由

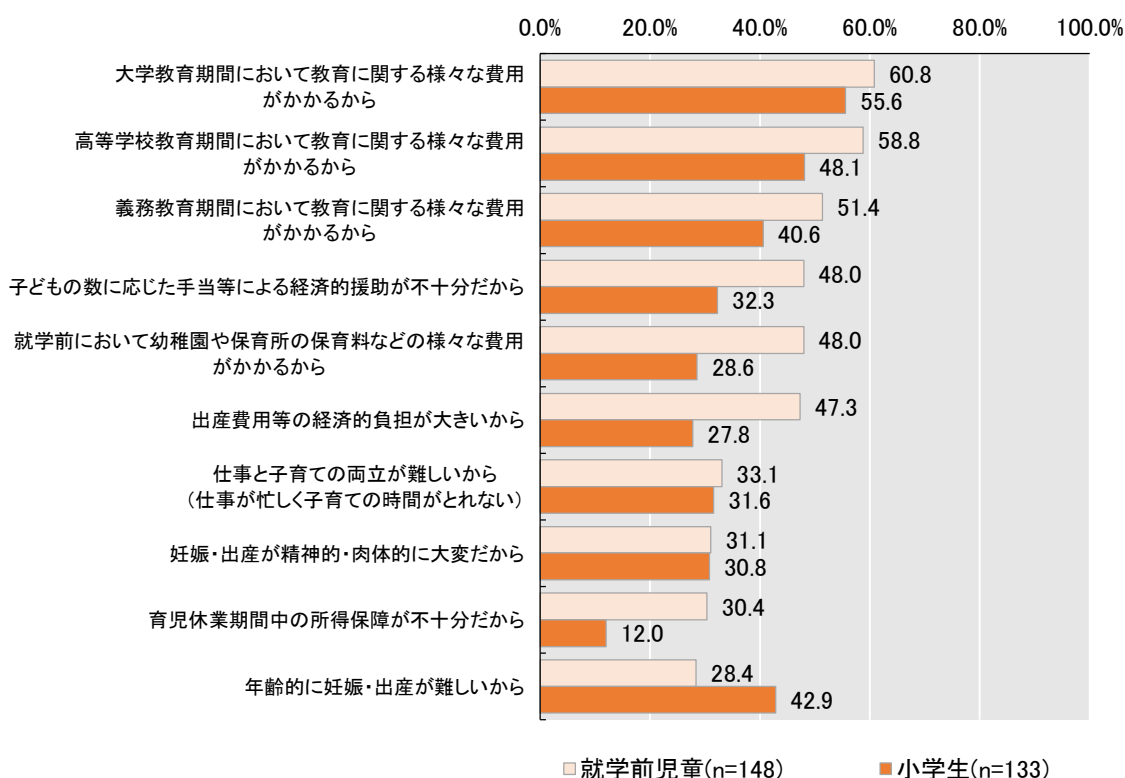
※「令和6年度新潟市子育て市民アンケート」（「就学前児童保護者調査」「小学生保護者調査」）

就学前児童の理想的なこどもの数は「2.59 人」、「実際にもつ子どもの数」は「2.22 人」で 0.37 人の差があり、小学生の理想的なこどもの数は「2.57 人」、「実際にもつ子どもの数」は「2.19 人」で 0.38 人の差があります。

実際にもつこどもの数が理想よりも少ない理由については、就学前児童と小学生のいずれも上位 4 項目は共通しており、「大学教育期間において教育に関する様々な費用がかかるから」、「高等学校教育期間において教育に関する様々な費用がかかるから」、「義務教育期間において教育に関する様々な費用がかかるから」、「子どもの数に応じた手当等による経済的援助が不十分だから」の回答となっています。

上位 4 項目以下は、出産費用等の経済的負担、仕事と子育ての両立が難しい状況、妊娠・出産に伴う精神的・肉体的負担などの理由が続いています。

■ こどもの数が理想よりも少ない理由〔30%以上の回答があった項目のみ〕



出典：R6「子育て市民アンケート」就学前児童保護者【問 6】／小学生保護者【問 7】

(7) 仕事と子育ての両立に必要なこと

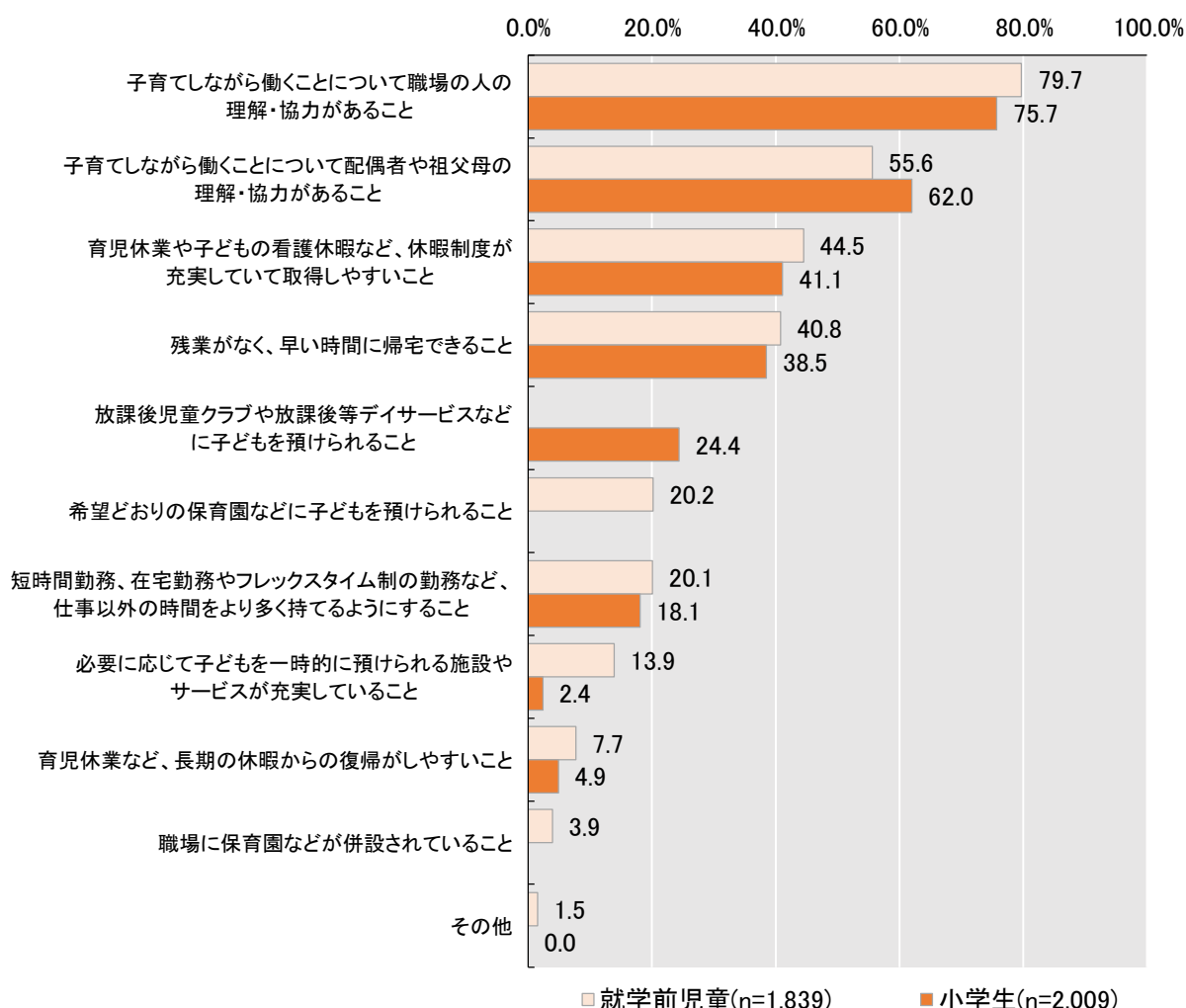
※「就学前児童保護者調査」「小学生保護者調査」

仕事と子育ての両立に必要なことについては、就学前児童と小学生のいずれも「子育てしながら働くことについて職場の人の理解・協力があること」が8割弱で最も多く、次いで「子育てしながら働くことについて配偶者や祖父母の理解・協力があること」が6割前後となっています。

また、就学前児童では「希望どおりの保育園などに子どもを預けられること」に、小学生では「放課後児童クラブや放課後等デイサービスなどに子どもを預けられること」に2割以上の回答があります。

職場環境の整備や働き方に関する理解という面と、保育サービスなどの基盤整備の両面を充実させていくことが求められています。

■ 仕事と子育ての両立に必要なこと



※「希望どおりの保育園などに子どもを預けられること」及び「職場に保育園などが併設されていること」は就学前児童のみ、「放課後児童クラブや放課後等デイサービスなどに子どもを預けられること」は小学生のみの項目。

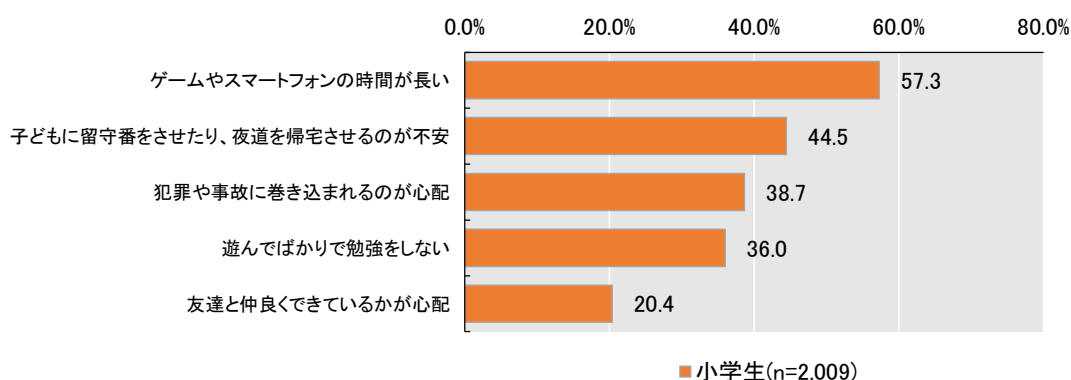
出典：R5「ニーズ調査」就学前児童保護者【問16】／小学生保護者【問17】

(8) 放課後の過ごし方で心配なこと

※「小学生保護者調査」

放課後の過ごし方で心配なこととして、「ゲームやスマートフォンの時間が長い」が6割弱で最も多く、「子どもに留守番をさせたり、夜道を帰宅させるのが不安」が4割強となっています。

■放課後の過ごし方で心配なこと〔上位5項目〕



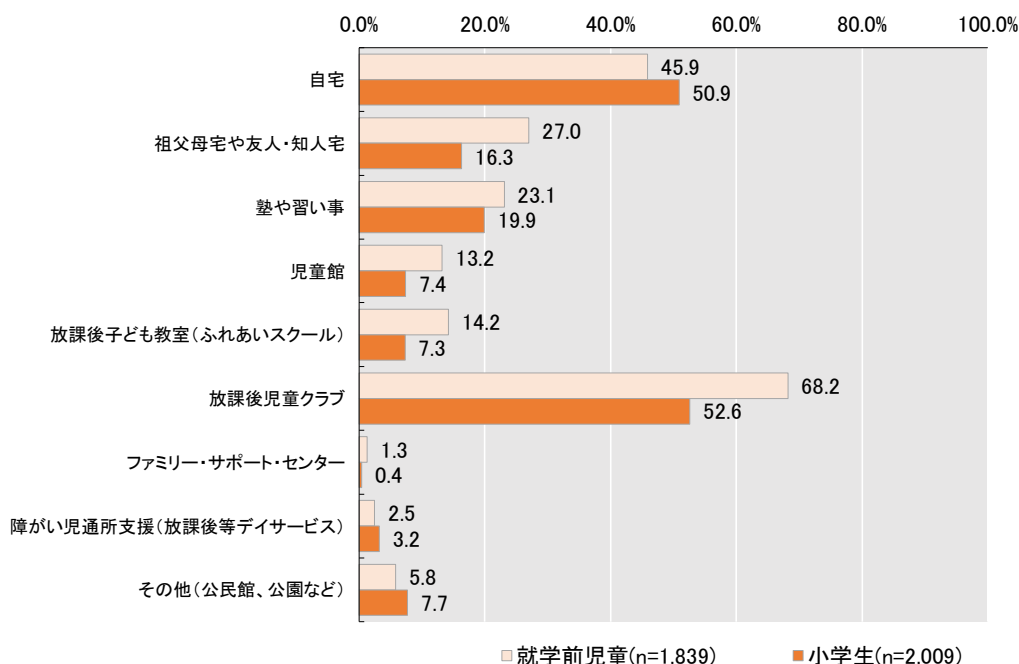
出典：R5「ニーズ調査」小学生保護者【問20】

(9) 放課後に過ごさせたい場所

※「就学前児童保護者調査」「小学生保護者調査」

小学校低学年（1～3年生）では、放課後に過ごさせたい場所について、就学前児童と小学生のいずれも「放課後児童クラブ」が最も多くなっていますが、就学前児童は約7割であるのに対して、小学生では5割強と15ポイントの差があります。次いで「自宅」が5割前後となっています。

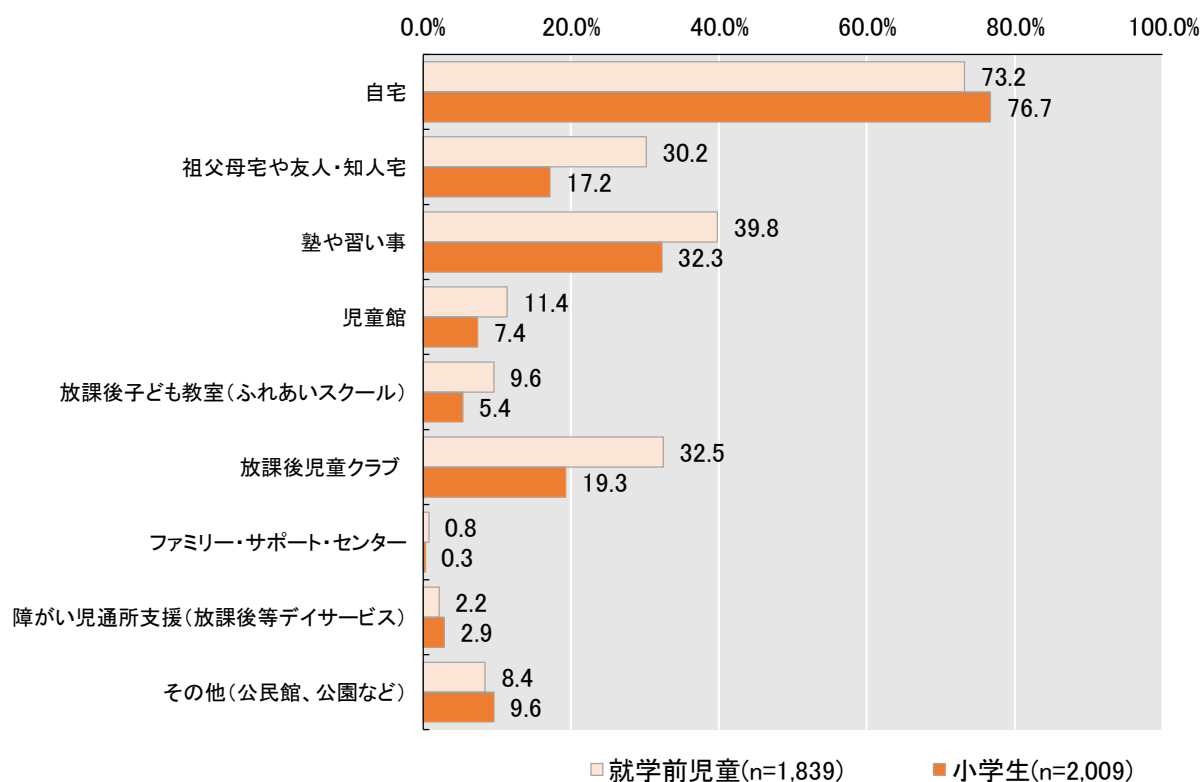
■放課後に過ごさせたい場所（低学年）



出典：R5「ニーズ調査」就学前児童保護者【問29①】／小学生保護者【問18①】

小学校高学年（４～６年生）では、放課後に過ごさせたい場所について、就学前児童と小学生のいずれも「自宅」が７割強で最も多くなっています。次いで「塾や習い事」が３割台となっています。

■ 放課後に過ごさせたい場所（高学年）



出典：R5「ニーズ調査」就学前児童保護者【問 29②】／小学生保護者【問 18②】

(10) こどもが望む居場所

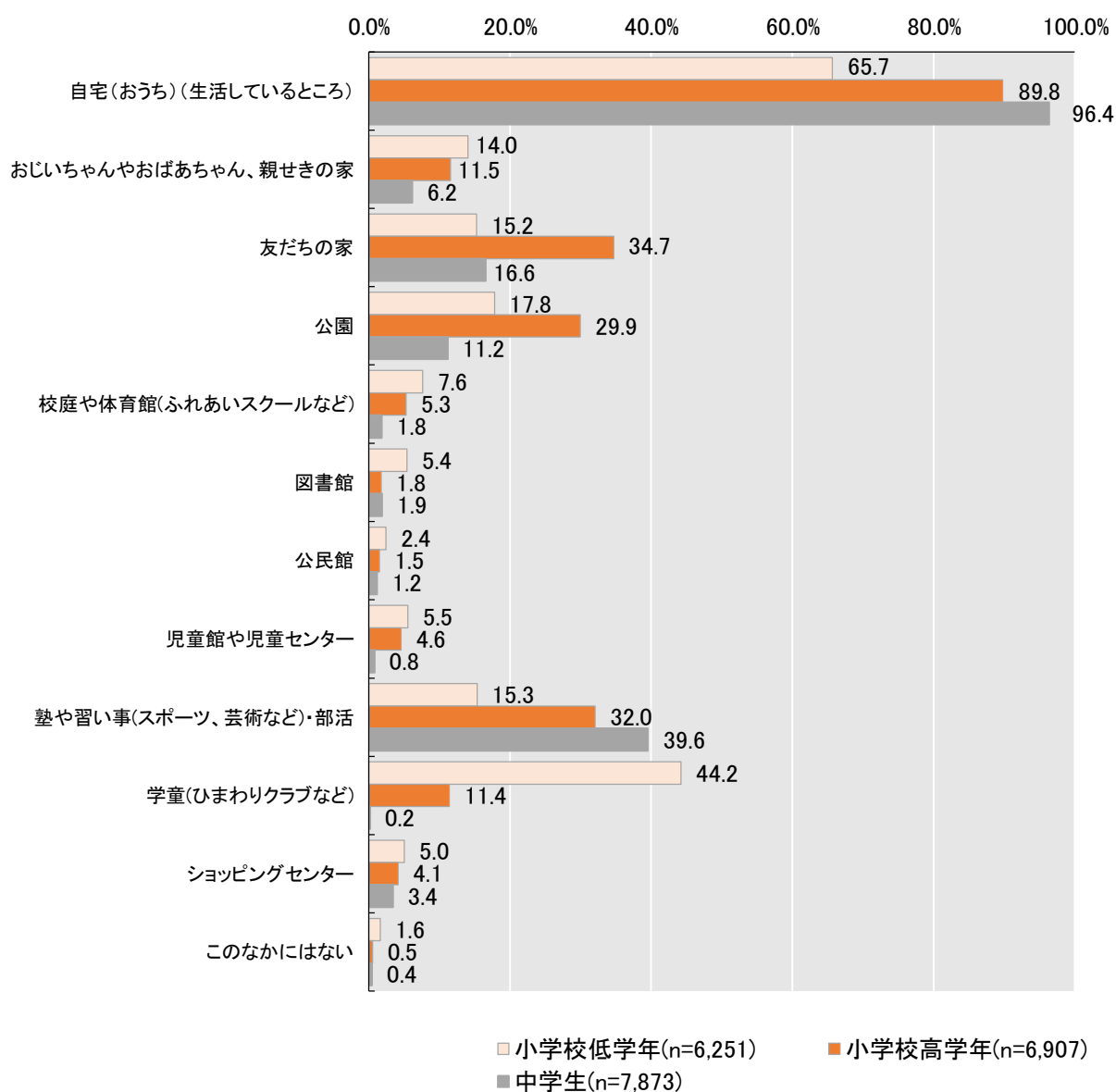
※「こどもの居場所に関するアンケート」

放課後に過ごす場所については、小学校低学年（１～３年生）、小学校高学年（４～６年生）及び中学生のいずれも「自宅（おうち）（生活しているところ）」が最も多い結果となっています。

「自宅（おうち）（生活しているところ）」「塾や習い事(スポーツ、芸術など)・部活」の割合は、学年が上がるにつれて増加しています。一方、「おじいちゃんやおばあちゃん、親せきの家」、「学童（ひまわりクラブなど）」の割合は、学年が上がるにつれて減少しています。

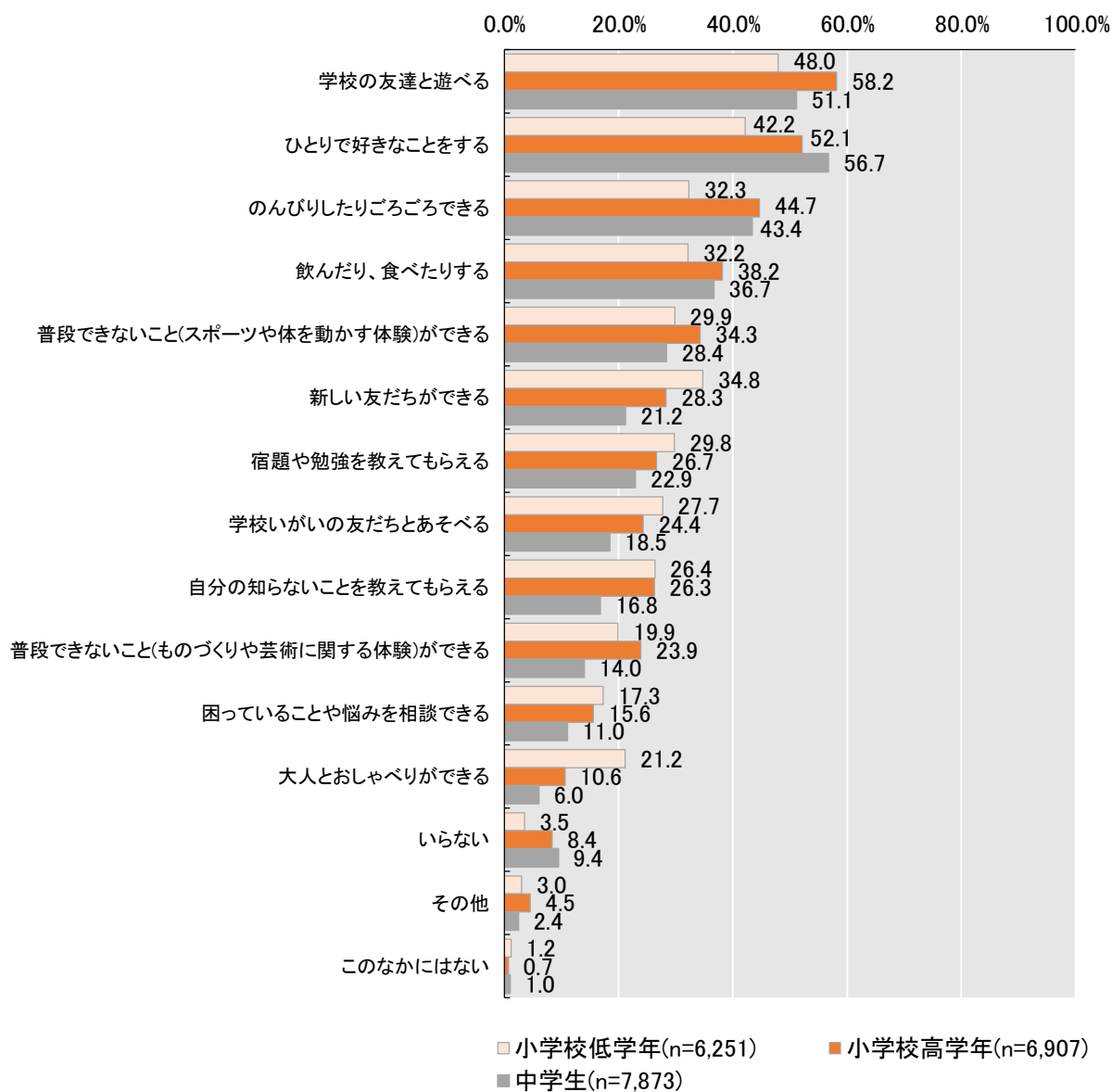
こどもが望む居場所については、小学校低学年（１～３年生）、小学校高学年（４～６年生）及び中学生のいずれも「学校の友達と遊べる」「ひとりで好きなことをする」が５割前後で多くなっています。「ひとりで好きなことをする」の回答は、学年が上がるにつれて増加しています。

■放課後に過ごす場所



出典：R6「こどもの居場所に関わるアンケート」（小・中学生）【問5】

■ こどもが望む居場所

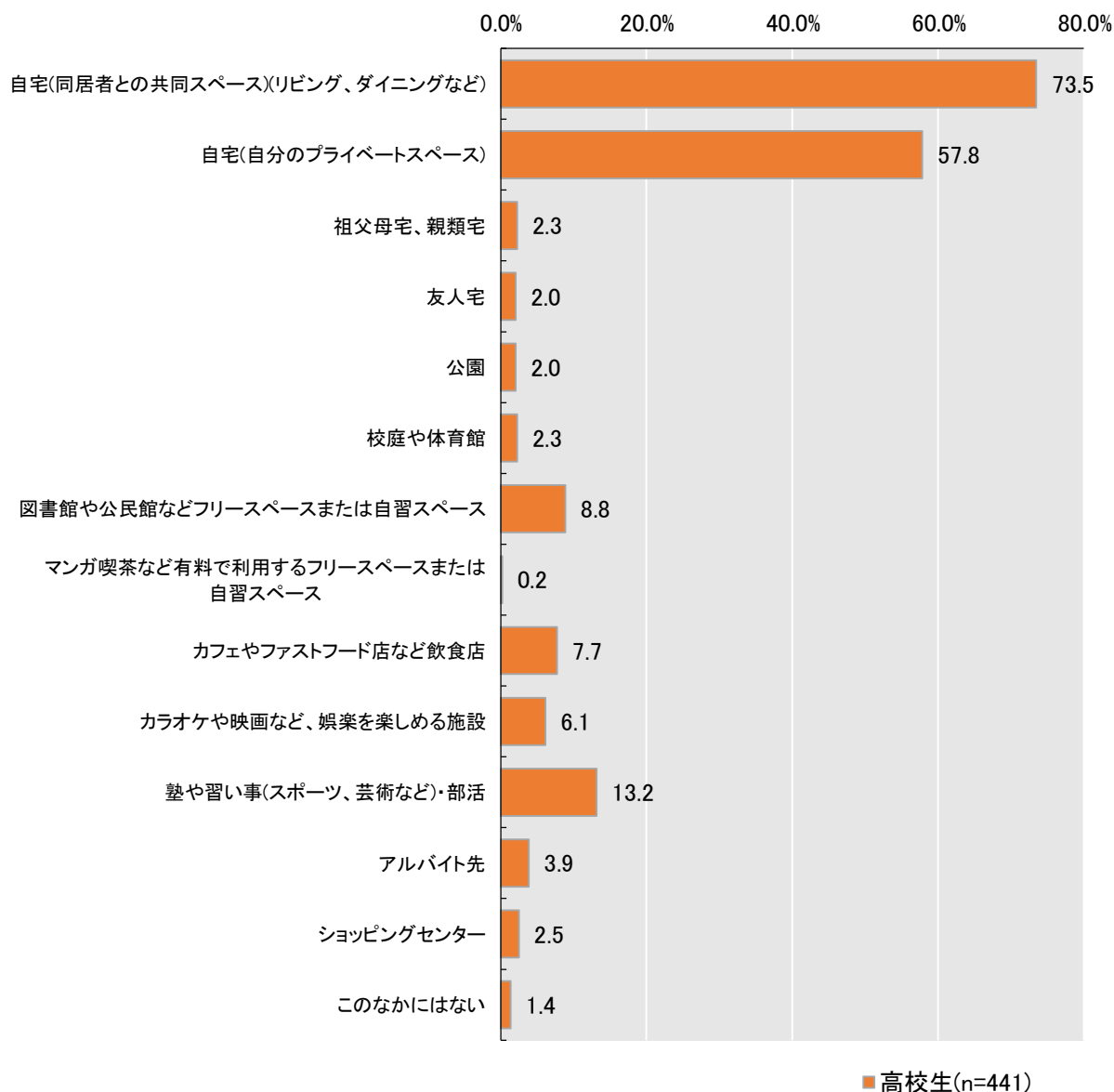


出典：R6「こどもの居場所に関わるアンケート」（小・中学生）【問 17】

高校生が放課後に過ごす場所については、「自宅(同居者との共同スペース)(リビング、ダイニングなど)」「自宅(自分のプライベートスペース)」が多い結果となっています。また、「塾や習い事(スポーツ、芸術など)・部活」に通う割合は1割以上となっています。

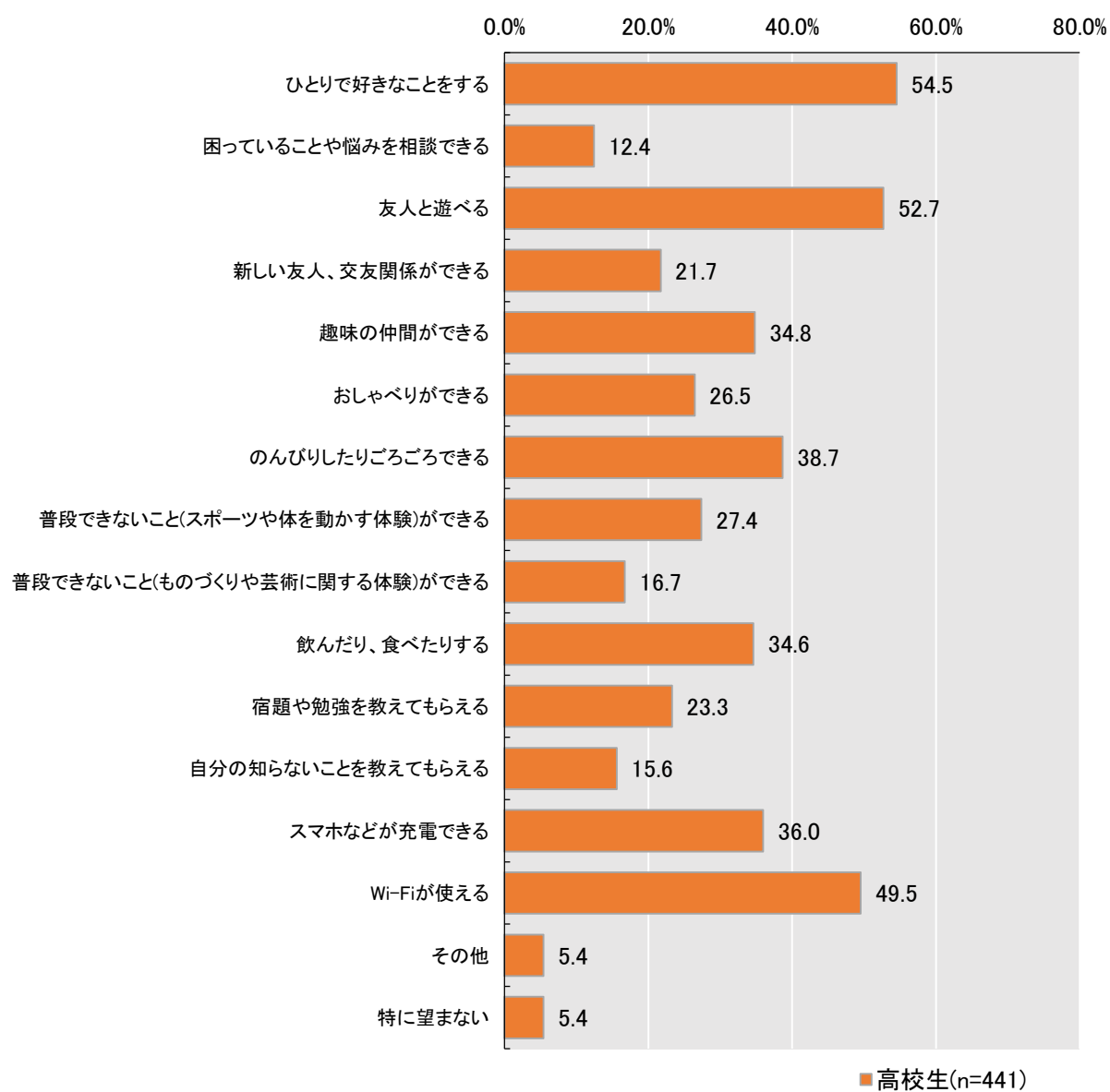
高校生が望む居場所については、「ひとりで好きなことをする」「友人と遊べる」「Wi-Fiが使える」が5割前後で多くなっています。

■ 放課後に過ごす場所



出典：R6「こどもの居場所に関わるアンケート」(高校生)【問10】

■ 高校生が望む居場所



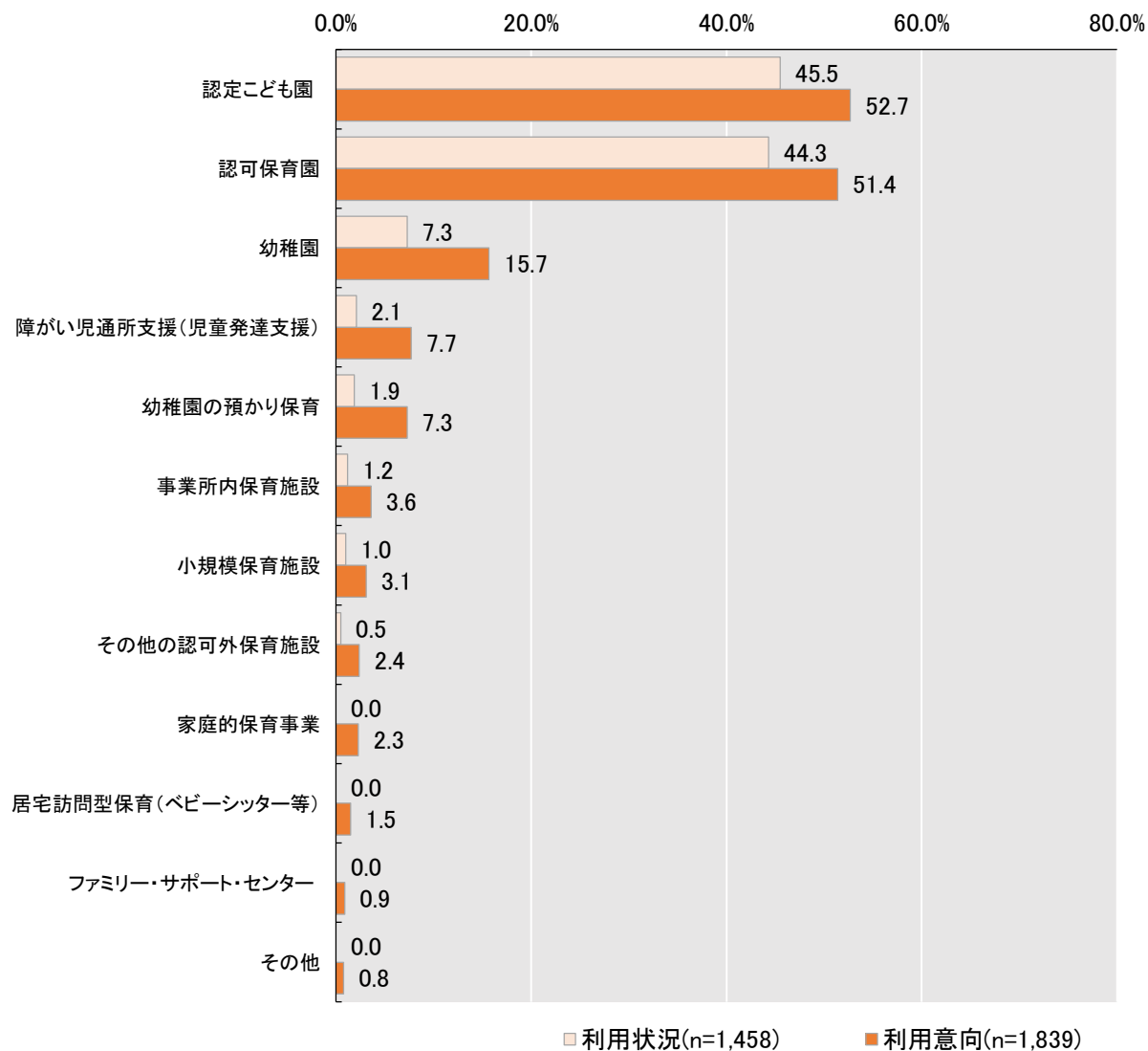
出典：R6「こどもの居場所に関わるアンケート」（高校生）【問 20】

(11) 定期的な幼稚園・保育サービス等の利用状況・意向

※「就学前児童保護者調査」「小学生保護者調査」

定期的な幼稚園・保育サービス等の利用状況・利用意向については、「認定こども園」、「認可保育園」が高くなっています。

■ 定期的な幼稚園・保育サービス等の利用状況・意向



※「家庭的保育事業」は利用意向のみで聞いた項目。

出典：R5「ニーズ調査」就学前児童保護者【17-A、問18】

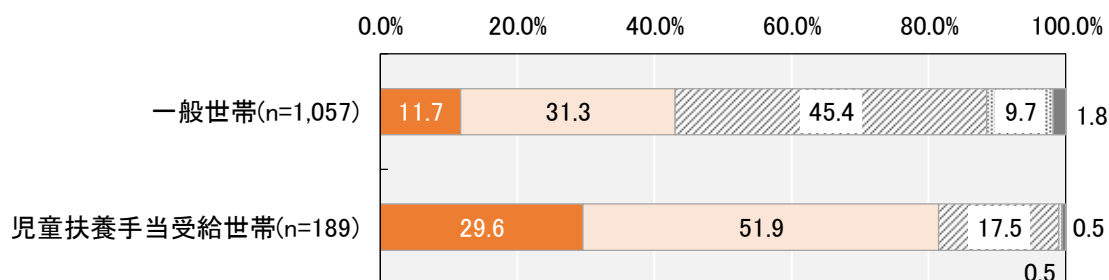
(12) 経済的にできないこと

※「子どものいる世帯の生活状況に関する調査」

① 暮らしの状況

暮らしの状況について、一般世帯と比較して、児童扶養手当受給世帯の「大変苦しい」「やや苦しい」割合が高くなっています。

■暮らしの状況



■ 大変苦しい ■ やや苦しい ▨ 普通 ▩ ややゆとりがある ■ 大変ゆとりがある

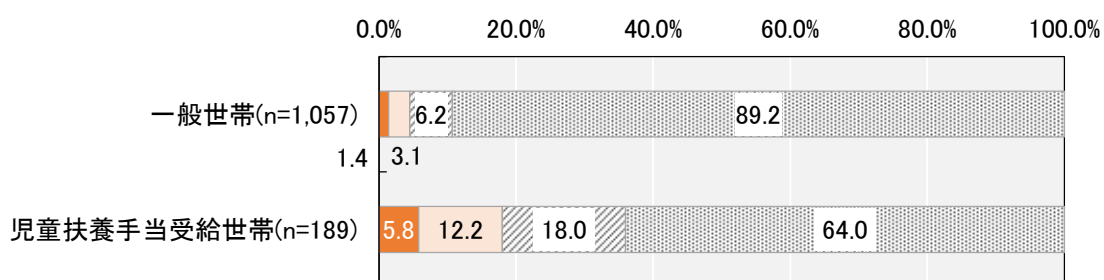
出典：R6「子どものいる世帯の生活状況に関する調査」【問 49】

※四捨五入により合計が100%にならない場合があります。

② 経済的な理由で支払いができなかったことがありましたか

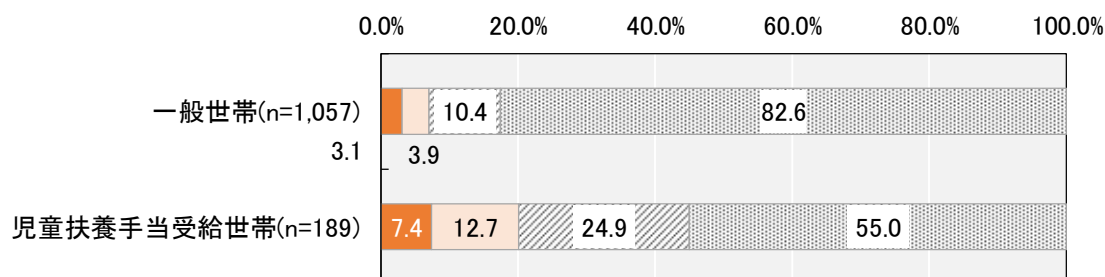
「経済的な理由で支払いができなかったことがありましたか」との問いに対して、児童扶養手当受給世帯では、家族が必要な食料・衣類、光熱水費、家賃やローンの支払いができなかったとの回答が、一般世帯よりいずれも多くなっています。

■家族が必要な食料を買えなかったこと（嗜好品は含みません）



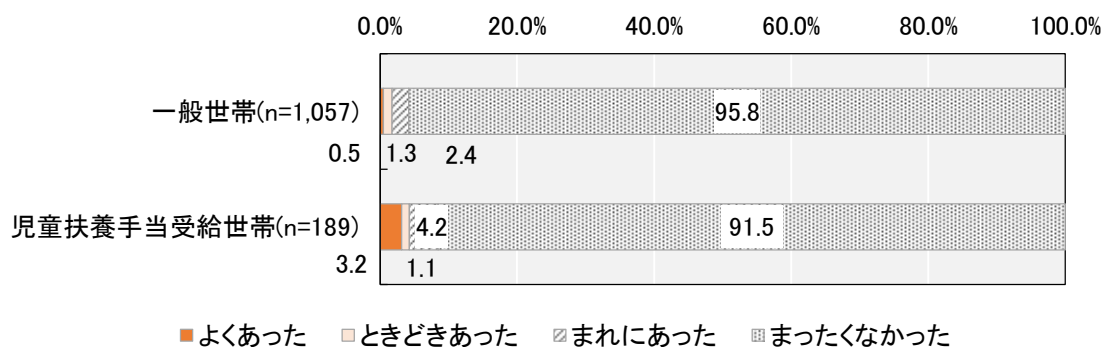
■ よくあった ■ とくどきあった ▨ まれにあった ■ まったくなかった

■家族が必要な衣料を買えなかったこと（高価な衣服や貴金属・宝飾品は含みません）

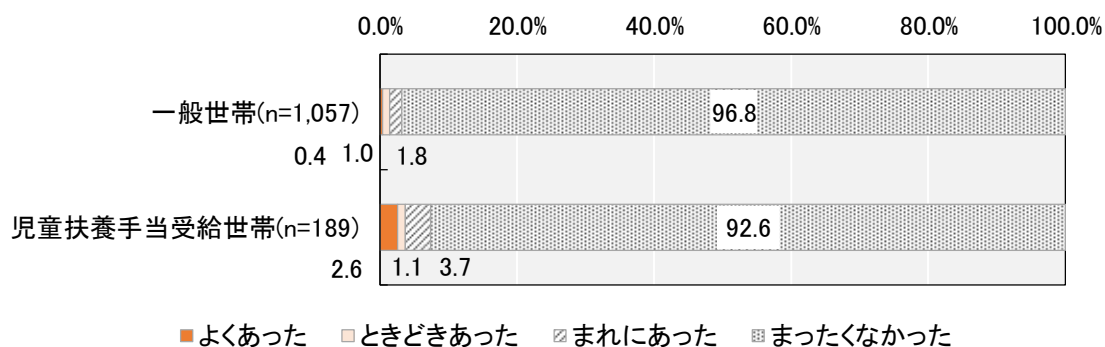


■ よくあった ■ とくどきあった ▨ まれにあった ■ まったくなかった

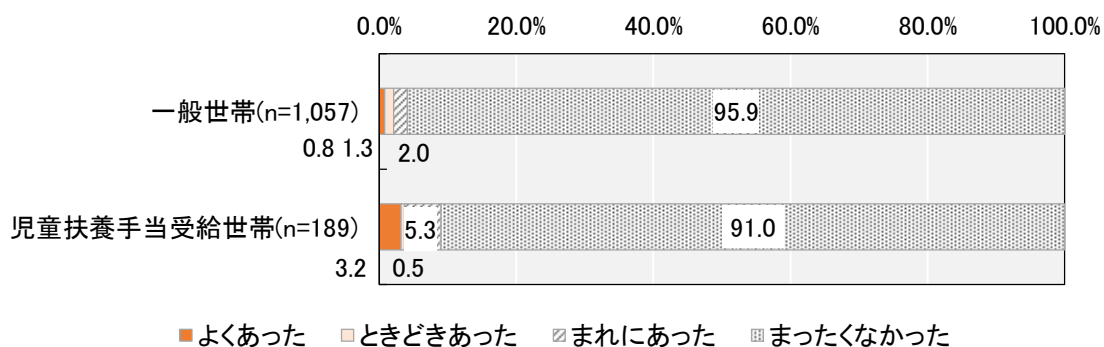
■電気料金の未払い



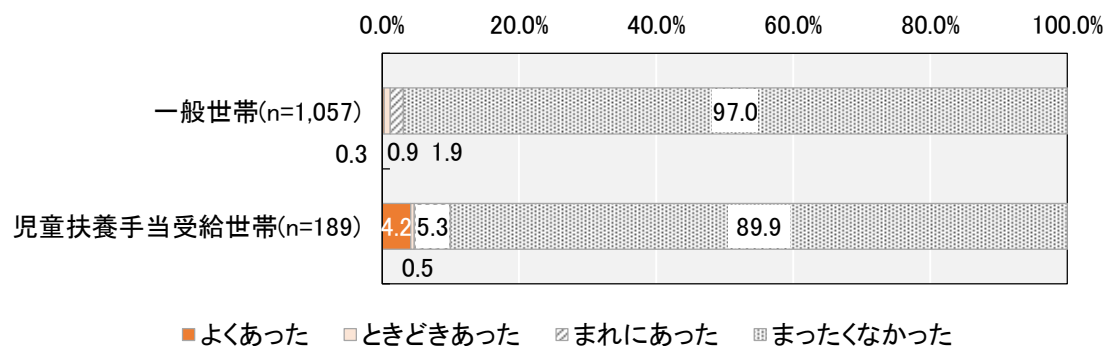
■ガス料金の未払い



■水道料金の未払い



■家賃やローンの滞納



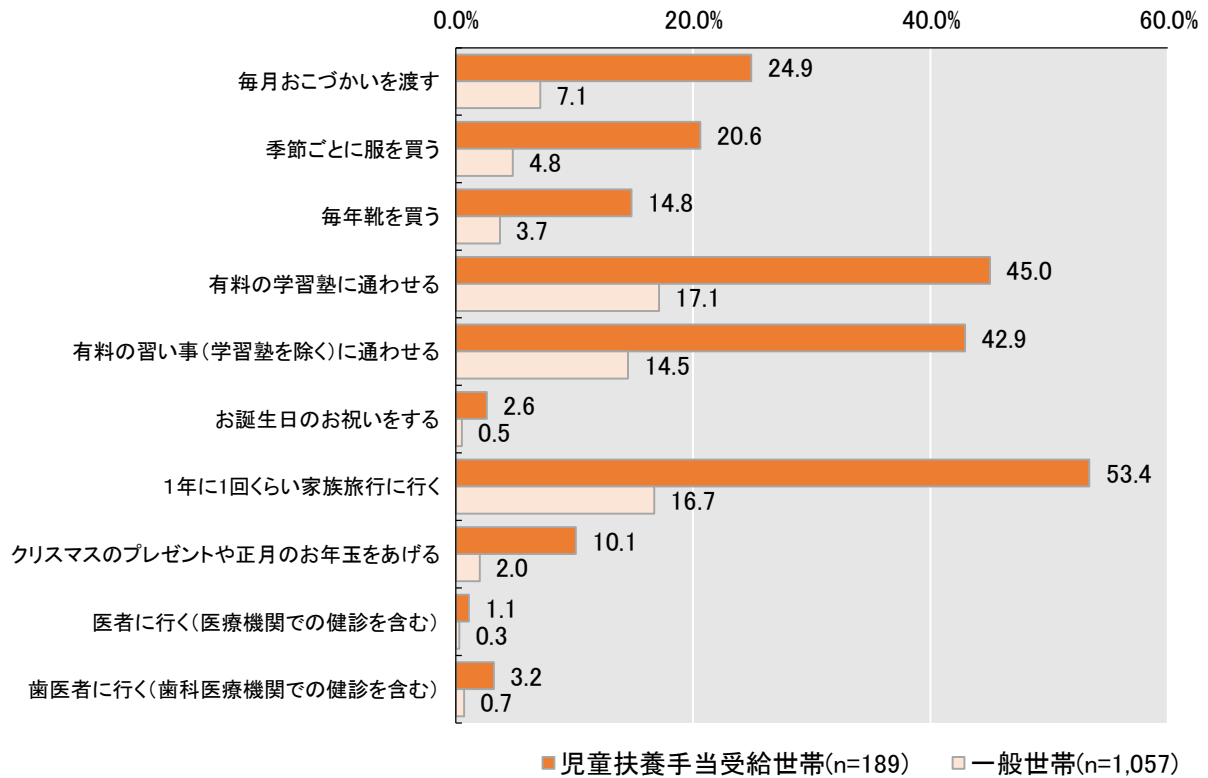
出典：R6「子どものいる世帯の生活状況に関する調査」【問 47】

※四捨五入により合計が 100%にならない場合があります。

③ 経済的にできないこと

経済的にできないことについて、児童扶養手当受給世帯では、5割強の世帯で「年に1回くらい家族旅行に行く」ことができない、と回答しているほか、「有料の学習塾に通わせる」、「有料の習い事に通わせる」等についても、一般世帯と比べて大きな差がみられます。

■ 経済的にできないこと



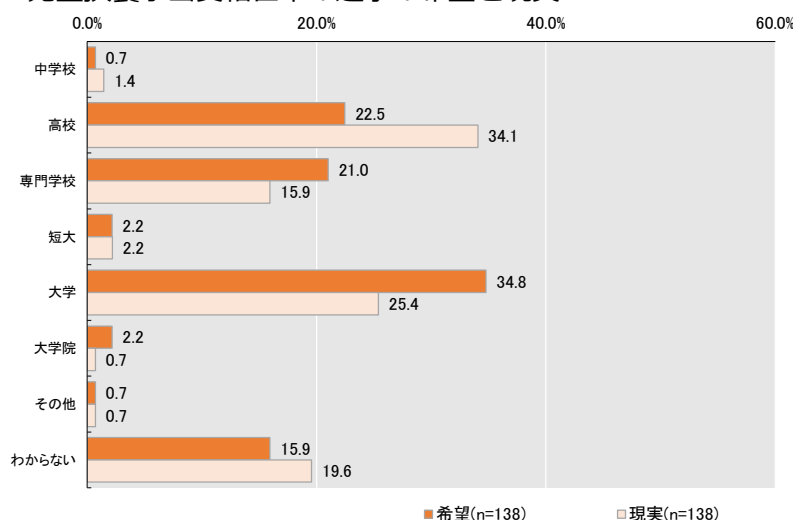
出典：R6「子どものいる世帯の生活状況に関する調査」【問 16】

(13) 児童扶養手当受給世帯のこどもの進学予定

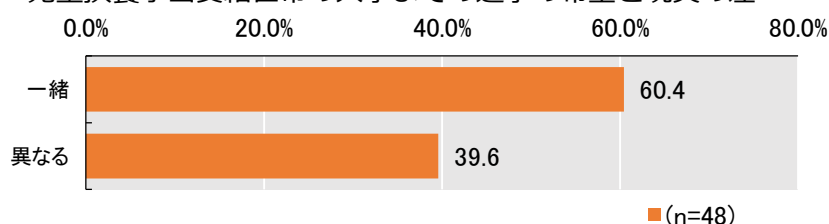
※「子どものいる世帯の生活状況に関する調査」

児童扶養手当受給世帯のこども（小学 5、6 年生、中学 2、3 年生）に「希望として、将来どの学校まで行きたいか」（以下「希望」という）と、「現実として、どの学校まで行くことになると思うか」（以下「現実」という）についてうかがったところ、「希望」は「大学」が 3 割強となっていますが、「現実」は 2 割強と差がみられます。また、約 4 割の人が、大学までの進学の「希望」と「現実」が異なると考えており、その理由として「自分の学力から考えて」が上位にあがっています。さらに、「家に経済的な余裕がないから」、「どうすれば進学できるのかよくわからない」が 1 割強になっています。

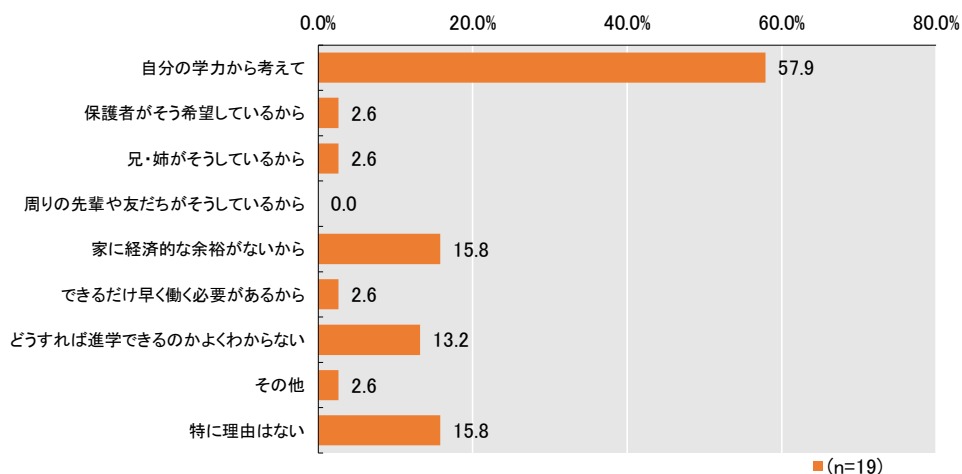
■ 児童扶養手当受給世帯の進学の希望と現実



■ 児童扶養手当受給世帯の大学までの進学の希望と現実の差



■ 児童扶養手当受給世帯の大学までの進学に対する「希望」及び「現実」が異なる理由



出典：R6「子どものいる世帯の生活状況に関する調査」【問 17・問 18・問 19】

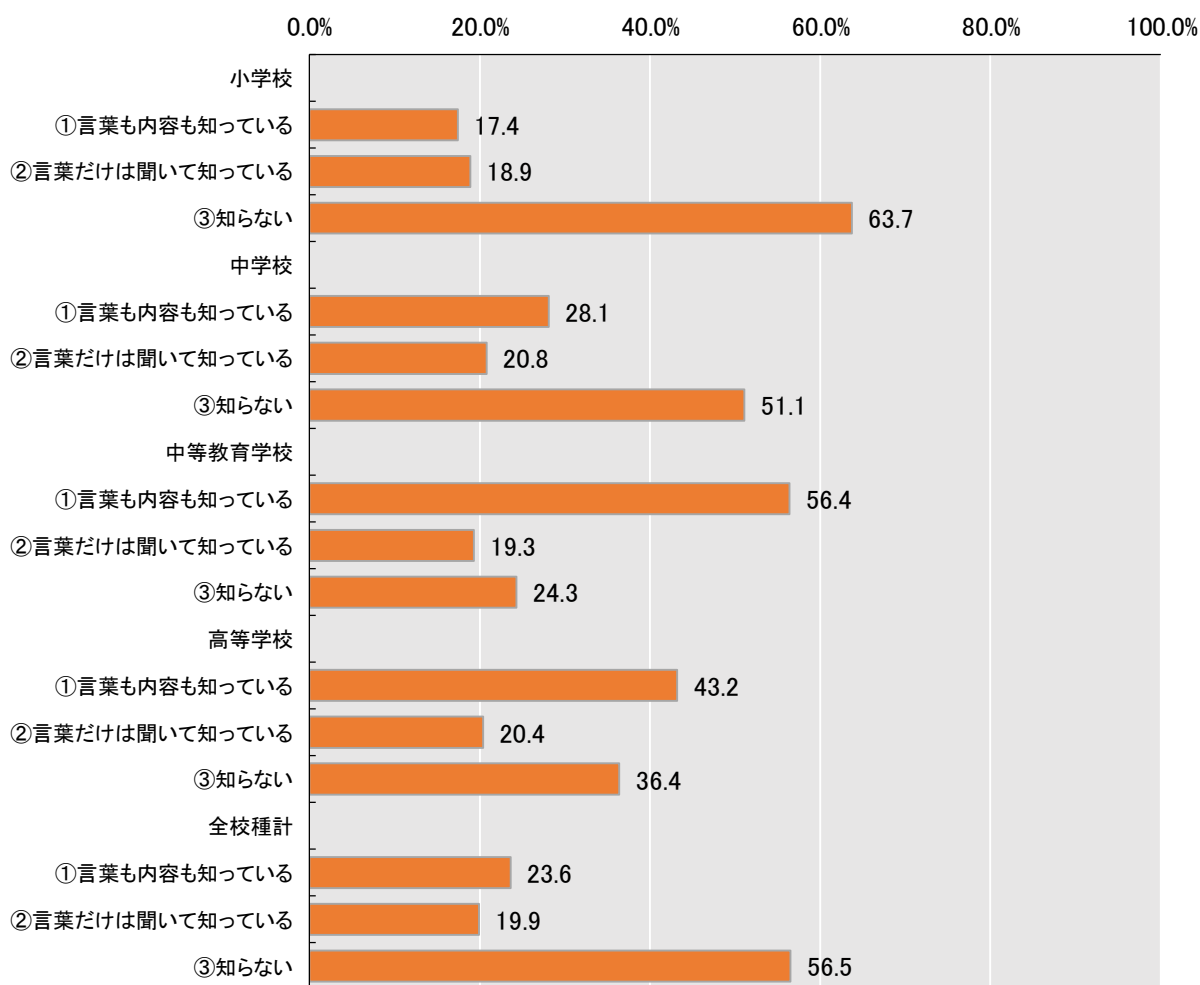
(14) ヤングケアラーの認知度

※「ヤングケアラーに関する実態把握」

ヤングケアラーの認知度は「言葉も内容も知っている」「言葉だけは聞いて知っている」を合わせて約4割にとどまっており、半数以上は「知らない」と回答しています。

特に小学生の認知度が低く、6割以上が「知らない」と回答していますが、年齢が上がるにつれて認知度が上がっていき、高校生では「言葉も内容も知っている」「言葉だけは聞いて知っている」を合わせて6割を超えています。

■ ヤングケアラーの認知度



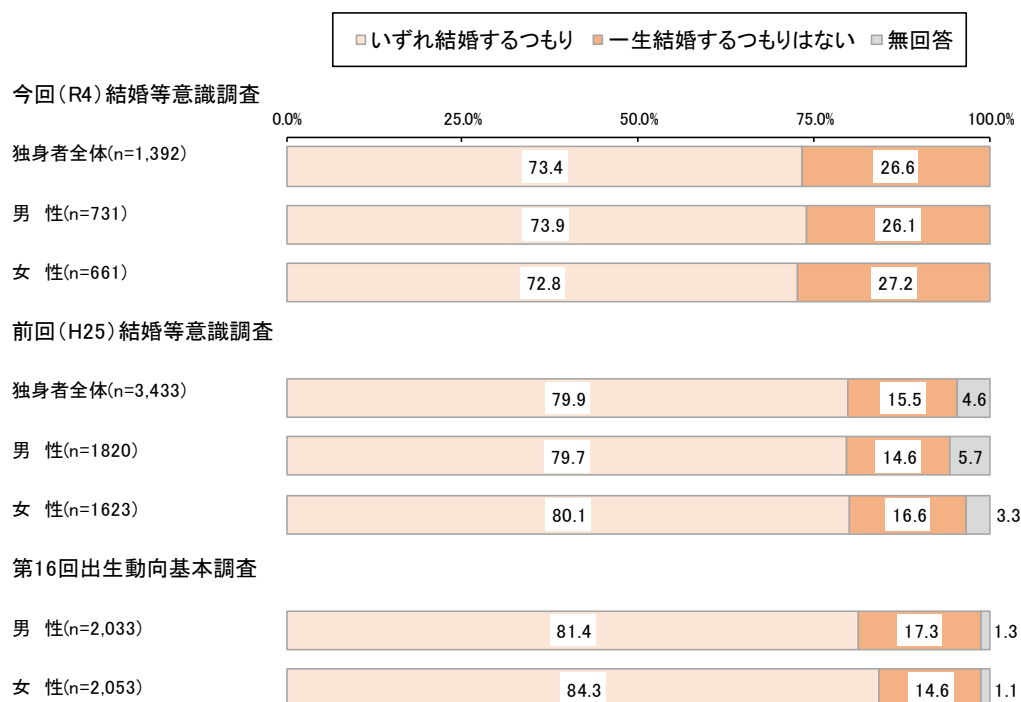
出典：R5「ヤングケアラーに関する実態把握」【問5】

(15) 婚姻の状況・結婚観

※「結婚・出生に関する意識調査」

「結婚（事実婚を含む）に対する考え」について聞いたところ、男女とも 18 歳～49 歳の未婚者の 7 割以上が「いずれ結婚するつもり」と回答しています。しかし、男女とも前回調査より「いずれ結婚するつもり」が 5 ポイント以上低下し、全国と比較しても結婚の意思を有する未婚者は低いレベルにあります。

■未婚者(18 歳～49 歳)の結婚観



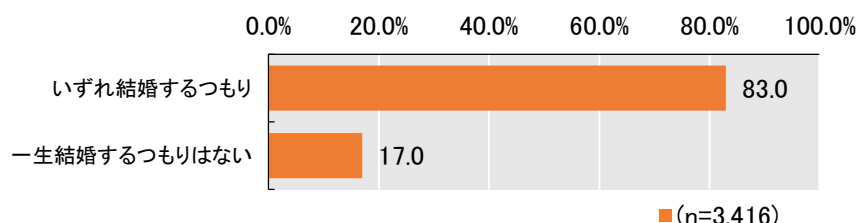
出典：R4「結婚・出生に関する意識調査」（18 歳～49 歳の独身者対象調査）・R3「第 16 回出生動向基本調査」

大学・短大・専門学校の学生に結婚観を尋ねたところ、8 割以上が「いずれ結婚するつもり」と回答しています。

18 歳～49 歳の未婚者・既婚者に「晩婚化、未婚化の主な原因」及び「晩婚化や未婚化に歯止めをかけるための特に必要な対策」について聞いたところ、未婚者・既婚者ともに「家庭をもつ経済力がない」が主な原因として最も多く挙げられました。対策としては、「乳幼児期から学童期の子育てにかかる経済的負担の軽減」への要望が最も多くなっています。

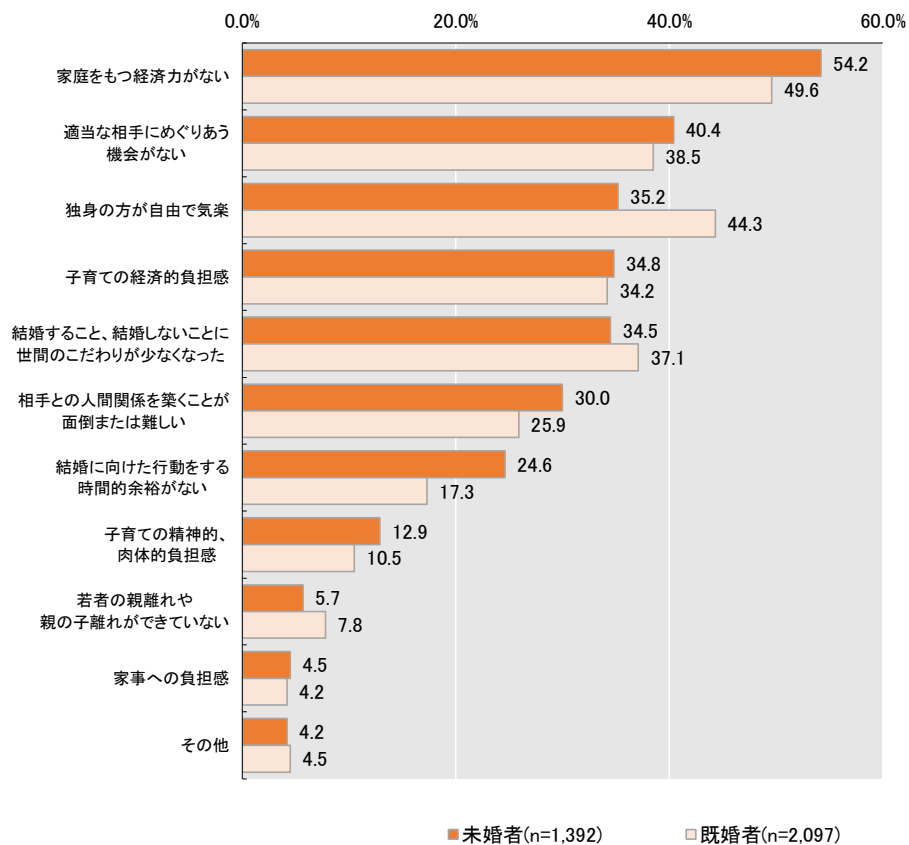
「出会いの機会の提供等の結婚支援」対策への要望は、未婚者で 4 人に 1 人以上あります。

■未婚者（大学・短大・専門学校の学生）の結婚観

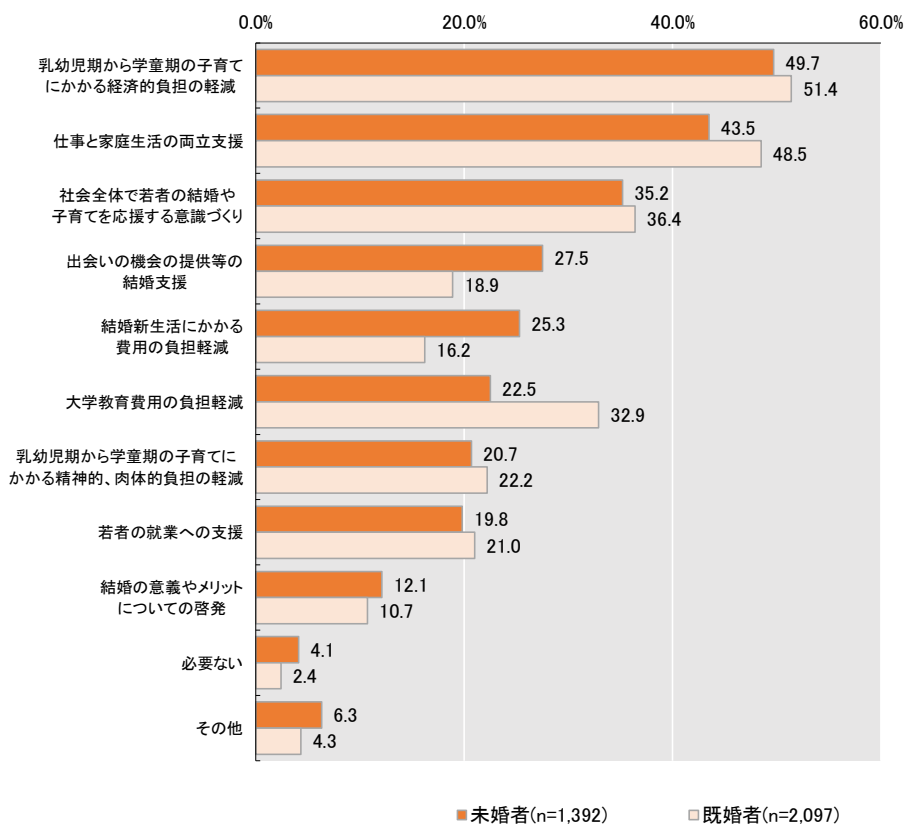


出典：R4「結婚・出生に関する意識調査」（大学・短大・専門学校の学生対象調査）

■晩婚化や未婚化加速の主な原因について



■晩婚化や未婚化に歯止めをかける主要対策について



出典：R4「結婚・出生に関する意識調査」（18歳～49歳の未婚者・既婚者対象調査）

6 施策

6. 1 施策方針

本計画では、基本理念及び基本理念を実現するための姿勢に基づき、3つの施策方針を定めます。また、こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況と課題を踏まえ、分野別に合計19の施策を策定します。

施策方針1

こども一人一人の「最善の利益」を第一に考えます

こどもが成長していく全てのライフステージにおいて、縦断的に実施すべき事項として、権利の保障、多様な体験や交流の場の充実、配慮が必要なこどもへの支援、貧困対策、虐待の防止と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援、自殺対策や犯罪から守る取組を位置づけ、全てのこども一人一人の「最善の利益」を第一に考えながら施策を推進していきます。

- 施策1－1 こどもの権利の保障
- 施策1－2 生きる力を育む多様な体験や交流の場の充実
- 施策1－3 配慮が必要なこどもへの支援
- 施策1－4 こどもの貧困対策
- 施策1－5 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- 施策1－6 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

施策方針2

ライフステージに応じて、こども・若者の状況に対応した支援を切れ目なく行います

結婚、妊娠・出産、乳幼児期、学童期・思春期、青年期までの各ライフステージには、それぞれに特有の課題と支援ニーズがあることを踏まえながら、こどもや若者、子育て当事者の状況に対応して必要な支援を切れ目なく行っていきます。

- 施策2－1 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
- 施策2－2 妊娠・出産・子育てのための切れ目ない多様な支援と相談体制の充実
- 施策2－3 良好な幼児教育・保育環境の確保と質の向上
- 施策2－4 こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育
- 施策2－5 安心して過ごせる居場所づくりと放課後対策の推進
- 施策2－6 こども・若者の健全育成と自立支援
- 施策2－7 高等教育の修学支援、高等教育の充実
- 施策2－8 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組
- 施策2－9 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

施策方針3

子育てに関わる全ての人々を支えます

子育ては保護者がその第一義的責任を持つことを基本としつつ、こども・若者を取り巻くあらゆる人々や組織、団体が、こどもや子育て当事者の目線に立ち、こどもの育ちと子育て支援に対する関心と理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことができるよう社会全体でこどもと子育てを支える環境づくりに取り組みます。

- 施策3－1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 施策3－2 地域における子育てと家庭の子育て力向上のための支援
- 施策3－3 子育てと仕事の両立支援、企業・団体等との連携と機運醸成
- 施策3－4 ひとり親家庭への自立支援

6. 2 基本理念と施策との関係

基本理念

こども・家庭・地域に笑顔があふれる、
こどもと子育てにやさしいまちにいがた

基本理念を実現するための姿勢

1. 一人一人のこどもの権利を保障し、「最善の利益」を第一に考えます
2. こどもの意見を尊重しながら、ライフステージに応じた多様な支援を切れ目なく行います
3. こどもは社会の宝であるという認識のもと、社会全体で連携し、こどもと子育てを支え、応援します

施策方針 1

こども一人一人の「最善の利益」を第一に考えます

- 施策 1-1 こどもの権利の保障
- 施策 1-2 生きる力を育む多様な体験や交流の場の充実
- 施策 1-3 配慮が必要なこどもへの支援
- 施策 1-4 こどもの貧困対策
- 施策 1-5 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- 施策 1-6 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

施策方針 2

ライフステージに応じて、こども・若者の状況に対応した支援を切れ目なく行います

- 施策 2-1 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
- 施策 2-2 妊娠・出産・子育てのための切れ目ない多様な支援と相談体制の充実
- 施策 2-3 良好な幼児教育・保育環境の確保と質の向上
- 施策 2-4 こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育
- 施策 2-5 安心して過ごせる居場所づくりと放課後対策の推進
- 施策 2-6 こども・若者の健全育成と自立支援
- 施策 2-7 高等教育の修学支援、高等教育の充実
- 施策 2-8 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組
- 施策 2-9 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

施策方針 3

子育てに関わる全ての人々を支えます

- 施策 3-1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 施策 3-2 地域における子育てと家庭の子育て力向上のための支援
- 施策 3-3 子育てと仕事の両立支援、企業・団体等との連携と機運醸成
- 施策 3-4 ひとり親家庭への自立支援

施策 1-1	【取組 1】 こどもの権利の普及・啓発
	【取組 2】 権利救済のための相談体制づくり
	【取組 3】 自由に意見を表明し社会に参加する仕組みづくり
施策 1-2	【取組 1】 遊びや体験活動の推進、文化・芸術・図書に触れる機会の充実
	【取組 2】 こどもや子育て当事者の目線に立ったまちづくり
	【取組 3】 こども・若者が国内外で活躍できる基盤づくり
	【取組 4】 こどもの可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消
施策 1-3	【取組 1】 障がいのあるこどもの受け入れ体制の拡充と関係機関の連携
	【取組 2】 障がいの早期発見と継続した適切な支援
	【取組 3】 特別支援教育の充実
	【取組 4】 医療的ケア児など、専門的支援が必要なこどもや若者とその家族への対応のための連携体制強化
	【取組 5】 慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援
施策 1-4	【取組 1】 家庭の状況に左右されない、質の高い教育を受ける機会の確保
	【取組 2】 こどもや保護者の暮らしの支援
	【取組 3】 経済的負担の軽減と地域活動の支援
施策 1-5	【取組 1】 児童虐待防止対策等の更なる強化
	【取組 2】 社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援
	【取組 3】 ヤングケアラーへの支援
施策 1-6	【取組 1】 こども・若者の自殺対策
	【取組 2】 こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備
	【取組 3】 こども・若者の性犯罪・性暴力対策
	【取組 4】 犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備
	【取組 5】 非行防止と自立支援
施策 2-1	【取組 1】 若者が結婚や子育てについて考える機会の提供
	【取組 2】 出会いの場の創出と結婚を応援する機運の醸成
	【取組 3】 結婚及びその後の新生活への支援
	【取組 4】 仕事と家庭生活の両立に向けた啓発
施策 2-2	【取組 1】 切れ目ない相談支援・情報提供体制の構築
	【取組 2】 切れ目ない母子保健施策の推進
	【取組 3】 子育て支援のための預かり・交流機会の充実
施策 2-3	【取組 1】 幼児教育・保育の量の確保と適正化
	【取組 2】 幼児教育・保育の質の確保と向上
	【取組 3】 多様な保育・子育て支援の充実
施策 2-4	【取組 1】 地域全体で取り組む学校づくり
	【取組 2】 スポーツ、文化芸術に継続して親しむための環境づくり
	【取組 3】 社会の一員としての道徳教育、家庭教育の推進
	【取組 4】 こどもの体力向上
	【取組 5】 特別支援教育の充実
	【取組 6】 生涯にわたって心身ともに健やかに生きるための学校保健の充実
	【取組 7】 家庭、学校、地域等における食育の推進
	【取組 8】 農業と学校教育を融合した取組の推進

施策 2-5	【取組 1】 地域におけるこどもの居場所づくり
	【取組 2】 児童の放課後の居場所の確保
	【取組 3】 放課後児童クラブ職員の資質向上
施策 2-6	【取組 1】 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
	【取組 2】 いじめ防止
	【取組 3】 不登校のこどもへの支援
	【取組 4】 体罰や不適切な指導の防止
	【取組 5】 高校中退の予防、高校中退後の支援
	【取組 6】 若者の居場所の確保
	【取組 7】 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
施策 2-7	【取組 1】 若者の進学機会の確保
	【取組 2】 生涯学習の支援
施策 2-8	【取組 1】 若者の就職活動におけるマッチング支援
	【取組 2】 若者の再就職に関する支援
	【取組 3】 若者の職業選択を広げるための能力向上支援
施策 2-9	【取組 1】 若者の保健対策と相談体制の充実
	【取組 2】 相談支援やサポートに関する情報の周知
施策 3-1	【取組 1】 幼児期から高等教育までの子育てや教育等にかかる経済的負担の軽減
	【取組 2】 医療にかかる経済的負担の軽減
施策 3-2	【取組 1】 地域で子育て支援を担う人材の育成と活用
	【取組 2】 地域と連携した子育て支援
	【取組 3】 家庭の子育て力を育む機会の充実
施策 3-3	【取組 1】 仕事と子育ての両立に向けた啓発と企業・団体等との連携
	【取組 2】 ワーク・ライフ・バランス推進のための支援
	【取組 3】 男性の育児参画に向けた支援
施策 3-4	【取組 1】 自立に向けた生活・就労支援の充実
	【取組 2】 相談体制の充実
	【取組 3】 養育費の履行確保に向けた支援
	【取組 4】 こどもへの学習・生活サポートの充実

第2章

具体的な施策の展開

施策方針 1 こども一人一人の「最善の利益」を第一に考えます

施策 1－1

こどもの権利の保障

◆施策の方向性◆

こどもの権利について理解を深めるための情報提供や周知・啓発を推進するとともに、こどもの権利侵害に係る相談や救済、こどもの意見表明や社会参加を促進する取組を行います。

◆施策推進の背景◆

新潟市では、これまでも「新潟市人権教育・啓発推進計画」にもとづき、「市民一人ひとりの人権が大切にされるまち」を掲げ、人権教育・啓発の総合的な推進を図ってきました。

しかしながら、こどもについては、核家族化や少子化による家族規模の縮小、地域のつながりの希薄化による子育て家庭の孤立感の増大や経済的な困窮といった環境の変化が生じてきました。このような背景のもと、新潟市においても、児童虐待相談対応件数やいじめの相談件数が増加傾向にあるとともに、こどもの貧困やヤングケアラーといった問題も顕在化しており、こどもを取り巻く環境はより一層厳しいものになっています。

このような状況を踏まえ、令和4（2022）年に「新潟市子ども条例」を施行した後、令和5（2023）年には「新潟市子どもの権利推進計画」を策定し、こどもの権利保障を推進してきました。

全てのこどもが新潟の豊かな自然と人の温もりの中で、かけがえのないこども期を過ごし、新潟市民として誇りを持つことができる姿を実現するためには、幅広いおとなの理解のもと、こどもを一人の人間として尊重することが重要です。その実現には、複雑化、多様化するこどもが抱える問題の背景をしっかりと捉え、家庭や学び・育ちの施設、地域社会全体が一体となって解決に取り組むことが大切です。

◆施策の成果指標◆

指標	現状	目標	
		令和 9 年度	令和 11 年度
5 つのこどもの権利が大切にされていると思うと回答したこどもの割合	69% (R5 年度実績)	前年度 以上	前年度 以上
新潟市子ども条例を知っていると回答したこどもとおとなの割合	61% (R5 年度実績)	前年度 以上	前年度 以上

※新潟市総合計画の中間見直し等により、成果指標を見直す可能性があります（以下の成果指標も同様）。

◆具体的な取組◆

【取組 1】こどもの権利の普及・啓発

こどもの権利を守るためには、権利の主体であるこども自身の理解はもとより、こどもに関わりのあるおとなだけでなく、全てのおとなの理解が必要不可欠です。そのため、全てのこどもが豊かなこども期を過ごすことができるよう、新潟市子ども条例の趣旨を、幅広い市民に対し継続的に普及・啓発します。

〔主な事業〕

- ◇新潟市子ども条例推進事業
- ◇CAP プログラム
- ◇人権教育・啓発の推進
- ◇多様性を認め合う社会教育の推進
- ◇子どもの権利条約パンフレットの活用促進

【取組 2】権利救済のための相談体制づくり

こどもはおとなに比べ権利侵害を受けやすく、一方で救済機関へのアクセスも難しいことなどから、困難を抱えるこどもが気軽に相談することができ、その内容を踏まえ適切な支援につなげていくことが重要です。

こども本人やこどもに関係するおとなからの相談に対応し、当事者であるこどもの最善の利益を考慮しながら、必要な支援や解決につなげていくため、独立性を有し第三者的な立場で問題を調整する新潟市子どもの権利相談室「こころのレスキュー隊」を令和 6（2024）年 8 月に開設しました。当該窓口が他の様々な相談窓口・機関と緊密に連携を図りながら、こどもからの様々な悩みや相談に対応し、権利侵害からの救済に取り組みます。

〔主な事業〕

- ◇新潟市子どもの権利相談室の運営・周知
- ◇いじめ防止市民フォーラム
- ◇新潟市いじめ防止市民連絡協議会
- ◇S S W・カウンセラー等活用事業

【取組3】自由に意見を表明し社会に参加する仕組みづくり

こどもが社会に参加する権利はこどもの権利推進の中核をなすものであり、こども自身が自らの意見を自由に発することを保障された権利の主体であることを知ることが重要です。

また、こどもが意見を表明し、社会に参加していくためには、その声を聴き、受け止めるおとなの存在が不可欠です。おとなにはこどもが有する権利を尊重し、こどもの意見表明を促進し、受け止める姿勢が求められます。また、障がいや不登校、虐待などで、自ら声をあげることが難しいこどもの意見をくみ取り、必要に応じて代弁できる仕組みの構築なども必要です。こどもの意見表明と社会参加を促すことが、こどもの自己肯定感や自信を育むことに留意しながら、こどもの意見聴取とこどもの意見反映を推進していきます。

なお、こどもの意見反映に際しては、意見がどのように検討され、どのように対応していくのかを、こどもに分かりやすく伝えられるよう取り組んでいきます。

《中学生の意見の反映》

テーマ：住みたいと思う魅力ある新潟市にするには

●意見：おとなには、こどもの意見や悩みを一人の人間として聞いてほしい。こどもの権利についておとなも向き合って、こどもの思いや気持ちを受け止めてほしい。

◆意見の反映：新潟市子ども条例を、こどもと関わりのあるおとなだけでなく、全てのおとなに周知します。また、こどもが安心して意見を言え、こどもの意見が反映されるよう取り組んでいきます。



〔主な事業〕

◇中学生による意見交換会

◇新潟市子ども条例推進事業

◇コミュニティ・スクール推進事業

◇こどもの意見表明支援事業

新潟市子どもの権利相談室「こころのレスキュー隊」
マスコットキャラクター
ここうさ・こかねこ



施策 1－2

生きる力を育む多様な体験や交流の場の充実

◆施策の方向性◆

学校や地域において多様な体験・活動の機会を提供することで、こどもたちの達成感や自己肯定感を育み、心の成長と発達を支援します。

◆施策推進の背景◆

こどもが、言語や数量などの感覚や、思いやりや想像力、自尊心などを育むためには、遊びや活動の中で、多様な体験や他者との交流の機会に触れられる環境にあることが重要です。

そのため、こどもたちが将来に向けて自分の可能性を広げることができるよう、新潟市の強みである豊かな自然、伝統ある農・工・商や ICT を活用した新たな産業、地域に根ざした多様な文化などを生かした学びの機会を提供するとともに、年齢や性別、価値観などが異なる人たちと交流する機会を提供していくことが求められます。

◆施策の成果指標◆

指標	現状	目標	
		令和 9 年度	令和 11 年度
地域のこと（自然・歴史・産業など）にふれたり、調べたりする学習が好きと回答した生徒（中 3）の割合	72.3% (R5 年度実績)	74.0%	75.0%
文化施設等によるこども向け鑑賞・体験事業の実施回数	174 回 (R4 年度実績)	210 回	230 回
文化施設等による小・中学校へのアウトリーチの実施回数	116 回 (R4 年度実績)	135 回	145 回

◆具体的な取組◆

【取組1】遊びや体験活動の推進、文化・芸術・図書に触れる機会の充実

こどもにとって、遊びや体験活動は、健やかな成長の原点であり、遊びを通して身に着く認知的スキルや社会情動的スキルに加え、多様な運動能力を身に付けることで健康維持、ひいては、生活習慣の定着や生涯にわたる幸せにもつながると考えられます。

遊びや体験活動の機会を保障することの重要性を認識したうえで、家庭、地域、学校・園、社会教育施設、民間団体等が連携・協働して、こども・若者の全てのライフステージにおいて、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な遊び・体験ができるよう、地域資源も生かした遊びや体験の機会、施設の充実に努めます。

また、こどもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくうえで不可欠なものです。家庭、地域、学校・園等において、こどもが本に親しみ、読書習慣を身につけることを目指して取組を推進します。

〔主な事業〕

- | | |
|------------------------------|-------------------|
| ◇こども創造センターの管理運営 | ◇にいがた市民文学発刊 |
| ◇こどもマンガ講座 | ◇にいがたマンガ大賞 |
| ◇りゅーとぴあ普及・育成事業 | ◇子ども向け文化プログラム体験事業 |
| ◇芸術創造村・国際青少年センター「ゆいぽーと」の管理運営 | |
| ◇子どものための芸術文化体験事業 | ◇水族館体験学習・普及振興事業 |
| ◇児童館・児童センター等の運営・支援 | ◇生物多様性保全事業 |
| ◇環境教育実践協力校支援事業 | ◇動物ふれあいセンターの管理運営 |
| ◇花育推進事業 | ◇食育・花育センターの管理運営 |
| ◇アグリパークの管理運営 | ◇子どもふれあいスクール事業 |
| ◇地域と学校パートナーシップ事業 | ◇家庭教育振興事業 |
| ◇ブックスタート事業 | ◇子どもの読書環境整備事業 |
| ◇読み聞かせボランティア養成講座の実施 | ◇学校図書館支援センター事業 |
| ◇電子図書館事業 | ◇家庭教育支援基盤構築事業 |
| ◇子ども体験活動・ボランティア活動推進事業 | ◇読書活動推進 |

【取組2】 こどもや子育て当事者の目線に立ったまちづくり

こども・子育てを支援する環境の充実に向けて、ユニバーサルデザインの考えに基づき、こどもや保護者同士が交流しやすい場所の整備、子育て関連施設のバリアフリー化改修や、老朽化した施設の改修などの環境改善を、こどもや子育て当事者の目線に立って推進します。地域住民の理解を得たうえで、公園遊具の設置などのこどもの遊び場づくりを行い、そのアクセスの確保や保護者同士・地域住民との交流機会を生み出す空間の創出などに取り組みます。

また、子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、住宅支援を強化します。

「高校生の意見の反映」

テーマ：新潟市でこどもを育てたいと思ってもらうにはどうしたらいいか

●意見：こどもがいても生活しやすいような、安心して暮らせる住宅、賃貸住宅を増やすとよい。

◆意見の反映：新潟市の「健幸すまいリフォーム助成事業」や国の「子育て支援型共同住宅推進事業」を通じ、こどもの事故防止や、こどもを見守りやすい住宅の改修を支援することで、子育てに対応した住宅づくりを支援していきます。



【主な事業】

- | | |
|-----------------|---------------------|
| ◇地域拠点公園整備事業 | ◇街区公園整備事業 |
| ◇移動等円滑化促進方針策定 | ◇移動等円滑化基本構想策定 |
| ◇健幸すまいリフォーム助成事業 | ◇空き家活用推進事業 |
| ◇公共建築物保全適正化推進事業 | ◇こどもの居場所づくり支援体制強化事業 |

【取組3】 こども・若者が国内外で活躍できる基盤づくり

こども・若者が、一人一人の異なる長所や強みを伸ばし、特技を磨き、才能を開花させ、未来を切り開いていけるよう、異文化や多様な価値観、地域への誇りと愛着、チャレンジ精神、外国語によるコミュニケーション能力を育成する教育や教養教育、留学生の派遣・受入れ、国内外の青少年の招聘・派遣等を通じた国際交流を推進します。

〔主な事業〕

- ◇姉妹・友好都市等との青少年交流
- ◇新潟市青少年オンライン交流事業
- ◇歴史博物館企画展等実施事業
- ◇旧小澤家住宅の管理運営
- ◇新津鉄道資料館企画展等実施事業
- ◇文化財センター及び弥生の丘展示館の管理運営
- ◇新潟市文書館の管理運営

【取組４】こどもの可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消

こども・若者が、性別にかかわらず、様々な可能性を広げていくことができるよう、学校教育と社会教育において男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図ります。

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた知識の着実な普及、相談体制の整備等の必要な施策を講ずるよう努めます。

こどもに身近な存在である教職員等が固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を持つことがないよう、男女共同参画を推進するための研修や周知啓発等の取組を推進します。

様々な世代における固定的な性別役割分担意識の解消に資する取組に関する啓発や情報発信を進めます。

〔主な事業〕

- ◇男女共同参画教育の推進事業
- ◇人権教育・啓発の推進
- ◇多様性を認め合う社会教育の推進
- ◇男女共同参画推進センター事業
- ◇男女共同参画推進事業
- ◇若者支援事業

施策 1－3

配慮が必要なこどもへの支援

◆施策の方向性◆

こどもと家族に寄り添いながら個々の状況や特性に応じた適切な支援を行い、それぞれに合ったペースや環境で安心して暮らし、成長することができるよう支援します。

◆施策推進の背景◆

近年、こどもの発達の特性が広く認知されてきており、発達に特性のあるこどもや医療的ケアが必要なこどもへの支援ニーズは多様化しています。

全てのこどもが安心して共に暮らすことができる地域づくりを進めるために、保健、医療、福祉、教育等の関係者が連携し、地域において様々な機会を通じた発達相談、発達支援、家族支援の取組が必要です。また、早期から切れ目なくこどもの育ちと家族を支える体制の構築を進めるとともに、地域における障がいのあるこどもの支援体制の強化や幼児教育・保育施設等におけるインクルージョンの推進が求められています。

◆施策の成果指標◆

指標	現状	目標	
		令和 9 年度	令和 11 年度
障がい者基幹相談支援センターへの医療的ケア児等コーディネーター配置数	4 人 (R5 年度実績)	4 人	4 人
教育・保育施設等への発達支援コーディネーターの配置率	89.8% (R5 年度実績)	前年度以上	前年度以上
医療的ケア児のうち保育施設等への入園を希望する児童の入園率	100% (R6 年度実績)	100%	100%

◆具体的な取組◆

【取組 1】障がいのあるこどもの受け入れ体制の拡充と関係機関の連携

障がいや発達に心配のあるこどもが安心して幼児教育・保育施設などを利用することができる体制を構築するとともに、障がい福祉サービスの充実に努めるなど、地域で支援が受けられる環境を整備します。

「特別支援学級の生徒の意見の反映」

テーマ：こどもたちは社会参加するためにどんな支援を必要としているか

●意見：市の中心部にこどもが集まれる広くて、落ち着いた場所があると、難聴者もみんなとコミュニケーションがとりやすくなり、人の輪が広がると思う。

◆意見の反映：市の中心部を対象とした、民間企業や団体が話し合う会議などにおいて、こどもが集まれるコミュニケーションがとりやすい場所について、課題の一つとして検討をしてもらいます。



「特別支援学校の保護者の意見の反映」

テーマ：こどもたちは社会参加するための学校生活でどのような支援を必要としているか

●意見：こどもが社会参加するまでに必要な療育として放課後デイサービスを利用したいが、利用しやすい地区があるので改善してほしい。

◆意見の反映：サービスを行う事業所の設置場所は、運営する法人の決定によるものですが、新潟市としてこれまでも、運営法人などから事業所指定に係る事前相談がある際や事業所が集まる場でお話する際には、事業数が少ない地域への設置や重度者対応について薦めており、事業所設置や重度者対応を検討する法人も出てきています。引き続き、事業所への働きかけを行い、設置地域の偏りなどの解消に努めていきます。



〔主な事業〕

- ◇発達支援コーディネーターの養成
- ◇児童発達支援センター「こころん」（通所支援、発達相談、巡回支援、保育所等訪問支援）
- ◇障がい児保育事業
- ◇特別児童扶養手当
- ◇障がい児福祉手当
- ◇障がい福祉サービス（児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障がい児入所施設）

【取組２】障がいの早期発見と継続した適切な支援

乳幼児健康診査などの機会を捉え、障がいや発達に課題のあるこどもの早期の気づきに努めるとともに、適切に相談支援や療育につなぐことで、乳幼児期・学童期におけるこどもの健やかな育ちを支えます。

さらに、青年期における一般就労や障がい者施策への円滑な接続・移行に向けた準備を、関係者（保健、医療、福祉、保育、教育、労働など）と連携して行います。

〔主な事業〕

- ◇こんにちは赤ちゃん訪問事業
- ◇乳幼児健康指導
- ◇乳幼児健康診査事業（乳児健診、股関節検診、１歳６か月児健診、３歳児健診）
- ◇医師による発達相談
- ◇療育教室
- ◇児童発達支援センター「こころん」（通所支援、発達相談）
- ◇障がい者基幹相談支援センターによる相談支援

【取組３】特別支援教育の充実

全てのこどもが可能な限り共に学ぶ環境を整え、一人一人の能力を最大限伸ばせるよう学びの場を充実するとともに、切れ目ない支援に向けて、学校間、学校・家庭・関係機関等の連携を図ります。

〔主な事業〕

- ◇特別支援学校、特別支援学級、通常の学級、通級による指導などの学びの場の整備
- ◇特別支援教育サポートセンターの運営
- ◇個別の教育支援計画作成支援
- ◇教職員への特別支援教育研修の実施
- ◇就学相談会の実施
- ◇就学支援委員会の実施
- ◇病院内学級の設置
- ◇学校看護師の配置

【取組4】医療的ケア児など、専門的支援が必要なこどもや若者とその家族への対応のための連携体制強化

医療的ケア児とその家族が、必要とする支援を適切に受けられるよう、関係機関と連携していくとともに、幼児教育・保育施設等に看護師を配置するなど、支援体制の整備を推進します。

〔主な事業〕

- ◇新潟市障がい者地域自立支援協議会の運営
- ◇幼児教育・保育施設等への看護師の配置（医療的ケア児保育支援事業含む）
- ◇放課後児童クラブにおける医療的ケア児受入支援
- ◇障がい児相談支援
- ◇口腔保健福祉センター（特別診療）

【取組5】慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援

慢性疾病や難病を抱えるこども・若者について、児童福祉法及び難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき医療費の助成を行うとともに、その自立を支援するための相談支援や就労支援等を推進します。

〔主な事業〕

- ◇小児慢性特定疾病児童等自立支援事業
- ◇小児慢性特定疾病医療費助成
- ◇特定医療費支給事業
- ◇難病相談支援センター運営事業

施策 1－4

こどもの貧困対策

◆施策の方向性◆

こどもの将来がその生まれ育った環境に左右されず、安心して生きる権利が守られるよう、こどもの貧困解消に関する取組を着実に推進します。

◆施策推進の背景◆

令和 6（2024）年度の「子どものいる世帯の生活状況に関する調査」のうち、「暮らしの状況」に関する答えについて、一般世帯の 4 割強、また、児童扶養手当受給世帯の約 8 割が「大変苦しい」若しくは「やや苦しい」という結果となっており、令和 3（2021）年度に実施した調査よりもそれぞれ増加し、こども・子育て環境における経済的問題が依然として大きい結果となりました。

こどもの貧困は、周りのこどもが当たり前に持っているような物を持てなかったり、教育や経験の機会などがはく奪されるなど、不利な状況がまた一層不利な状況を呼び、その後の人生に多大な影響を与えてしまいます。

そのような不利で困難な状況は、こどもやその家族だけの努力では抜け出すことが難しく、また、経済的な背景以外にも様々な課題を抱えている状況もみられることから、一人一人の状況に応じて寄り添った支援をしていくための体制、環境づくりが求められています。

また、貧困の状況が親から子へ連鎖することが懸念されていることから、その対策については、社会全体で取り組まなければならない課題となっています。

◆施策の成果指標◆

指標	現状	目標	
		令和 9 年度	令和 11 年度
ひとり親家庭のこどもの進学予定	高校まで： 22.8% 短大・専門学校まで： 26.5% 大学以上： 24.3% (R6 年度実績)	前年度 以上	前年度 以上
「子どもの学習・生活支援事業」参加児童 人数	139 人 (R5 年度実績)	155 人	155 人
子育てに関する相談について、頼れる人がい ないと答えた保護者の割合（ひとり親世 帯）	25.9% (R6 年度実績)	前回より 減少	前回より 減少

◆具体的な取組◆

【取組１】家庭の状況に左右されない、質の高い教育を受ける機会の確保

保護者の所得など家庭の状況がこどもの学力や体験の機会に影響を与えるなど、教育における格差の問題が指摘されています。家庭の経済状況が理由で学校生活が制約されたり進路が狭まったりすることなく、全てのこどもが、夢や希望を持ち、挑戦できるよう、教育の機会均等を図ります。

〔主な事業〕

- ◇私立高等学校学費助成
- ◇就学援助事業（学用品費、学校給食費、医療費等）
- ◇特別支援教育就学奨励事業
- ◇入学準備金貸付事業
- ◇奨学のための給付金事業（国）
- ◇保育料等の軽減
- ◇奨学金貸付事業
- ◇高等学校等就学支援金事業（国）

【取組２】こどもや保護者の暮らしの支援

貧困の状況にあるこども・若者や保護者が社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実や居場所づくりなど、生活の安定に資するための支援を進めます。

安定的な経済基盤を確保する観点から、保護者の就労支援において、職業生活の安定と向上のための支援を進め、また、仕事と両立しながら安心してこどもを育てられる環境づくりを進めます。

ひとり親家庭など、生活が困難な状態にある家庭については、保護者の状況に合ったきめ細かな就労支援を進めていきます。

〔主な事業〕

- ◇こどもの居場所づくり支援体制強化事業
- ◇妊娠・子育てほっとステーション（こども家庭センター）の運営
- ◇地域子育て支援センター
- ◇働き方改革推進事業
- ◇ひとり親家庭生活支援講習会
- ◇ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業
- ◇母子・父子自立支援員
- ◇高等職業訓練促進給付金等事業
- ◇ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業
- ◇生活保護受給者等就労自立促進事業
- ◇母子生活支援施設の管理運営
- ◇出産・子育て応援事業
- ◇子どもの学習・生活支援事業
- ◇ひとり親家庭等日常生活支援
- ◇自立支援教育訓練給付金
- ◇生活困窮者自立相談支援事業

【取組３】経済的負担の軽減と地域活動の支援

保護者の日々の生活を安定させる観点から、様々な支援を組み合わせることで経済的支援の効果を高めるとともに、支援が必要な世帯へ支援制度の利用を促していきます。

また、こども食堂など行政以外の民間団体を中心となってこどもたちを支援する活動が行われています。こどもたちが地域の人々と交流を重ね、のびのびと成長できるよう、これらの地域活動を支援し、連携・協力していきます。

〔主な事業〕

- | | |
|---------------|---------------------|
| ◇保育料等の軽減 | ◇にいがたっ子すこやかパスポート |
| ◇私立高等学校学費助成 | ◇放課後児童クラブ利用料・減免制度 |
| ◇児童手当 | ◇こども医療費助成 |
| ◇児童扶養手当 | ◇ひとり親家庭等医療費助成 |
| ◇母子向け住宅 | ◇養育費履行確保事業 |
| ◇母子父子寡婦福祉資金貸付 | ◇生活保護制度 |
| ◇住居確保給付金 | ◇市営住宅への子育て世帯等の優先入居 |
| ◇民間賃貸住宅への入居支援 | ◇こどもの居場所づくり支援体制強化事業 |

施策 1－5

児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

◆施策の方向性◆

児童虐待の未然防止のため周知啓発や相談支援を行うとともに、児童虐待事案に対しては、こどもの安全を第一に、速やかに適切に対応できる体制を整備します。

◆施策推進の背景◆

児童虐待は、こどもの心身に深い傷を残し、成長した後においても様々な生きづらさにつながり得るものであり、どのような背景や思想信条があっても許されるものではありません。

一方で、虐待に至った保護者にも自らの被虐待経験や、貧困、疾病、障がい等の様々な困難が背景にある場合もあり、子から親になった保護者自身が置かれている困難に対する支援を社会全体で提供することにより、どのような困難があってもこどもへの虐待につながらないようにしていく必要があります。

しかし、現在も児童虐待対応件数は多く、社会的養護を必要とするこどもたちも少なくありません。社会的養護を必要とする全てのこどもが、適切に保護され、養育者との愛着関係を形成し、心身ともに健やかに養育されるよう取り組む必要があります。さらに、社会的養護経験者は、自立した生活を営むうえで家族からのサポートが期待できず、困難に直面しやすいといった課題があります。

また、本来おとなが担うと想定されている家事や家族の世話などを、こどもが日常的に行っているヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまうなど、こどもの権利に重大な侵害が生じています。令和5年度のヤングケアラーに関する実態調査において、ヤングケアラーの認知度は、こども全体で56.5%が「知らない」と回答しています。これは、こども本人や家族に自覚がない場合も含めて、ヤングケアラーの問題が顕在化しづらい状況にあることを示しており、地域や社会全体で取り組む課題となっています。

◆施策の成果指標◆

指標	現状	目標	
		令和9年度	令和11年度
児童虐待死亡事例	0人 (R5年度実績)	0人	0人
リスクを把握した妊婦に対して産前に状況確認をした割合	100% (R5年度実績)	100%	100%

ヤングケアラーの認知度 ※ヤングケアラーについて、「言葉も内容も知っている」 又は「言葉だけは聞いて知っている」と回答した児童 生徒の割合	43.5% (R5 年度実績)	65.0%	75.0%
里親等委託率（3 歳未満）	57.9% (R5 年度実績)	69.5%	75.0%

◆具体的な取組◆

【取組 1】児童虐待防止対策等の更なる強化

重大なこどもの権利侵害である児童虐待に迅速かつ的確に組織的な対応が行えるよう、デジタル技術を活用するとともに、児童相談所及び各区のこども家庭センター職員の専門性向上や体制強化を進めます。

また、引き続き様々な媒体を活用した虐待予防の周知啓発を行うほか、安心してこどもを産み育てられるよう、各区のこども家庭センターにおいてアウトリーチ型の取組を推進するなど、困難を抱えるこどもや家庭への適切な支援につなげます。

さらに、予期せぬ妊娠に悩む若年女性等に対する相談に取り組むとともに、支援を必要としている人に相談窓口が認知されるよう取り組みます。

児童相談所が一時保護や措置を行う場合等においては、こどもの最善の利益を保障しつつこどもの意見又は意向を十分に勘案した判断を行うために、児童福祉法に基づく児童相談所等による意見聴取を適切に実施するとともに、こどもの意見表明やこどもの権利擁護を実現できる環境整備を積極的に推進します。

〔主な事業〕

- ◇妊娠・子育てほっとステーション（こども家庭センター）の運営
- ◇要保護児童対策地域協議会
- ◇養育支援訪問事業
- ◇子育て世帯訪問支援事業
- ◇子育て短期支援事業（こどもショートステイ）
- ◇オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン
- ◇出産・子育て応援事業
- ◇こんにちは赤ちゃん訪問事業
- ◇乳幼児健康診査事業（乳児健診、股関節検診、1 歳 6 か月児健診、3 歳児健診）
- ◇児童相談所による相談・支援事業
- ◇親子のための相談 LINE
- ◇SSW・カウンセラー等活用事業
- ◇地域子育て支援センター
- ◇新潟市子ども条例推進事業
- ◇こどもの意見表明支援事業
- ◇一時保護時の司法審査
- ◇こども家庭福祉の認定資格取得に係る研修
- ◇児童相談所職員研修事業

【取組2】社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援

家庭での養育が困難又は適当でない場合は、養育環境の改善、親子関係再構築や家庭復帰の支援、親族による里親養育等への移行支援、特別養子縁組の支援に取り組みながら、家庭養育優先原則に基づき、里親・ファミリーホームの確保・充実を進めます。

家庭や里親等での養育が適当でない場合は、できる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、児童養護施設等の環境改善や人材確保を支援します。

また、施設等退所後の社会的養護経験者の自立支援に向け、関係機関の連携による支援体制の構築や環境整備に取り組みます。

社会的養護の推進については、新潟県と一体で策定した「新潟県社会的養育推進計画（令和7年3月改定）」にも具体的な取り組みの方向性等を記載しています。

《児童相談所保護児童の意見の反映》

テーマ：入所や一時保護決定時の意見や要望

●意見①：適切な生活環境が整ったら、自宅で家族と暮らしたい。

◆意見の反映①：保護者が適切な生活環境を整えて、本児が帰宅できるように、児童福祉司が関係機関と連携して保護者に働きかけます。



●意見②：施設入所した場合、高校への進学や就職、施設退所後に住むところが心配。

◆意見の反映②：施設入所後、高校進学や就職、退所後の居住場所についてどのような選択肢があるか表を用いてわかりやすく説明し、自らが選択できるようにしています。

【主な事業】

- | | |
|----------------|--------------------|
| ◇こどもの意見表明支援事業 | ◇児童相談所保護支援事業 |
| ◇児童相談所特別事業 | ◇児童相談所による相談・支援事業 |
| ◇里親支援事業 | ◇里親・ファミリーホーム普及促進事業 |
| ◇ケアリーバー支援事業 | ◇未成年後見人支援事業 |
| ◇児童自立生活援助事業 | ◇乳児院「はるかぜ」の管理運営 |
| ◇母子生活支援施設の管理運営 | |



新潟市里親 PR キャラクター
ベアるん・ミうるん

【取組3】ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーの問題は、こども本人や家族に自覚がない場合や、こども子育て・介護・障がいなどの分野ごとの支援だけでは対応できない場合が多いことから、こども自身や市民に対する周知啓発に取り組むとともに、定期的な調査による実態把握と福祉・介護・医療・教育等の関係者が連携し早期発見と早期対応ができる重層的な支援体制づくりに努めます。

また、家族の世話などに係る負担を軽減又は解消するため、こどもの意向を確認しながら、必要な支援につなげていきます。

《中学生の意見の反映》

テーマ：ヤングケアラーへの支援の方法

●意見：誰がヤングケアラーに該当しているか分からないと思うので、アンケートを実施したり、ヤングケアラーについて知ることが必要だと思う。
また、ヤングケアラーに該当するこどもが相談できる場所があると良い。

◆意見の反映：ヤングケアラーについて知ってもらうため、引き続き小学生から高校生を対象としたアンケートを実施するとともに、相談先を記載したリーフレットの配布を行なっています。



〔主な事業〕

◇ヤングケアラー支援体制整備事業

◇子育て世帯訪問支援事業

施策 1－6

こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る 取組

◆施策の方向性◆

こども・若者の命に係わる自殺や犯罪・暴力被害の防止、及び事故や災害からの安全確保を図るとともに、非行や犯罪に及んだこども・若者の自立を支援します。

◆施策推進の背景◆

新潟市の自殺死亡率は、政令指定都市の中でも高い水準にあり、こども・若者の自殺者数も、微増の傾向にあります。

誰も自殺に追い込まれることのないよう、生きることへの包括的な支援として、こども・若者への自殺対策を強力に推進する必要があります。

また、情報化社会が進展する中、こどもが情報活用能力を身に付け、情報を適切に取捨選択して利用するとともに、インターネットによる情報発信を適切に行うことができるようにすることが重要な課題となっています。こどものインターネット利用の低年齢化が進む中、こどもの健やかな成長を著しく阻害する有害情報の氾濫や、犯罪被害といった重大な問題も懸念されます。

また、こども・若者に対する性犯罪・性暴力は、被害当事者の心身に長期にわたり耐え難い苦しみを及ぼす極めて悪質な行為です。年齢や性別にかかわらず、どのような状況に置かれたこども・若者であっても、性被害に遭うことはあってはならないとの認識のもと、こども・若者への加害の防止、相談・被害申告のしやすさ、被害当事者への支援、継続的な啓発活動などの総合的な取組が求められています。

こどもの生命・尊厳・安全を脅かす深刻な状況があることなどを踏まえ、こどもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することが全てのこどもが健やかに育つための大前提とした対策や防止策が求められます。さらに、社会全体として、非行や犯罪に及んだこどもや若者に対する理解を深め、育ちを見守る社会機運の向上が求められます。

◆施策の成果指標◆

指標	現状	目標	
		令和 9 年度	令和 11 年度
自殺者数（10 代～30 代）	36 人 （令和 5 年実績）	前回より 減少	前回より 減少
友達のよいところを見つけたり、友達が落ちこんでいるとき、はげましたりしていますと回答した児童の割合（小 6）	92.0% （R5 年度実績）	前回より 増加	前回より 増加
新潟市犯罪被害者等支援推進会議の開催	1 回 （R5 年度実績）	1 回	1 回
交通安全教室実施数	773 回 （R5 年度実績）	前年度 以上	前年度 以上
子ども見守り隊の参加者数の割合	9.0% （R5 年度実績）	前年度 以上	前年度 以上

◆具体的な取組◆

【取組 1】こども・若者の自殺対策

「第 3 次新潟市自殺総合対策行動計画」に基づく取組の推進、自殺に関する情報の集約・分析等による自殺の要因分析、S O S の出し方やこころの危機に陥った友人からの S O S の受け止め方等を含めた自殺予防教育に取り組みます。

また、1 人 1 台端末の活用によるこころの不調や変化の早期の気づき、電話・S N S 等を活用した相談体制の整備、こども・若者から相談を受けた教師等へのスーパーバイズ、学校などでは抱えきれないよりリスクが高いこどもについて専門職に相談できる体制の整備への対応など、体制強化を図っていきます。

〔主な事業〕

- ◇自殺総合対策事業
- ◇相談関係機関連絡会
- ◇親子のための相談 LINE
- ◇ゲートキーパー研修

- ◇SSW・カウンセラー等活用事業
- ◇子ども S O S 電話相談
- ◇新潟市子どもの権利相談室の運営
- ◇生命（いのち）の安全教育推進

【取組２】こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備

こどもが主体的にインターネットを利用できる能力習得の支援や、情報リテラシーの習得支援、こどもや保護者等に対する啓発による対応を推進します。

【主な事業】

- ◇GIGA スクール構想の推進（情報モラル・デジタルシチズンシップに関する教育の推進）

【取組３】こども・若者の性犯罪・性暴力対策

こども・若者の性被害は潜在化・深刻化しやすいことなどを踏まえ、相談窓口の一層の周知を推進するとともに、地域における支援体制の充実のための取組を推進します。

こどもに接する仕事に就く人の性犯罪歴を確認する仕組み（日本版ＤＢＳ）の導入を盛り込んだ、こども性暴力防止法への対応について、国の動向を注視し適切に進めていきます。

また、児童福祉施設等における性被害防止のため、パーティション・簡易扉・簡易更衣室等の設置によるこどものプライバシー保護等についての対策を支援します。

【主な事業】

- ◇犯罪被害者等支援総合窓口の設置
- ◇犯罪被害者等見舞金の支給
- ◇犯罪被害者等へのカウンセリング費用の助成
- ◇犯罪被害者等への転居費用の助成
- ◇犯罪被害者等への無利子での資金貸付
- ◇ＳＳＷ・カウンセラー等活用事業

【取組４】犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備

有害環境対策、防犯・交通安全対策等を推進し、こども・若者が、犯罪や災害、事故等から自らと他者の安全を守ることができるよう、体験的な学びを含め体系的な安全教育や環境づくりを推進します。また、保護者に対しても、こどもの安全に関する周知啓発を進めます。

【主な事業】

- ◇交通安全教室
- ◇校区交通安全推進協議会
- ◇子どもの体験型安全教室
- ◇犯罪被害者等支援総合窓口の設置
- ◇犯罪被害者等見舞金の支給
- ◇犯罪被害者等へのカウンセリング費用の助成
- ◇犯罪被害者等への転居費用の助成
- ◇犯罪被害者等への無利子での資金貸付
- ◇スクールガードリーダー
- ◇子ども見守り隊
- ◇街頭育成活動

【取組5】非行防止と自立支援

こども・若者の非行防止や健全育成、非行・犯罪に及んだこども・若者とその家族への相談支援、自立支援を推進します。また、学校や警察等の地域の関係機関・団体の連携を図ります。

〔主な事業〕

- | | |
|--------------------|----------------|
| ◇児童相談所による相談・支援事業 | ◇親子のための相談 LINE |
| ◇家庭への支援と子どもの自立支援事業 | ◇学校警察等連絡協議会 |
| ◇S S W・カウンセラー等活用事業 | ◇街頭育成活動 |
| ◇若者支援事業 | ◇新潟市青少年育成協議会 |

施策方針 2 ライフステージに応じて、こども・若者の状況に対応した支援を切れ目なく行います

施策 2-1

結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

◆ライフステージ：「学童期・思春期」・「青年期」◆

◆施策の方向性◆

若者が早い時期から結婚や子育てのイメージを持ち、ライフデザインを考える機会を提供し、結婚を望む人に対して出会いの場の創出や、地域を挙げて結婚を応援する機運の醸成を図り、結婚及びその後の新生活を支援します。

◆施策推進の背景◆

結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであり、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、希望に応じた支援を進めます。

新潟市の婚姻率（人口千対に対する率）は、平成 20（2010）年で「5.1」だったものが、年々低下し、令和元（2019）年で一時回復（「4.3」から「4.5」）したものの、世界的な新型コロナウイルス感染症のパンデミックを経て、大幅に下降し、令和 4（2022）年は、「3.6」となりました。

令和 4（2022）年に実施した「新潟市 結婚・出生に関する意識調査」の、18 歳～49 歳の未婚者を対象とした調査では、「いずれ結婚するつもり」と回答した人が男女ともに 70%を超えていますが、前回の平成 27（2015）年の調査からは全体で 6.5 ポイント下がっており、特に女性が 7.3 ポイント下がっていることは、結婚観が変化しているものと考えられます。

なお、15 歳～17 歳及び大学・短大・専門学校の学生を対象にした「結婚の意思」の調査結果では、前者では 87%が「いずれ結婚したい」を選択し、後者では 83%が「いずれ結婚するつもり」を選択していることから、漠然としたイメージとしてではあるものの「結婚」を肯定的に捉えており、今後の婚姻率改善の可能性が残された状況であることもわかりました。

その一方で、晩婚化・未婚化の主な原因として、20 代～40 代男性の 40%以上が「適当な相手とめぐりあう機会がない」と考えており、同様の考えを 20 代女性では約 38%、30 代女性で約 47%、40 代女性では約 40%と、出会いを模索している状況がうかがえます。新潟市に対して、「出会いの機会の提供等の結婚支援」を 30 代男性の約 40%が要望していることから、出会いの機会の創出が求められています。

◆施策の成果指標◆

指標	現状	目標	
		令和 9 年度	令和 11 年度
婚姻件数	2,508 件 (R5 年度実績)	2,490 件	2,460 件
婚活支援ネットワークが開催する新潟市の認定イベント数	16 回 (R4 年度実績)	21 回	23 回
結婚応援結パスポート協賛店数	151 店舗 (R5 年度実績)	190 店舗	210 店舗

◆具体的な取組◆

【取組 1】若者が結婚や子育てについて考える機会の提供

男女を問わず、若い世代が正しい知識を得て、将来のライフプランを考え、日々の生活と向き合うプレコンセプションケアの取組により、早い時期から将来の結婚や子育てのイメージを持ち、妊娠・出産の適齢期を見据えたライフデザインを考えられる機会を創出します。

思春期・妊娠・出産に関する適切な知識を持ち、自分の望む人生を設計できるよう若者を対象とした健康教育に取り組みます。

「高校生の意見の反映」

テーマ：新潟市でこどもを育てたいと思ってもらうにはどうしたらいいか

●意見：子育ての良い面、大変な面のリアルな情報を伝え、いざ子育てした際のギャップを緩和できると良い。

◆意見の反映：出産・子育てのイメージが持てるように、「思春期等相談事業」を通して学生向けにそれぞれの年代に適した講座を行っていきます。



〔主な事業〕

◇思春期等相談事業

【取組２】出会いの場の創出と結婚を応援する機運の醸成

結婚の前段となる出会いを支援するため、出会い・結婚を支援する取組を行う地域や民間の団体等による「新潟市婚活支援ネットワーク」が行うイベント等を新潟市公式 LINE などを通じて広報します。

また、「新潟市結婚・子育て応援サイト」などを通して、多くの企業や店舗が結婚や子育てを応援していることを広く周知し、地域を挙げて結婚を応援する機運の醸成を図るなど、結婚を望む人の希望をかなえられる環境づくりを推進します。

「高校生の意見の反映」

テーマ：新潟市で結婚する人を増やすにはどうしたらいいか

●意見①：結婚に関する知識や費用、また新潟市の支援や補助制度などを、SNS で発信することで若い人の目に触れやすくと良い。

◆意見の反映①：新潟市公式 LINE でのプッシュ配信や、SNS、「新潟市結婚・子育て応援サイト」などを通して結婚に必要な知識や費用、また、出会いのイベント情報や、結婚応援結パスポートなどの結婚支援の取組を伝え、結婚のイメージを持ってもらえるよう努めていきます。



●意見②：ハートマッチにいがたなど新潟県の実組と協力すると良い。

◆意見の反映②：新潟県の結婚マッチングシステム「ハートマッチにいがた」の登録支援を新たに行い、併せて周知の協力を行っていきます。



●意見③：若い人が利用できる対面での出会いの場を新潟市がたくさん提供すると良い。

◆意見の反映③：新潟市婚活支援ネットワークが行う対面でのイベントに対する広報支援を通じて、対面での出会いの場の提供を強化していきます。

〔主な事業〕

◇新潟市婚活支援ネットワーク

◇出会い・結婚サポート事業

◇他自治体との広域連携等

【取組3】結婚及びその後の新生活への支援

「新潟市 結婚・出生に関する意識調査」において、結婚に関する障害として、「結婚資金」や「結婚後の資金」を挙げている回答が多数を占めていたことから、結婚に伴う不安の解消と経済的な負担の軽減を図るため、結婚及びその後の新生活への支援に取り組みます。

〔主な事業〕

◇結婚新生活支援補助金

◇結婚応援 結パスポート

【取組4】仕事と家庭生活の両立に向けた啓発

「新潟市 結婚・出生に関する意識調査」では、晩婚化・未婚化の進行抑止の主な対策として「仕事と家庭生活の両立支援」と答えた人の割合が高いことから、結婚前にこの課題について考える機会を設け、結婚に対する大きな不安の解消につなげる取組を推進します。

〔主な事業〕

◇女性活躍応援事業

施策 2-2

妊娠・出産・子育てのための切れ目ない多様な支援と相談体制の充実

◆ライフステージ：「妊娠・出産」・「乳幼児期」◆

◆施策の方向性◆

母子や家庭の状況把握に努め、安心して妊娠・出産・子育てができるよう切れ目のない支援を行います。

◆施策推進の背景◆

こどもの誕生前から幼児期までは、こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期です。

また、乳幼児は多くの時間を家庭や地域の中で過ごし、幼児教育・保育施設への就園状況も異なるなど、育ちの環境は多様です。その多様性を尊重しつつ、子育て当事者の「子育て」を支えることだけでなく、「こどもの育ち」に係る質の向上にもしっかりと目を向け、保護者・養育者の就労・養育状況を含むこどもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、ひとしく、切れ目なく、ウェルビーイングの向上を図ることが重要です。

乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得を通じて、一人一人のこどもが、かけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって成長することができるようにすることが社会の責務と考えます。

令和5（2023）年度「新潟市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」では、「子育てで日ごろ悩むこと、気になること」について、「お金に関すること」に次いで、「子どもの発育・発達に関すること」に、約45%の就学前児童の保護者が回答しています。同様に、「子育て情報で欲しい内容」については、「子育てに関する公的制度（保育園、手当など）の内容」が、約64%と最も高い回答となりました。

「あったらよいと思う地域主体の子育て支援活動」について、就学前児童の保護者のうち約68%が「子どもの見守り・声掛け・通学路・パトロールなどの活動」を、53%が「子どもたちが集まって、遊びや交流ができる居場所づくり」を回答しています。また、「子育て中の親同士が交流したり、気軽に相談できる居場所づくり」を回答した保護者は約25%で、小学生の保護者の回答約13%のおよそ2倍となっており、就学前の時期ならではのニーズと考えられます。

◆施策の成果指標◆

指標	現状	目標	
		令和 9 年度	令和 11 年度
新潟市は子育てしやすいまちと思う保護者の割合	69% (R6 年度実績)	前回より 増加	前回より 増加
リスクを把握した妊婦について産前に状況確認をした割合	100% (R5 年度実績)	100%	100%
子育てに関する情報の満足度	63.9% (R6 年度実績)	65.0%	67.0%

◆具体的な取組◆

【取組 1】切れ目ない相談支援・情報提供体制の構築

全ての家庭が安心してこどもを産み育てられるよう、新潟市の特色を活かし、妊娠・子育てほっとステーションを中心に、地域の中で一人一人に寄り添った相談体制の構築を進めるほか、SNSやアプリの活用等、デジタル技術を活用し、必要な人に的確に届くよう、効果的で分かりやすい子育て情報の発信を行います。

「高校生の意見の反映」

テーマ：新潟市でこどもを育てたいと思ってもらうにはどうしたらいいか

●意見：子育ての相談ができる場所を作ると良い。

◆意見の反映：妊娠・出産・子育てに関する相談窓口として、各区役所に設けている「妊娠・子育てほっとステーション」を周知していきます。

また、子育て家庭への育児支援を目的に、地域子育て支援センターを市内 43 か所に設置しています。この施設では、保育士等による子育て相談、フリースペースの開放などを行っています。



〔主な事業〕

- ◇妊娠・子育てほっとステーション（こども家庭センター）の運営
- ◇妊娠・出産サポート体制整備事業
- ◇母子健康手帳の交付・妊婦保健指導
- ◇出産・子育て応援事業
- ◇助産師による講話・個別相談
- ◇こんにちは赤ちゃん訪問事業
- ◇思春期健康教育
- ◇親子のための相談 LINE
- ◇地域子育て支援センター
- ◇家庭教育振興事業(安産教室、乳児期、幼児期家庭教育学級)
- ◇子育て応援パンフレット「スキップ」の発行 ◇にいがた子育て応援アプリ

【取組2】切れ目ない母子保健施策の推進

妊娠・出産期の幸福感を高め、理想とする人数のこどもを産み育てることが実現できるよう、産前・産後のケアを強化し、保護者同士や専門機関などとのつながりを促進することで、孤独の解消と子育てに関する正しい理解が深まるよう支援します。

また、母子の健康の保持増進や乳幼児の疾病、障がいの早期発見・早期支援や児童虐待の未然防止のため、こんにちは赤ちゃん訪問や乳幼児健康診査などのあらゆる機会を捉え、母子や家庭の状況把握に努め、継続的な支援が必要な場合には、関係機関と連携して適切な支援を行います。

そのほか、予防接種の適切な接種や歯科保健の向上など、こどもが健康に過ごすための取組も引き続き推進していきます。

〔主な事業〕

- ◇妊娠・子育てほっとステーション（こども家庭センター）の運営
- ◇不妊・不育相談
- ◇不育症治療費助成事業
- ◇出産・子育て応援事業
- ◇妊婦健康診査
- ◇妊産婦医療費助成
- ◇安産教室
- ◇産婦健康診査事業
- ◇先天代謝異常等検査事業
- ◇産後ケア事業
- ◇こんにちは赤ちゃん訪問事業
- ◇乳幼児健康診査（乳児健診、股関節検診、1歳6か月児健診、3歳児健診）
- ◇乳幼児健康指導
- ◇多胎児支援事業
- ◇低出生体重児支援事業
- ◇児童相談所による相談・支援
- ◇食物アレルギー対策の強化
- ◇新潟市障がい者地域自立支援協議会の運営
- ◇離乳食講習会
- ◇妊婦乳幼児歯科健康診査（妊婦歯科健診、1歳誕生歯科健診、1歳6か月児歯科健診、2歳児歯科健診、3歳児歯科健診）

【取組3】子育て支援のための預かり・交流機会の充実

核家族化の進展や、近所付き合いの希薄化など、親類や地域での助け合いが難しくなる中、全てのこどもの育ちを保障するとともに、孤立した子育て家庭への支援を図るため、地域住民によるサポートやレスパイト（休息）目的の預かりを実施するほか、同じ子育て中の保護者同士で交流できる場の提供などの取組を進めます。

「高校生の意見の反映」

テーマ：新潟市でこどもを育てたいと思ってもらうにはどうしたらいいか

●意見：他のパパ・ママと子育て情報を交換できる場を作ると良い。

◆意見の反映：地域子育て支援センターでは、こどもと一緒に遊びながら、保護者同士も情報交換ができます。引き続き、子育て中の親子が気軽に集い、保護者同士の交流や悩みを相談できる場の提供に取り組んでいきます。



〔主な事業〕

- | | |
|------------------------|---------------------|
| ◇ファミリー・サポート・センター事業 | |
| ◇子育て短期支援事業（こどもショートステイ） | |
| ◇地域子育て支援センター | ◇児童館・児童センター等の運営・支援 |
| ◇家庭教育振興事業（子育てサロン） | ◇こども誰でも通園制度 |
| ◇一時預かり事業 | ◇こどもの居場所づくり支援体制強化事業 |



新潟市子育て応援キャラクター
ほのわちゃん

施策 2－3

良好な幼児教育・保育環境の確保と質の向上

◆ライフステージ：「乳幼児期」◆

◆施策の方向性◆

良好な幼児教育・保育環境の確保に向け、施設の適正配置や人材の確保などを進めるとともに、幼児教育・保育の質の確保・向上に取り組めます。

◆施策推進の背景◆

国が作成した「はじめの 100 か月の育ちビジョン」で示されているとおり、乳幼児期は、人の生涯にわたるウェルビーイングの基盤となる最も重要な時期であり、特に 3 歳以上では、多くのこどもが、幼児教育・保育施設において、様々な年齢のこどもと関わりながら育ちます。このような時期のこどもの豊かで健やかな育ちを支え促す教育・保育の機会を保障するためには、量を確保するとともに、質の確保・向上も併せて進めていくことが重要です。

新潟市の保育の量（受け皿）の確保については、令和 2（2020）年度以降待機児童 0 を維持し続けていますが、配置基準の改善や多様化する保育ニーズへ対応するため、保育人材の確保が継続した課題となっています。一方、急速に進む少子化の影響により利用児童数が減少する施設が増加していることから、必要な量を確保しつつ、市立保育園の閉園・民営化などによる適正化の取組を加速させていく必要があります。

保育の質の確保・向上については、各区の連携拠点園を中心として、日常的な公開保育を契機とした課題共有や語り合い、地域におけるネットワーク構築など、私立・市立の施設職員が主体的、継続的、協働的に保育水準を高め合う取組を行っています。さらなる質の向上のため、関係者間の連携を強化していくほか、保育内容の評価の充実や現場の業務軽減、幼児教育と小学校教育との円滑な接続に向けた取組を進めていくことが必要となっています。加えて、私立・市立ともに施設の老朽化が課題となっていることから、良好な施設環境の整備に向けた取組を進めていく必要があります。

このほか、働き方やライフスタイルが多様化する中、全てのこどもに良好な幼児教育・保育環境を確保するため、特に 3 歳未満児の子育て当事者が地域の中で孤立しないよう地域の身近な場を通じた支援を充実する必要があります。

◆施策の成果指標◆

指標	現状	目標	
		令和 9 年度	令和 11 年度
保育所待機児童数 (年度当初)	0 人 (R6 年度実績)	0 人	0 人
幼児教育・保育内容に関する園評価の公表 実施	68.2% (R5 年度実績)	75.0%	80.0%

◆具体的な取組◆

【取組 1】 幼児教育・保育の量の確保と適正化

市立保育園の統廃合などを進めるとともに、待機児童の発生が見込まれる地域では、民間の力を最大限活用し定員確保を行うことで、必要な量の確保・適正化を図ります。

保育士の確保に向け、新規資格取得や就業継続、離職者の再就職にかかる各種支援を行うほか、保育士養成施設の学生などを対象とした保育士業務の魅力発信に取り組みます。

〔主な事業〕

◇保育定員の確保事業

◇保育士の確保事業

◇新潟市立保育園配置計画の推進

◇幼児教育推進体制事業

《若者の意見の反映》

テーマ：将来、新潟で生活することについて、ライフイベントをとおして思うこと

●意見：待機児童ゼロを自分たちが親になるまで継続してほしい。

◆意見の反映：新潟市の幼児教育・保育施設では、乳児の育ちをしっかりと保障できるよう、国の職員配置基準を上回る独自の基準を定めています※。このような手厚い保育を行ったうえで待機児童ゼロを維持できるよう、保育士確保や保育ニーズに応じた施設整備、丁寧な入園調整などに取り組んでいきます。



※ 1 歳児における職員配置基準

国：おおむね児童 6 人につき職員 1 人

新潟市：おおむね児童 3 人につき職員 1 人

【取組２】 幼児教育・保育の質の確保と向上

地域全体の幼児教育・保育水準を高め合っていくため、各区の連携拠点園を中心とした取組を継続していきます。併せて、第三者評価の活用など、各施設における園評価の取組を充実させ、よりよい保育実践へつなげるとともに、保育士が保育に専念できるよう、ICTを活用した業務軽減などを進めていきます。

また、幼児教育と小学校教育との円滑な接続のため、架け橋期に携わる職員の合同研修などを行います。

そのほか、良好な幼児教育・保育環境の確保と向上のため、私立園の整備費支援や、市立園の環境改善（空調や遊具、防犯対策設備の設置、LED照明の導入、バリアフリー改修など）に取り組みます。

「外国人園児の保護者の意見の反映」

テーマ：外国人の方にも利用しやすい保育園に向けて

●意見①：おたよりなど園から配布される書類や連絡帳を多言語や、ひらがなで表記してほしい。

◆意見の反映①：配布文書を多言語で表記はしていませんが、やさしいにほんごを用いたり漢字にふりがなを振るなどの対応を始めています。今後翻訳ツールなどを活用しながらコミュニケーションが取りやすくなるよう取り組んでいきます。

●意見②：日本の教育で大切にしていることを説明してもらいたい。

◆意見の反映②：保護者から母国の教育や文化について伺いながら、日本の教育や文化を説明し、相互理解を深められるよう取り組んでいきます。



〔主な事業〕

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| ◇教育・保育施設関係者ネットワーク構築事業 | ◇保育園等 ICT 化推進事業 |
| ◇未満児保育事業 | ◇新潟市共通幼小接続期カリキュラムの実施 |
| ◇幼保こ小連携推進事業合同研修 | ◇市立保育園等運営費 |
| ◇私立保育所等整備費補助金 | |

【取組3】多様な保育・子育て支援の充実

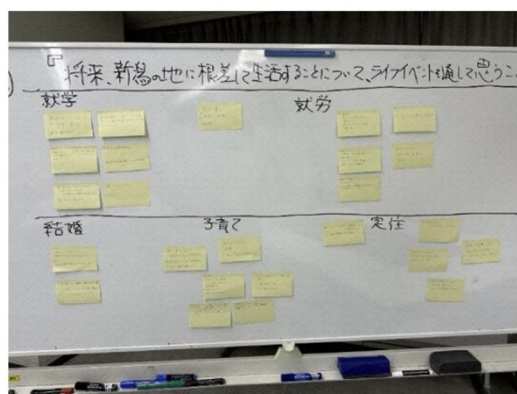
一時預かりや病児・病後児保育などを引き続き実施するとともに、障がいのあるこどもや医療的ケア児など特別な配慮を必要とするこどもを含め、こども一人一人の健やかな成長を支えていきます。また保育所等に通っていない満3歳未満のこどもを対象とするこども誰でも通園制度に取り組み、こどもの健やかな育ちを支援します。

「若者の意見の反映」

テーマ：将来、新潟で生活することについて、ライフイベントをとおして思うこと

●意見：市や区役所、駅など、多様な場所でこどもを預かってくれる施設があるといい。

◆意見の反映：市内では、幼児教育・保育施設のほか、「わいわいひろば」（東区）、「い〜てらす」（東区）、「子育て応援ひろば」（中央区）、「新津育ちの森」（秋葉区）において、一時的に乳幼児を預かる事業を行っています。



今後も多様な場所で事業を実施できるよう取り組んでいきます。

〔主な事業〕

- ◇多様な保育・子育て支援の充実事業（一時預かり事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、休日保育事業）
- ◇障がい児保育事業
- ◇幼児教育・保育施設等への看護師の配置（医療的ケア児保育支援事業含む）
- ◇こども誰でも通園制度 ◇地域子育て支援センター

施策 2-4

こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育

◆ライフステージ：「学童期・思春期」◆

◆施策の方向性◆

学童期・思春期は、身体も心も大きく成長する時期であり、全てのこどもが道徳性や社会性を身につけることができる質の高い公教育を実現します。

◆施策推進の背景◆

こどもにとって、学校は単に学ぶだけの場ではなく、安全に安心して過ごしながら、他者と関わりながら育つ大切な居場所の一つであり、こどもの最善の利益の実現を図る観点から、また、格差を縮小し、社会的包摂を実現する観点から、学校生活をさらに充実したものとする必要があります。

住んでいる地域に関わらず、全てのこどもが、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の担い手となることができるよう、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させることが求められます。

新潟市においても、新潟市教育ビジョンにおける中心的な考え方として「これからの社会をたくましく生き抜く力の育成」を掲げ、学びを生かしたり他者と協働したりしながら、課題解決や自己実現に向けて様々なことに挑戦し続けるなど、「これからの社会をたくましく生き抜く力」を育てることで、主体的に物事を成し遂げることができる人材を学・社・民が一体となって育成することに取り組んできました。

◆施策の成果指標◆

指標	現状	目標	
		令和 9 年度	令和 11 年度
将来の夢や目標を持っていると回答した児童生徒の割合	小 6 80.7% 中 3 64.7% (令和 5 年度)	小 6 85.0% 中 3 73.0%	小 6 87.0% 中 3 75.0%
学習や生活において、自分で考え課題を解決したり、自分で判断して行動したと回答した児童生徒の割合	小 6 85.5% 中 3 88.1% (令和 5 年度)	小 6 88.5% 中 3 88.5%	小 6 90.0% 中 3 90.0%

障がいのある人を招いた福祉教育（ゲストティーチャー）実施校数	29 校 (R5 年度実績)	前年度 以上	前年度 以上
全国体力・運動能力調査で全国平均値を上回った項目の割合	90.0% (R5 年度実績)	93.0%	95.0%
配慮を要する幼児児童生徒等への個別の教育支援計画作成率	70.0% (R5 年度実績)	前年度 以上	前年度 以上

◆具体的な取組◆

【取組１】地域全体で取り組む学校づくり

子どもにとって、学校は単に学ぶだけの場ではなく、安全に安心して過ごしなが、他者と関わりながら育つ大切な居場所の一つです。

コミュニティ・スクールと地域と学校パートナーシップ事業を一体的に進め、学校と地域が共通の目標をもって、子どもを地域全体で育む地域とともにある学校づくりと、地域や子どもをめぐる課題解決のためのプラットフォームにもなり得る学校を核とした地域づくりを推進します。

〔主な事業〕

◇コミュニティ・スクール推進事業 ◇地域と学校パートナーシップ事業

【取組２】スポーツ、文化芸術に継続して親しむための環境づくり

将来にわたり子ども・若者がスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができるよう、地域の実情に応じて、部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた地域のスポーツ・文化芸術環境の整備を進めます。

〔主な事業〕

◇中学生のための地域クラブ活動推進支援事業

【取組3】社会の一員としての道徳教育、家庭教育の推進

生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の社会性、人間性を育むために、体験活動を通して問題解決的な学習や家庭・地域と連携した学習等、多様な価値観を養う道徳科の授業を推進します。

また、自他のよさや、互いに支え合い、共に生きることの大切さに気付くことのできる児童生徒を育むために、学齢期に応じた家庭教育を推進します。

〔主な事業〕

- ◇道徳教育の充実、福祉教育の充実
- ◇家庭教育振興事業(児童期、思春期家庭教育学級・子育て学習出前講座)

【取組4】こどもの体力向上

体育の授業の充実を図るとともに、学校と家庭・地域・大学などが連携し、運動の大切さを知り、楽しさを味わうことのできる環境を整え、児童生徒の健やかな身体を育みます。

〔主な事業〕

- ◇運動大好き体力向上ジャンプアッププロジェクト事業

【取組5】特別支援教育の充実

個別の教育的ニーズのあるこどもたちの自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、多様な学びの場の整備と柔軟な仕組みを構築し、特別な支援を必要とするこどもへの就学前から卒業後まで切れ目ない支援体制を整備します。

〔主な事業〕

- ◇通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校などの学びの場の整備
- ◇特別支援教育サポートセンターの運営
- ◇個別の教育支援計画作成支援
- ◇教職員への特別支援教育研修の実施
- ◇就学相談会の実施
- ◇就学支援委員会の実施
- ◇学校看護師の配置
- ◇病院内学級の設置

【取組6】生涯にわたって心身ともに健やかに生きるための学校保健の充実

こどもたちの心身の健康の保持増進、疾病の予防等と生涯にわたって健やかに生きるため、自らの健康に関心をもち主体的な健康づくりができるよう、様々な健康課題に対応するため校内体制の充実を図りながら、健康診断等による適切な保健管理のほかメンタルヘルス、薬物乱用防止やアレルギー疾患への対応など現代的な課題を含めた保健教育を推進します。

また、学校トイレへの生理用品の設置や1人1台端末を活用した心のサインの把握など、様々な事情によりSOSの発信が難しいこどもも安心して学校生活を送れるようサポート態勢を整えます。

〔主な事業〕

- | | |
|------------------|---------------|
| ◇学校医等配置・各種健康診断事業 | ◇生活習慣病予防対策事業 |
| ◇むし歯・歯周疾患予防対策事業 | ◇薬物乱用防止教育支援 |
| ◇食物アレルギー疾患への対応 | ◇学校保健推進体制支援事業 |
| ◇学校トイレへの生理用品設置事業 | ◇メンタルヘルス教育の推進 |

【取組7】家庭、学校、地域等における食育の推進

望ましい食習慣を身につけ、生涯にわたって健全な食生活を実践していくためには、こどもの頃からの食育が重要です。

家庭及び学校はこどもの成長・発達段階に応じ、基本的な生活習慣を身につける場として重要な役割を担っています。

家庭、学校、地域等が連携し、こどもたちが楽しみながら、バランスのよい食事や正しいマナー、食べ物の大切さなど食に関する正しい知識と食を選択する力を身につけ、望ましい食生活の実現と心身の健全な成長が図られるとともに、次世代へ伝えつなげていけるよう取り組みます。

〔主な事業〕

- | | |
|---------------|-----------------|
| ◇食育推進事業 | ◇食育・花育センターの管理運営 |
| ◇学校給食運営事業 | ◇中学校の全員給食化事業 |
| ◇学校給食費の公会計化事業 | |

【取組8】農業と学校教育を融合した取組の推進

持続可能な社会の実現を目指し、学習指導要領に基づき農業を学校教育に取り入れる「アグリ・スタディ・プログラム」の推進などにより、確かな学力の向上を図ります。

また、豊かな食の恵みに感謝し、いのちや人の絆を大切にするとともに、農業の素晴らしさに気付き、ふるさと新潟を愛し誇りに思う心情を育みます。

〔主な事業〕

- ◇「新潟発わくわく教育ファーム」推進事業
- ◇「食と農のわくわく SDGs 学習」推進事業

施策 2-5

安心して過ごせる居場所づくりと放課後対策の推進

◆ライフステージ：「学童期・思春期」◆

◆施策の方向性◆

放課後児童クラブや子どもふれあいスクールの充実をはじめ、こどもが身近な場所で安心・安全に過ごすことができる居場所を提供し、こどもの健やかな成長を促します。

◆施策推進の背景◆

全てのこども・若者が、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ち、様々な学びや体験を通して自己肯定感や自己有用感を高め、成長していけるよう、「こどもの居場所づくりに関する指針」に基づき関係者で連携・協力しながら、社会全体で居場所を支えていくことが必要です。

こどもの「居場所」とは、こどもが遊んだり、何もしなかったり、好きなことをして過ごす場所やその時間、友達など人との関係性を通して成長に深くかかわる全てが「居場所」になり得ると考えます。そのうえで、その場を「居場所」と感じるかどうかは、こども本人が決めるものであるという前提に立ち、こどもの声を聴きながら居場所づくりを推進します。

「こどもの居場所に関わるアンケート」の「放課後に過ごす場所」では、小学校低学年から高校生まで、「自宅」が最も多く、特に高校生では自宅の中のプライベートスペースで過ごしていることが改めて確認できました。一方で、小学生低学年では、「放課後児童クラブ（ひまわりクラブなど）」の利用者が4割を超えており、「児童館や児童センター」の利用者も小学生高学年に比べて高い利用状況となっています。また、公園や図書館、公民館などの公共施設の利用も割合は少ないですが、一定数の利用者がいることが確認できました。高校生では、「自宅」、「塾や習い事・部活」に次ぐ、約1割が「図書館や公民館のフリースペースや自習スペース」を利用していることが判明しました。

このような状況を踏まえ、既にこどもの居場所となっている児童館・児童センター、こども食堂や学習支援の場など地域にある多様な居場所、公民館や図書館などの社会教育施設についても、より良い居場所となるよう取り組みます。

学校については、教育機関としての役割のみならず、こどものセーフティネットになるなど居場所としての役割も担っており、その認識を深めていくことが重要です。

また、放課後児童クラブの受け皿整備を着実に進め、放課後児童クラブの安定的な運営を確保し、待機児童ゼロを維持するとともに、学校施設の利用促進の観点も含め市長部局と教育委員会が連携し、放課後児童対策にも取り組む必要があります。その際、放課後にこどもが安心して過ごせる居場所を確保するだけでなく、その時間を学習時間や他学年、地域の人と交流する時間に

充てるなど、こどもの社会性や自主性、創造性等のより一層の向上のため、預かりの質を高めることが求められます。そして、放課後だけでなくこどもが地域の中で安心して過ごせる居場所を持つことも、こどもの安全性や多世代との交流の機会を確保する観点からも重要です。

◆施策の成果指標◆

指標	現状	目標	
		令和 9 年度	令和 11 年度
放課後児童クラブの待機児童数	0 人 (R5 年度実績)	0 人	0 人
「自分には良いところがある」と回答したこどもの割合	小 6 : 78.7% 中 3 : 78.7% (R5 年度実績)	小 6 : 81.5% 中 3 : 81.5%	小 6 : 82.5% 中 3 : 82.5%
「将来の夢やつきたい仕事がある」と回答したこどもの割合	小 6 : 74.8% 中 3 : 63.6% (R5 年度実績)	小 6 : 76.0% 中 3 : 65.0%	小 6 : 77.0% 中 3 : 66.0%
学習スペースの開催日数	347 日 (R5 年度実績)	347 日	347 日
生涯学習活動で身に付けた知識や技能を、地域や学校、ボランティア活動に活かしている市民の割合	16.1% (R5 年度実績)	17.0%	19.0%
こども食堂の数	55 か所 (R6 年 8 月実績)	前年度 以上	前年度 以上

◆具体的な取組◆

【取組 1】地域におけるこどもの居場所づくり

こどもたちが安心して過ごせる居場所づくりに向け、児童館・児童センターや公民館、図書館、学校といった地域の既存施設などを有効活用し、地域との連携を図りながら、こどもへの健全な遊びの提供や居場所を確保していきます。

また、地域団体が運営するこども食堂や地域の茶の間などについては、こどもを含めた多世代が交流し、つながりが得られる場となるよう、社会福祉協議会などの中間支援組織と連携しながら、居場所づくりを支援していきます。

公園や子育て関連施設における遊具や防犯設備、バリアフリー化など、計画的な施設整備や管理を行い、安心安全な環境の提供に努めます。

《こども・若者の意見の反映》

テーマ：中高生・若者が望む「居場所」

●意見①：新津駅前に家庭・学校以外の勉強できる場所が欲しい。静かに集中できるスペースもおしゃべりできるスペースも両方欲しい。

◆意見の反映①：中高生の提案により、新津中央コミュニティ協議会を交えた実行委員会を組織して、新津地域交流センター 1 階・2 階に学習・談話スペースを中心とした「中高生・若者の居場所 in 新津地域交流センター」を開設しました。

●意見②：気軽に入りやすく、いろんな年代の人と交流できる場所が欲しい。中高生や若者が参加するようなイベントが開催される場所が欲しい。

◆意見の反映②：新津地域交流センターは幅広い年代の市民にご利用いただいております。

今後ご利用される皆さまからご意見をいただき、より良い施設になるよう取り組んでいきます。



〔主な事業〕

◇子どもふれあいスクール事業

◇地域子育て支援センター

◇生涯学習施設の管理運営

◇公民館の学習室

◇児童館・児童センター等の運営・支援

◇こどもとしょかんの設置

◇学習席の設置

◇中央図書館での夏休み・冬休み等長期休業期間の事業実施

◇「Teens～学生司書～」事業

◇図書館資料団体貸出（BookPack）

◇街区公園整備事業

◇子どもの学習・生活支援事業

◇地域の茶の間支援事業

◇生涯学習ボランティアバンク

◇青少年の居場所づくり事業

◇こどもの居場所づくり支援体制強化事業

◇ティーンズコーナーの設置

◇読書週間事業の実施

◇電子図書館事業

◇地域拠点公園整備事業

【取組２】児童の放課後の居場所の確保

就労等により昼間保護者が家庭にいない児童に対し、適切な遊びや居場所を提供するため、放課後児童クラブの整備や環境改善のほか、狭あい化の解消について学校や児童館等との連携を強化します。

また、子どもふれあいスクール（放課後子供教室）と連携した活動など、多様なこどもの居場所づくりを進めます。

〔主な事業〕

- ◇放課後児童健全育成事業
- ◇放課後児童クラブの整備
- ◇児童館・児童センター等の運営・支援
- ◇子どもふれあいスクール事業

【取組３】放課後児童クラブ職員の資質向上

放課後児童クラブで提供されるサービスの質を向上させるため、放課後児童クラブの職員を対象に研修会や情報交換会を開催するほか、引き続き、勤務年数や研修実績等に応じた処遇改善や月額 3%程度の賃金改善を実施することで、安定的な職員の確保に努めます。

〔主な事業〕

- ◇放課後児童クラブ研修・指導事業
- ◇放課後児童支援員等の処遇改善

施策 2-6

こども・若者の健全育成と自立支援

◆ライフステージ：「学童期・思春期」及び「青年期」◆

◆施策の方向性◆

こども・若者が、自分自身の未来を考え、最善の選択・判断が行えるよう、支援や教育の機会を提供します。また、いじめや体罰の防止に努めます。

◆施策推進の背景◆

こども・若者が主体的に判断・行動することができ、社会の中で自立し、自らのライフデザインを描けるよう、様々な仕事に触れる職場体験や、消費生活の基礎知識などについて、意識啓発や情報提供に取り組むことが求められます。

いじめは、こども・若者の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、社会総がかりでいじめ問題に取り組む必要があります。全ての学校において、「いじめ防止対策推進法」に基づいた対応の徹底を図るとともに、いじめ防止対策を強化することがますます求められます。加えて、今後も拡大するネット社会における、いわゆる「ネットいじめ」に関する対策を推進し、全てのこども・若者が自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるような働きかけに関する施策も重要です。

不登校については、本人・家庭・学校に関する様々な要因が複雑にからみ合っている場合が多く、不登校はどのこどもにも起こり得るものであり、不登校というだけで問題行動であると受け取られることのないように配慮することを基本的な考え方とする「教育機会確保法」の趣旨を踏まえ、全てのこどもが教育を受ける機会の確保が強く求められます。

体罰は、「学校教育法」や「生徒指導提要」において、いかなる場合も決して許されないとされていますが、学校現場では根絶できていないのが現状です。

高校中退を予防するため、学習等に課題を抱える高校生の学習支援や進路決定支援など、高校においてこどもに寄り添った指導・相談体制の充実が求められています。また、高校を中退したこどもが、自身が目指す学力（高校卒業レベルが望ましい）を身に付けることができるような学習相談や学習支援を提供していくことも必要です。

こどもが、昼夜・休日を問わず、いつでも安心して医療サービスを受けられるためには、小児医療体制の充実が必要であり、小児医療の関係者とこどもに対する医療、保健、福祉、教育等の関係者等との連携体制の構築を図り、医療的ケア児やその家族も含めた支援体制を確保する等、地域のこどもの健やかな成育を支援する必要があります。

◆施策の成果指標◆

指標	現状	目標	
		令和 9 年度	令和 11 年度
市立高等学校における地域連携教育活動に参加した生徒数(延べ人数)	2,217 人 (R5 年度実績)	前年度以上	前年度以上
いじめの解消率	77.3% (R5 年度実績)	前年度以上	前年度以上

◆具体的な取組◆

【取組 1】成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

こども・若者が消費者の権利と責任について理解するとともに、主体的に判断し責任を持って行動できるよう、教育機関や関係団体との連携・協働による消費者教育を推進します。

こども・若者が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身につけることができる教育活動を進めます。職場体験活動や就業体験活動（インターンシップ）などの体験を通して、こどもが主体的に自分の「ライフデザイン」を描くことができる学習活動を行います。

また、社会保障の意義や仕組みを理解し、必要な制度を活用できるようにするとともに、変化する社会における社会保障について当事者意識を持てるようにするため、社会保障教育に取り組めます。

〔主な事業〕

- ◇子ども消費者学習
- ◇出前講座
- ◇市立小中学校・中等教育学校（前期課程・後期課程）・高等学校・特別支援学校のキャリア教育推進事業
- ◇消費者教育被害防止啓発用冊子配布
- ◇消費者教育の推進

【取組 2】いじめ防止

いじめはどのこどもにも起こり得るということを前提に、「どのような理由があってもいじめは許されない」、「いじめる側が悪い」という認識をこどもたちの中に育む教育活動を推進し、いじめの未然防止に努めます。また、いじめの疑いを認知した際には、学校を中心に関係機関とも連携した対応を迅速に進め、こどもたちが安心して生活できる環境を整えます。

また、新潟市における「総合教育会議」等を活用した関係部局と教育委員会との連携促進や、関係部局でいじめ相談から解消まで取り組むなど地域におけるいじめ防止対策の体制構築、重大ないじめ対応に係る第三者性の向上、警察等の外部専門機関との連携促進等にも取り組みます。

〔主な事業〕

- | | |
|---------------|---------------------|
| ◇いじめ防止市民フォーラム | ◇新潟市いじめ防止市民連絡協議会 |
| ◇学校警察等連絡協議会 | ◇S S W・カウンセラー等活用事業 |
| ◇スクールガードリーダー | ◇新潟市子どもの権利相談室の運営 |
| ◇いじめ対応への支援事業 | ◇いじめ未然防止に向けた教育プログラム |
| ◇新潟市子ども条例推進事業 | |

【取組３】不登校のこどもへの支援

不登校のこどもの意見を聞きながら、不登校の要因分析を行い、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどの専門家に、いつでも気軽に相談できる環境の整備、教育相談ネットワーク事業における訪問教育相談員による訪問相談、I C T等を活用した学習支援、N P Oやフリースクール等との連携など、不登校のこどもへの支援体制を整備し、アウトリーチ支援を強化します。

なお、アウトリーチ支援については、*『不登校生徒の家庭への効果的なアウトリーチ支援に関する調査研究』において、「学校のアウトリーチ支援においては、文部科学省により「家庭教育支援」として不登校児童生徒の保護者に寄り添うアウトリーチ型支援が検討されている。先行して実施された茨城県坂東市の家庭教育支援チームでは学校と福祉部局支援員のチームによる取組により、何らかの改善・変化がみられた家庭が８割という結果であった。（文部科学省 2021）」とあることから、福祉部局との課題共有チームでの対応も検討します。

*出典：東京学芸大学教育実践研究紀要 第19集 pp. 77-83, 2023。

〔主な事業〕

- | | |
|--------------------|-------------------|
| ◇教育相談ネットワーク事業 | ◇不登校対策研修会 |
| ◇S S W・カウンセラー等活用事業 | ◇新潟市フリースクール等連携協議会 |
| ◇新潟市子どもの権利相談室の運営 | ◇不登校・不登校傾向対策事業 |

【取組４】体罰や不適切な指導の防止

文部科学省「生徒指導提要（令和４年12月改定）」において、教職員による体罰や不適切な指導等については、部活動を含めた学校教育全体で、いかなるこどもに対しても決して許されないと示されていることを踏まえ、体罰や不適切な指導の根絶に向けた取組の強化を推進します。

〔主な事業〕

- ◇保護者、教職員、児童生徒を調査対象とした体罰実態調査の実施
- ◇教職員に対する指導、研修の実施

【取組5】高校中退の予防、高校中退後の支援

高校中退を予防するためには、学習等に課題を抱えるこどもの学力向上の他に、進路支援、キャリア教育の充実、課題に応じて適切な支援につなげるスクールソーシャルワーカーの配置推進など、高校における指導・相談体制の充実を図る取組を行います。

高校を中退したこどもに対しては、高校卒業程度の学力を身に付けることができるよう、学習相談や学習支援を推進するとともに、地域若者サポートステーションやハローワーク等が実施する支援の内容について、学校が中退したこどもに情報提供を行うなど、就労支援や復学・就学のための取組の充実を図り、中退したこどもの再入学・学びを支援します。

〔主な事業〕

- ◇教育相談ネットワーク事業
- ◇S S W・カウンセラー等活用事業
- ◇若者支援事業

【取組6】若者の居場所の確保

若者が安心して過ごすことができる場として、若者が話したり、学習したりするなど自由に居られる場所やボランティアが若者を見守ったり、話し相手になったりする居場所を提供します。

《若者の意見の反映》

テーマ：若者支援センターオールの居場所利用について、相談利用について

●意見：もっと若者同士でいろいろと話せる機会があると良い。

◆意見の反映：若者がやりたいことを提案して参加者を集う自主企画や対人スキルを身につけるSST（ソーシャルスキルトレーニング）の講座等を開催しています。

今後もより若者同士が話しやすい環境づくりに努め、引き続き利用者の社会性やコミュニケーション能力向上を図るような企画を計画していきます。



〔主な事業〕

- ◇若者支援事業

【取組7】小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実

こども・若者が、自分の成長や発達程度に応じた心身の健康や性に関する正しい知識を得て、緊急シグナルを出したり、セルフケアをしたり、自らに合ったサポートを受けたりすることができるよう、教育委員会と保健部門などが連携して取り組みます。

学校や保健所等において、性に関する科学的知識に加え、性情報への対処や互いを尊重し合う人間関係など様々な観点から、医療関係者等の協力を得ながら、性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援（予期せぬ妊娠や性感染症等への適切な相談を含む）に取り組みます。

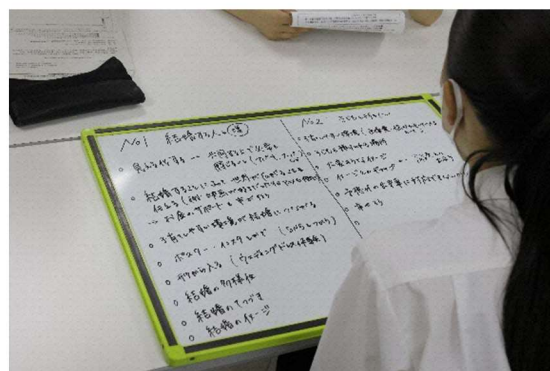
また、こどもが地域において休日・夜間を含めいつでも安心して医療サービスを受けられる体制を確保します。

《高校生の意見の反映》

テーマ：新潟市でこどもを育てたいと思ってもらうにはどうしたらいいか

●意見：こどもが医療機関にかかり易い環境だと良い。

◆意見の反映：夜間・休日でも安心して医療サービスが受けられるよう、急患診療センターでの医療体制を確保・維持していきます。



〔主な事業〕

◇思春期健康教育

◇思春期・性感染症健康教育

◇予防接種事業

◇急患診療センター

◇HIV/エイズ 相談・検査事業

◇精神科医による思春期青年期相談

◇口腔保健福祉センター（急患診療）

施策 2-7

高等教育の修学支援、高等教育の充実

◆ライフステージ：「青年期」◆

◆施策の方向性◆

青年期の若者が、自らの適性等を理解し、自分の未来を考え、最善の選択・判断が行えるよう、支援や教育の機会を提供します。

◆施策推進の背景◆

新潟市における高等教育を担う、大学・短期大学・専修学校などの人口 10 万人当たり教育機関数は、政令指定都市で京都市に次いで第 2 位（令和 2（2020）年）であり、年間約 1,000 人の卒業生を輩出する IT 系専門学校をはじめとして、市内全体では年間約 12,000 人もの卒業生を輩出することから、人材の潜在力は多大なものがあります。

そのような状況に対し、新潟市では、高等教育の修学を目指す若者に対して、教育の機会均等を図り、新潟市の発展を支える有能な人材の育成を目指して、経済的な理由で修学が困難な若者を対象とした奨学金制度を推進してきました。また、若者の経済的支援と新潟市への定住を促進するため、令和 5（2023）年度から「返還特別免除制度」を拡充しました。

今後も、若者のニーズに応じた高等教育の修学に係る支援を充実させ、次代の新潟市を担う人材の育成が必要となります。

◆施策の成果指標◆

指標	現状	目標	
		令和 9 年度	令和 11 年度
にいがた市民大学受講者の満足度	90.9% (R5 年度実績)	95.0%	95.0%
生涯学習ボランティア活動件数	671 件 (R5 年度実績)	1,600 件	1,600 件

◆具体的な取組◆

【取組１】若者の進学機会の確保

若者が、家庭の経済状況にかかわらず、大学等の高等教育機関に進学するチャンスを確保できるよう、高等教育段階の修学支援に取り組みます。

〔主な事業〕

◇奨学金貸付事業

【取組２】生涯学習の支援

青年期の社会人をはじめとする幅広い学習者の要請に対応するため、学びを深める生涯学習の取組を推進します。

あらゆる世代の主体的な学習活動を推進するため、高等教育機関及び企業と連携しながら、時代や社会の変化並びに学習ニーズに応じた多様な学習機会の提供を効果的に進めます。

〔主な事業〕

◇にいがた市民大学の開設

◇生涯学習ボランティアの育成

施策 2-8

就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組

◆ライフステージ：「青年期」◆

◆施策の方向性◆

若者が、地元で安心して職業に就くことができ、自分自身の未来を考え、最善の選択・判断が行えるよう、就労の支援や能力向上の機会を提供します。

◆施策推進の背景◆

若者が安心して暮らせる新潟市となるためには、新潟市又は周辺の市町村で就労することができ、経済的な不安がなく、良質な雇用環境のもとで、将来への展望を持って生活できるよう、多様かつ柔軟な取組が求められます。

特に、新潟市から若者、中でも女性が首都圏等に流出していることを踏まえつつ、若者や女性が活躍できる環境を整備することが必要であり、厚みのある中間層の形成に向けて、新潟市への投資の拡大を含め、持続的に若者の所得が向上し、将来に希望を感じられるような魅力的な就労及び雇用環境を創っていく必要があります。

◆施策の成果指標◆

指標	現状	目標	
		令和 9 年度	令和 11 年度
地域で人材を確保・育成する取組への参加企業数	28 社 (R5 年度実績)	30 社	30 社
新潟地域若者サポートステーションを利用した人のうち、就職した人数（雇用保険被保険者資格を取得した就職者）	147 人 (R5 年度実績)	前年度以上	前年度以上

◆具体的な取組◆

【取組１】若者の就職活動におけるマッチング支援

就職活動段階においては、学生と企業のマッチングの向上等を図ることで、不本意な早期離職を抑制しながら、キャリアの早い段階から新規学卒就職者等が集中的に職業経験を積んで、その後のキャリア形成のための基盤となる職業能力を培うことができるような支援を行います。

また、若者の地元就職への意識醸成を促進するため、経済団体や地元大学など関係機関と連携して企業研究セミナーなどを開催します。

〔主な事業〕

- ◇新規採用活動支援事業 ◇働き方改革推進事業
- ◇市内就労促進事業 ◇デジタル技術を活用した地域就労モデル構築事業
(単日短時間就労マッチングプラットフォーム構築事業)

【取組２】若者の再就職に関する支援

離職する若者が早期に再就職し、その持てる能力を発揮できるよう、キャリア自律に向けた支援を行います。

また、ハローワークや地域若者サポートステーション等による若者への就職支援に取り組みます。

〔主な事業〕

- ◇新潟地域若者サポートステーション事業 ◇若者支援事業

【取組３】若者の職業選択を広げるための能力向上支援

一人一人が自らのキャリアを選択する時代となり、働き方が大きく変化する中で、労働者の主体的な選択による職業選択や労働力の移動が、企業と経済の更なる成長につながり、若者の構造的賃上げに資するものとなるよう、リスキリングによる能力向上の支援を推進します。

また、在宅テレワークによる就労を促進し、時間や場所に捉われずに働ける「地域就労モデル」の構築を推進します。

〔主な事業〕

- ◇デジタル技術を活用した地域就労モデル構築事業
(在宅テレワーカー育成・就労支援事業)

施策 2-9

悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

◆ライフステージ：「青年期」◆

◆施策の方向性◆

若者の悩みや不安を解消するための相談体制を充実し、本人及び周りの友人や家族が気軽に相談窓口にアクセスできる情報の周知を図ることで、誰一人として取り残さない社会を目指します。

◆施策推進の背景◆

青年期においては、進学や就職などの人生における大きなライフイベントに際し、人間関係について悩んだり、不安を抱えたり、誰にも相談できず孤独やストレスを感じたりすることがあります。

こころのSOSサインに気づいたときの対処の仕方をはじめ、こころの健康や病気、相談支援やサービスに関する情報等について、全ての若者への周知が求められます。

また、そのようなこころの不安定などから非行やひきこもりの状態になった場合においても、自立した生活を送れるように社会全体で見守り、サポートする環境を整えることが求められます。

◆施策の成果指標◆

指標	現状	目標	
		令和9年度	令和11年度
ひきこもり支援に関する相談件数	2,036 件 (R5 年度実績)	2,036 件以上	2,036 件以上
こころの健康に関する研修会参加者数	354 人 (R5 年度実績)	455 人	455 人
若者支援協議会全体会議の開催	開催 (R5 年度実績)	開催	開催

◆具体的な取組◆

【取組１】若者の保健対策と相談体制の充実

新潟市若者支援センター「オール」や新潟市ひきこもり相談支援センターなどの相談機関において、利用者から相談しようと思った理由や相談機関を知った手段など、意見を聴取することでニーズを把握し、ニートやひきこもりの状態にあたり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族に対する相談体制の充実を推進します。

《若者の意見の反映》

テーマ：若者支援センターオールの居場所利用について、相談利用について

●意見：相談機関では、話が苦手な人のために、もう少し話しやすい環境（場所・部屋の雰囲気づくりなど）があると良い。

◆意見の反映：相談者が安心して話そうことができるように、聞き手の職員は受容的な態度や傾聴の姿勢を心がけていきます。

また、狭い相談室が苦手な相談者のために広い研修室を利用するなど、ご要望により、より話しやすい環境づくりに努めていきます。



〔主な事業〕

◇ひきこもり相談支援

◇精神科医による思春期青年期相談

◇若者支援事業

◇親子のための相談 LINE

◇精神保健医療福祉人材育成

【取組２】相談支援やサポートに関する情報の周知

若者が友達の悩みや不安を抱えていることを察知したときに、適切な相談支援やサポートにつなげることができるよう相談機関等の情報等の周知に取り組みます。

〔主な事業〕

◇相談関係機関連絡会

◇子どもＳＯＳ電話相談

◇不登校・不登校傾向対策事業

◇若者支援事業

◇いじめ対応への支援事業

◇ＳＳＷ・カウンセラー等活用事業

施策方針 3 子育てに関わる全ての人々を支えます

施策 3-1

子育てや教育に関する経済的負担の軽減

◆施策の方向性◆

総合的な支援により、子育て中の保護者の経済的な負担を軽減します。

◆施策推進の背景◆

子育ての当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担感を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにすることが、こども・若者の健やかな成長のためには必要です。

令和 5（2023）年度「新潟市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」における、就学前児童の保護者への質問「子育ての中で日ごろ悩んでいること、又は気になること」に対して、「子どもにかかるお金に関すること」と回答した割合が、前回調査と同様に全ての年齢（0 歳から 5 歳）で 50%を超えています。また、実際に持つこどもの人数が理想とするこどもの人数よりも少ない理由として、「子育てや教育にお金がかかるから」が約 84%で最も高く、「住居費・光熱費などの固定費に対してお金がかかるから」が約 41%で 3 番目に高い割合になっており、前回調査と同様に経済的要因が上位を占めています。

子育て中の世帯において、経済的な負担は悩みの要因となっているだけでなく、希望するこどもの数を持たない要因にもなっていることから、子育てにかかる経済的な負担を少しでも軽減させることが求められます。

◆施策の成果指標◆

指標	現状	目標	
		令和 9 年度	令和 11 年度
夫婦が理想とするこどもの人数と、 実際にもつ予定のこどもの人数の差 ※新潟市総合計画では、政策指標として「夫婦が 実際にもつ予定のこどもの人数」を掲げています。 目標：R8 年度 2.24 人、R12 年度 2.27 人	0.4 人 理想：2.60 人 実際：2.20 人 (R6 年度実績)	前回より 減少	前回より 減少
日ごろ悩んでいることについて「子どもにかかるお 金に関すること」と回答した人の割合（未就 学児保護者）	56.5% (R6 年度実績)	前回より 減少	前回より 減少
にいがたっ子すこやかパスポート協賛店舗数	721 店 (R5 年度実績)	765 店	777 店

◆具体的な取組◆

【取組1】 幼児期から高等教育までの子育てや教育等にかかる経済的負担の軽減

幼児教育・保育サービスにかかる利用料等軽減や義務教育期における就学援助、高等教育段階の修学支援や奨学金貸付事業、住宅支援などにより、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減に取り組めます。

《高校生の意見の反映》

テーマ：新潟市でこどもを育てたいと思ってもらうにはどうしたらいいか

●意見：教育費を補助し、こどもが増えるにつれて補助額を増やすと良い。

◆意見の反映：小中学生については、「就学援助制度」や「特別支援教育就学奨励制度」により、新潟市の基準に該当するご家庭に、学校でかかる学用品費や給食費等の一部を補助しています。

高校生については、国の「高等学校等就学支援金制度」や「高校生等奨学給付金制度」により、所得等の要件を満たす場合には、授業料や学用品費等を支援しています。

大学生等については、国（日本学生支援機構）や各自治体、団体等が取り扱う奨学金があるほか、新潟市でも貸与型無利子の「奨学金制度」を設けています。

引き続き、これらの支援制度について、情報発信に努めていきます。



〔主な事業〕

- | | |
|--------------------------|-------------------|
| ◇にいがたっすこやかパスポート | ◇放課後児童クラブ利用料・減免制度 |
| ◇児童手当 | ◇保育料等の軽減 |
| ◇就学援助事業（学用品費、学校給食費、医療費等） | |
| ◇健幸すまいリフォーム助成事業 | ◇空き家活用推進事業 |
| ◇特別支援教育就学奨励事業 | ◇奨学金貸付事業 |
| ◇入学準備金貸付事業 | ◇高等学校等就学支援金事業（国） |
| ◇奨学のための給付金事業（国） | ◇私立高等学校学費助成 |
| ◇子どもの学習・生活支援事業 | |

【取組２】医療にかかる経済的負担の軽減

各種医療費助成等を行い、保護者の経済的な負担軽減に努めます。

〔主な事業〕

- | | |
|----------------|---------------------|
| ◇こども医療費助成 | ◇ひとり親家庭等医療費助成 |
| ◇未熟児養育医療費助成 | |
| ◇小児慢性特定疾病医療費助成 | ◇自立支援医療費（育成医療）助成 |
| ◇就学援助事業（医療費） | ◇日本スポーツ振興センター共済制度加入 |

施策 3-2

地域における子育てと家庭の子育て力向上のための支援

◆施策の方向性◆

地域の人材を育成・活用し、子育て家庭を支えるつながりをつくるほか、保護者が適切な情報や方法で子育てできるよう、家庭の子育て力を養うための取組を行います。

◆施策推進の背景◆

地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めて全ての子どもと家庭を対象として、地域のニーズに応じた様々な子育て支援が求められています。

令和5（2023）年度「新潟市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」における、就学前児童の保護者への質問「あなたの子育てや、子どもの成長・生活の中で、近所付き合いの必要性を感じますか」に対して、約80%が「感じる」・「ある程度感じる」と回答しています。

また、「地域の人々が主体となって行う子育て活動でどんなものがあったらよいか」という質問に対して、「子どもたちの見守り・声掛け・通学路パトロールなどの活動」を、就学前児童の保護者で約68%、小学生の保護者で約83%が選択し、「子どもたちが集まって遊びや交流ができる居場所づくり」を、就学前児童の保護者で53%、小学生の保護者で約50%が選択していることから、前回調査結果と同様に地域の協力・地域の支援を望む声が多いことがうかがえます。

そのため、地域における子育て支援の活動が盛んに行われるよう、活動を担う人材を育成することが求められます。

一方、令和6（2024）年度「新潟市子育て市民アンケート」では、しつけについて「たたいたり怒鳴ったりせずに子育てをしたいし、その方法も知っているが実践は難しい」との回答が、就学前児童の保護者で50%、小学生の保護者で54%で、最も多いことから、相談窓口などの保護者に寄り添った支援に繋げていくことが求められます。

◆施策の成果指標◆

指標	現状	目標	
		令和9年度	令和11年度
新潟市は子育てしやすいまちと思う保護者の割合	69% (R6 年度実績)	前回より増加	前回より増加
ファミリー・サポート・センターの提供会員数	494 人 (R5 年度実績)	534 人	555 人
子育てに関する情報の満足度	63.9% (R6 年度実績)	65.0%	67.0%

ブックスタートアンケートにおいて家庭で読み聞かせを実施した割合	78.8% (R5 年度実績)	88.0%	89.0%
家庭教育に関する講座等で「今後に生かすことができる」と回答した参加者の割合	91.2% (R5 年度参考値)	前年度以上	前年度以上

◆具体的な取組◆

【取組１】地域で子育て支援を担う人材の育成と活用

地域の様々な人や団体、施設などの多様な強みを活かして地域社会全体で子育て支援を担うことができるよう、子育て支援に携わる人材の育成と有効な活用を進め、こどもと子育て家庭への支援に資することはもちろんのこと、支援の担い手と受け手という関係だけでなく、お互いに頼れる安心と支える喜びを感じあえるようなつながりが醸成されるよう努めます。

また、地域全体の多様な子育て支援サービスの質の向上と体制強化を図るため、デジタル技術の活用等による働きやすい職場づくりを推進します。

〔主な事業〕

- ◇ファミリー・サポート・センター事業 ◇子育て支援員研修
- ◇児童発達支援センター「こころん」（地域支援）
- ◇発達支援コーディネーターの養成
- ◇児童相談所特別事業 ◇保育園等 ICT 化推進事業
- ◇新潟市公式 LINE アカウント ◇にいがた子育て応援アプリ
- ◇読み聞かせボランティア養成講座の実施

【取組２】地域と連携した子育て支援

多様な家族形態があることを前提に、地域の様々な人や団体が、こどもと子育て家庭への支援に参画できるよう、地域におけるこどもたちの見守りや情報提供を行います。

また、オンラインを活用した悩み相談などを行い、子育て家庭への支援を推進します。

〔主な事業〕

- ◇地域見守り活動支援事業 ◇児童館・児童センター等の運営・支援
- ◇妊娠・出産サポート体制整備事業
- ◇妊娠・子育てほっとステーション（こども家庭センター）の運営
- ◇児童相談所による相談・支援事業 ◇児童相談所による SNS 等相談事業
- ◇地域子育て支援センター ◇赤ちゃんの駅

【取組3】家庭の子育て力を育む機会の充実

保護者が家庭においてこどもの基本的な生活習慣や自立心等を育むため、保護者が学ぶことや、身近に相談相手がない状況にある保護者を切れ目なく支援することができるよう、子育てへの意識啓発や保護者の交流の場の提供、保護者に寄り添った家庭教育支援を推進します。

また、体罰によらない子育てを行うためにも、子育ての仕方がわからない、また、不確かな情報に惑わされて適切な子育てができない保護者や、子育てについて悩みやストレスを抱えがちな保護者等に対して、各種講座や啓発を行い、正しい方法や情報の提供や仲間づくりなどを通して保護者の子育て力の向上を促します。

〔主な事業〕

- | | |
|--------------------------|-----------------|
| ◇子育て応援パンフレット「スキップ」の発行 | ◇安産教室 |
| ◇こんにちは赤ちゃん訪問事業 | ◇家庭教育支援ファシリテーター |
| ◇児童発達支援センター「こころん」（地域支援） | ◇家庭教育振興事業 |
| ◇「おはなしのじかん」等の定期的なイベントの実施 | |
| ◇ブックスタート事業 | ◇赤ちゃんタイムの実施 |
| ◇「うちどく（家読）」の啓発・情報発信 | ◇養育支援訪問事業 |
| ◇子育て世帯訪問支援事業 | ◇地域子育て支援センター |
| ◇こども誰でも通園制度 | |
| ◇児童館・児童センター等の運営・支援 | |

施策 3－3

子育てと仕事の両立支援、企業・団体等との連携と機運醸成

◆施策の方向性◆

ワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、男女がともに子育てと仕事を両立しながら生活し、社会全体で子育てを応援する機運を醸成します。

◆施策推進の背景◆

家庭内において育児負担が女性に集中している現状を変え、夫婦が相互に協力しながら子育てを行い、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、共働き・共育てを社会全体で後押しする必要があります。

特に、新潟市は政令指定都市の中で、「18 歳未満の子どものいる夫婦の共働き率」（79.6%、令和 2（2020）年）及び「30 歳代の女性就業率」（81.4%、令和 2（2020）年）が最も高く、男女共に希望に応じた多様な働き方を通じて仕事と家庭生活を両立できる環境整備の推進が求められます。

令和 5（2023）年度「新潟市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」における、就学前児童と小学生の保護者への質問「子育てを主に行っている方」について、「父母ともに」が約 58%、「主に母親」が約 40%で、前回調査に引き続き、依然として父親の子育てへの関与が弱い状況がうかがえます。

一方で、就学前児童の保護者のうち母親が就労している割合は、約 64%（父親は約 93%）であり、同様に小学生の保護者については、母親が約 85%（父親は約 91%）であることから、母親の仕事と子育ての両立に対するきめ細かな支援が求められます。

また、男性の育児参画がようやく定着しつつある中でも、「産後パパ育休制度」を「利用したことはない」及び「制度を知らない」と回答した就学前児童の男性保護者の割合が約 90%であり、制度利用促進とともに ICT などを活用した多様な手段による周知への取組が求められます。

保護者が仕事をしている中でも子どもと過ごす時間が確保され、親子間のコミュニケーションを大切にすることができるよう、ワーク・ライフ・バランス推進のための啓発を行うことや、企業・事業所や職場の同僚等の周囲の積極的な理解と協力を得ることも必要不可欠であるため、地域社会全体で子育て支援を担う機運を高めていくことが、より一層求められます。

◆施策の成果指標◆

指標	現状	目標	
		令和 9 年度	令和 11 年度
男性の育児休業取得率	39.6% (R5 年度実績)	前回より 増加	前回より 増加
所定外労働時間数	8.9 時間/月 (R5 年度実績)	9.0 時間/月	9.0 時間/月
働き方改革推進・実践企業ネットワークに参画する企業数	4 社 (R5 年度実績)	10 社	10 社

◆具体的な取組◆

【取組 1】仕事と子育ての両立に向けた啓発と企業・団体等との連携

職場の文化・雰囲気を変革的に変え、男性・女性ともに、希望どおり、気兼ねなく育児休業制度を使えるよう、組織のトップや職場の意識を変え、仕事と子育てを両立できる環境づくりを推進します。

〔主な事業〕

◇女性活躍応援事業

◇男性の家庭活躍推進事業

◇子育てを応援するまちづくり事業

« 新潟市子ども・子育てキャッチフレーズ »

はばたけ!
未来を支える
子どもの笑顔

新潟市全体で、こどもと子育てを応援していくため、当事者であるこども自身から考えてもらうために、キャッチフレーズを市内の小学校 6 年生から募集、決定しました。

様々な場面でキャッチフレーズを活用し、こどもと子育てを応援する機運醸成に取り組んでいます。

【取組２】ワーク・ライフ・バランス推進のための支援

国が定めた「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」を尊重し、長時間労働の是正や働き方改革を進めるとともに、男性の家事・子育てへの参画の促進、企業の福利厚生充実を働きかけることにより、女性に一方的に負担が偏る状況を解消し、女性と男性がともにキャリアアップと子育てを両立できるよう環境整備を進めていきます。

〔主な事業〕

- ◇働き方改革推進事業
- ◇男性の家庭活躍推進事業
- ◇デジタル技術を活用した地域就労モデル構築事業

【取組３】男性の育児参画に向けた支援

新潟市における男性の育児休業取得率は全国と比較して高いものの、女性と比べると依然低調であることから、男性の育児休業が当たり前になる社会の実現に向けて、官民一体となって取り組むことが求められます。

男性の家事・子育てへの参画の意識改革に加え、組織における就労環境や組織風土の根本的な見直しにより様々なケースに対応した実効性の高い取組の充実を図り、それぞれの家庭の事情やニーズに応じて活用できるようにすることで、男性の家事・子育てに参画したいという希望をかなえるとともに、その主体的な参画を推進します。

〔主な事業〕

- ◇男性の家庭活躍推進事業

施策 3－4

ひとり親家庭への自立支援

◆施策の方向性◆

ひとり親家庭の経済的な自立や、こどもの学習や生活習慣の定着に向けたサポートを行います。

◆施策推進の背景◆

令和 6（2024）年度の「子どものいる世帯の生活状況に関する調査」における、「経済的な理由で支払いができなかったことがありましたか」との問いに対して、児童扶養手当受給世帯では必要な食料や衣類を買えなかったり、光熱水費、家賃やローンの支払いができなかったとの回答が、一般世帯よりいずれも多くなっています。また、「暮らしの状況を総合的にみたときに感じる事」については、「大変苦しい」・「やや苦しい」と回答した割合が、一般世帯の約 43%に対して、児童扶養手当受給世帯では約 83%と非常に高くなっています。

ひとり親家庭においては、依然として生活が厳しい状況にあるなかで、就労支援など経済的な自立に向けた支援を行う必要があります。また、仕事と子育てを一手に担わざるを得ないひとり親家庭は、いわゆる「時間の貧困」にも陥りやすく、親子で心穏やかに過ごす時間を持てるようにすることも併せて必要です。

一方、こどもの状況においては、学習意欲の低下、進学の断念などが見受けられることから、家庭環境や経済状況により将来の選択肢が狭められることのないよう、学習支援など必要な支援が求められます。

◆施策の成果指標◆

指標	現状	目標	
		令和 9 年度	令和 11 年度
児童扶養手当受給世帯のこどもの進学予定（保護者への設問）	高校まで： 22.8% 短大・専門学校まで： 26.5% 大学以上： 24.3% (R6 年度実績)	前年度以上	前年度以上
児童扶養手当受給世帯の家庭の就業率	母子世帯 90.9% 父子世帯 100% (R6 年度実績)	前年度以上	前年度以上
ひとり親家庭等就業・自立支援センター等が行う SNS 等での情報配信数	185 件 (R5 年度実績)	304 件	304 件
児童扶養手当受給者の養育費受給率	32.2% (R5 年度実績)	37.4%	37.9%

◆具体的な取組◆

【取組 1】自立に向けた生活・就労支援の充実

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組みます。

ひとり親家庭の保護者が安心して就労や求職活動を進められるよう、保育施設の入所にあたり配慮を行い、全てのこどもの育ちを応援します。

〔主な事業〕

- ◇児童扶養手当
- ◇ひとり親家庭等医療費助成
- ◇自立支援教育訓練給付金
- ◇ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業
- ◇ひとり親家庭等日常生活支援
- ◇保育施設の入所支援
- ◇母子父子寡婦福祉資金貸付
- ◇母子向け住宅
- ◇高等職業訓練促進給付金等事業
- ◇母子生活支援施設の管理運営
- ◇ひまわりクラブ入会基準の緩和

【取組２】相談体制の充実

ひとり親家庭の自立に向け、生活や就労について、SNS 等を活用した情報発信や相談体制の充実を図ります。

また、当事者の声を取り入れ、ひとり親家庭に対する偏見や差別のない、当事者に寄り添った相談支援を行います。

〔主な事業〕

- ◇ひとり親家庭生活支援講習会 ◇ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業
- ◇母子・父子自立支援員

【取組３】養育費の履行確保に向けた支援

こどもが両親や保護者から愛され大切にされていると実感できる社会の実現に向け、養育費や面会交流などの重要性について、周知・啓発に取り組みます。

〔主な事業〕

- ◇養育費履行確保事業

【取組４】こどもへの学習・生活サポートの充実

世帯の経済状況により家庭での学習が困難であったり、学習習慣を身に付けることができていない児童扶養手当受給世帯のこどもを対象に学習支援を行うほか、こどもや保護者からの相談に応じるなど、双方に必要な支援を行います。

〔主な事業〕

- ◇ひとり親家庭学習支援（子どもの学習・生活支援事業）

【各施策に関連した各区の主な事業】

施策	取組	事業名	所管課
1 - 1	取組 3	まちづくりパートナーシップ事業（子どもの権利保障の取組推進及び取組を通じた地域貢献ができる人材の育成）	中央区地域課
1 - 2	取組 1	夏休みクイズラリー「アキハクエスト」	秋葉区地域総務課
		石油文化出前講座	秋葉区地域総務課
		アキハの宝こども探検ツアー	秋葉区地域総務課 （新津地区公民館）
		新潟市学生コミュニティフィールドワーク	秋葉区地域総務課
		里山未来創造事業	秋葉区産業振興課
		にしかん地域防災共育支援事業（中学生防災共育）	西蒲区地域総務課
	取組 2	子どもの遊び場づくり事業	秋葉区建設課
1 - 3	取組 2	「つながる」「広げる」障がい者支援事業	秋葉区健康福祉課
		豊かな心を育てる事業（ミュージックセラピー）	西蒲区健康福祉課
1 - 6	取組 4	IoT 技術を活用した登下校子ども見守り事業	西区総務課
2 - 2	取組 1	げんきに育つ親も子も～妊娠期から支え、見守る～	秋葉区健康福祉課
	取組 2	かむかむスマイル食育講座	南区健康福祉課
2 - 4	取組 1	Akiha 教育懇談会	秋葉区地域総務課 秋葉区教育支援 C
	取組 3	豊かな心を育てる事業（いのちの誕生・思春期健康教室）	西蒲区健康福祉課
2 - 5	取組 1	出張児童館事業	北区健康福祉課
	取組 1	児童館利用促進事業～もっと身近に児童館～	南区健康福祉課
2 - 6	取組 1	白根高校とのまちづくり連携事業	南区地域総務課
	取組 3	児童期・思春期の子どもと保護者の支援	秋葉区健康福祉課
	取組 7	思春期の心と体の健康教育	東区健康福祉課
2 - 8	取組 3	キャリア形成実践演習（秋葉区・新津商工会議所・新潟薬科大学による「まちなか活性化実行委員会」事業）	秋葉区産業振興課
3 - 2	取組 2	子育てフリースペースの管理運営	東区健康福祉課
		こども創作活動館の管理運営	東区健康福祉課
		寺山公園子育て交流施設の管理運営	東区健康福祉課
		寺山公園環境改善整備事業	東区建設課
	取組 3	子育て応援事業	北区健康福祉課
		赤ちゃん誕生お祝い会＆交流会支援事業	中央区健康福祉課
		子育て応援ひろばの管理運営	中央区健康福祉課
		地域で子育て応援事業	江南区健康福祉課

	1 歳誕生歯科健診での育児相談	秋葉区健康福祉課
	新津育ちの森の管理運営	秋葉区健康福祉課
	みんなで子育てネットワーク事業	南区健康福祉課
	西区子育て応援事業	西区健康福祉課
	子育て応援事業	東区健康福祉課
	坂井輪児童館の管理運営	西区健康福祉課
	育てる幸せ 子育て応援事業	西蒲区健康福祉課

第3章

子ども・子育て支援事業の実施

1 事業の提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画において、地域の条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じた区域を設定するものとしています。

新潟市の区域設定にあたっては、「8つの行政区」を教育・保育提供区域として位置づけます。

また、地域子ども・子育て支援事業においては、この8区域を基本としつつ、ニーズや提供体制が広域的・統一的であるなどの事業については、全市域を提供区域に設定します。



【各区の人口】

区名	総人口		0～5歳人口		6～11歳人口		教育・保育 施設数
	人口	増減比	人口	増減比	人口	増減比	
新潟市計	764,193 726,032	95.0%	29,817 25,099	84.2%	36,734 31,081	84.6%	294
北区	70,590 65,106	92.2%	2,506 2,105	84.0%	3,323 2,815	84.7%	25
東区	131,258 124,007	94.5%	5,194 4,372	84.2%	6,250 5,284	84.5%	52
中央区	171,868 167,267	97.3%	6,738 5,687	84.4%	7,793 6,594	84.6%	65
江南区	67,570 64,643	95.7%	3,004 2,531	84.2%	3,559 3,011	84.6%	32
秋葉区	74,313 70,975	95.5%	2,899 2,436	84.0%	3,670 3,109	84.7%	26
南区	42,504 39,888	93.8%	1,538 1,292	84.0%	2,071 1,751	84.5%	17
西区	152,915 145,510	95.2%	6,263 5,266	84.1%	7,765 6,565	84.5%	57
西蒲区	53,175 49,009	92.2%	1,675 1,410	84.2%	2,303 1,952	84.7%	20

※上段は令和6年実績値、下段は令和11年推計値

2 教育・保育の量の見込み及び確保の方策

(1) 教育・保育の「量の見込み」と「確保の方策」

新潟市の教育・保育の「量の見込み」及び「確保の方策」は次のとおりです。

なお、「量の見込」については、国の算出方法では実績との乖離があることから、市独自の算出方法（申込率等の実績に基づく推計）を採用しています。

【必要な量の見込み（令和7年度）】

		R 6 実績					R 7 見込み				
		教育		保育			教育		保育		
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
		3-5歳	3-5歳	2歳	1歳	0歳	3-5歳	3-5歳	2歳	1歳	0歳
全市	①利用数	3,211	12,330	3,990	3,478	937	3,110	11,947	3,725	3,276	960
	②定員	5,171	13,170	4,059	3,574	2,050	4,921	12,769	3,929	3,458	1,973
	過不足分(②-①)	1,960	840	69	96	1,113	1,811	822	204	182	1,013
北区	①利用数	164	1,118	309	282	85	159	1,083	288	265	87
	②定員	215	1,202	369	340	170	208	1,187	363	334	166
	過不足分(②-①)	51	84	60	58	85	49	104	75	69	79
東区	①利用数	562	2,210	738	623	174	544	2,141	688	585	177
	②定員	946	2,317	743	633	383	820	2,204	710	605	365
	過不足分(②-①)	384	107	5	10	209	276	63	22	20	188
中央区	①利用数	1,279	2,372	848	764	212	1,239	2,298	796	726	217
	②定員	2,124	2,534	883	807	442	2,057	2,433	849	775	424
	過不足分(②-①)	845	162	35	43	230	818	135	53	49	207
江南区	①利用数	149	1,324	408	368	93	144	1,284	381	346	96
	②定員	183	1,431	399	361	190	177	1,374	383	347	182
	過不足分(②-①)	34	107	▲ 9	▲ 7	97	33	90	2	1	86
秋葉区	①利用数	216	1,262	405	336	89	209	1,223	378	319	95
	②定員	546	1,261	414	348	177	529	1,261	397	334	170
	過不足分(②-①)	330	▲ 1	9	12	88	320	38	19	15	75
南区	①利用数	41	761	212	190	59	40	737	197	178	59
	②定員	57	869	193	174	154	55	834	193	174	148
	過不足分(②-①)	16	108	▲ 19	▲ 16	95	15	97	▲ 4	▲ 4	89
西区	①利用数	738	2,450	822	711	180	715	2,374	766	668	181
	②定員	1,025	2,595	795	695	411	1,002	2,553	781	682	400
	過不足分(②-①)	287	145	▲ 27	▲ 16	231	287	179	15	14	219
西蒲区	①利用数	62	833	248	204	45	60	807	231	189	48
	②定員	75	961	263	216	123	73	923	253	207	118
	過不足分(②-①)	13	128	15	12	78	13	116	22	18	70

【必要な量の見込み（令和8～9年度）】

		R 8 見込み					R 9 見込み				
		教育	保育				教育	保育			
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
		3-5歳	3-5歳	2歳	1歳	0歳	3-5歳	3-5歳	2歳	1歳	0歳
全市	①利用数	2,989	11,472	3,459	3,297	938	2,823	10,840	3,483	3,225	912
	②定員	4,730	12,240	3,770	3,388	1,894	4,467	11,684	3,652	3,325	1,812
	過不足分(②-①)	1,741	768	311	91	956	1,644	844	169	100	900
北区	①利用数	153	1,040	267	266	85	144	983	269	261	82
	②定員	200	1,143	350	322	160	189	1,101	337	310	154
	過不足分(②-①)	47	103	83	56	75	45	118	68	49	72
東区	①利用数	523	2,056	639	589	173	494	1,943	643	576	168
	②定員	788	2,093	679	601	348	745	1,961	668	593	329
	過不足分(②-①)	265	37	40	12	175	251	18	25	17	161
中央区	①利用数	1,190	2,207	739	731	213	1,124	2,085	744	715	207
	②定員	1,978	2,343	815	745	408	1,867	2,205	772	735	387
	過不足分(②-①)	788	136	76	14	195	743	120	28	20	180
江南区	①利用数	139	1,232	354	348	93	131	1,164	356	340	91
	②定員	170	1,298	362	342	173	161	1,250	362	342	166
	過不足分(②-①)	31	66	8	▲ 6	80	30	86	6	2	75
秋葉区	①利用数	201	1,174	351	321	92	190	1,109	354	314	90
	②定員	508	1,214	383	322	164	480	1,169	369	322	158
	過不足分(②-①)	307	40	32	1	72	290	60	15	8	68
南区	①利用数	38	707	183	179	58	36	669	185	176	56
	②定員	53	803	186	174	142	50	774	186	174	137
	過不足分(②-①)	15	96	3	▲ 5	84	14	105	1	▲ 2	81
西区	①利用数	687	2,280	711	672	177	649	2,154	716	657	172
	②定員	963	2,458	752	682	385	909	2,368	724	657	371
	過不足分(②-①)	276	178	41	10	208	260	214	8	0	199
西蒲区	①利用数	58	776	215	191	47	55	733	216	186	46
	②定員	70	888	243	200	114	66	856	234	192	110
	過不足分(②-①)	12	112	28	9	67	11	123	18	6	64

【必要な量の見込み（令和 10～11 年度）】

		R 10 見込み					R 11 見込み				
		教育	保育				教育	保育			
		1 号	2 号	3 号			1 号	2 号	3 号		
		3-5 歳	3-5 歳	2 歳	1 歳	0 歳	3-5 歳	3-5 歳	2 歳	1 歳	0 歳
全 市	①利用数	2,698	10,392	3,412	3,144	902	2,614	10,064	3,320	3,101	884
	②定員	4,269	11,299	3,549	3,254	1,752	4,137	10,995	3,454	3,167	1,705
	過不足分(②-①)	1,571	907	137	110	850	1,523	931	134	66	821
北 区	①利用数	138	938	263	253	81	133	909	256	250	79
	②定員	181	1,064	326	300	149	175	1,036	317	292	145
	過不足分(②-①)	43	126	63	47	68	42	127	61	42	66
東 区	①利用数	471	1,853	628	560	166	457	1,797	611	553	163
	②定員	712	1,897	646	573	318	689	1,846	628	558	310
	過不足分(②-①)	241	44	18	13	152	232	49	17	5	147
中 央 区	①利用数	1,072	1,988	727	695	204	1,040	1,930	707	687	200
	②定員	1,783	2,133	746	711	375	1,731	2,076	727	693	365
	過不足分(②-①)	711	145	19	16	171	691	146	20	6	165
江 南 区	①利用数	131	1,164	356	340	91	125	1,112	348	331	90
	②定員	154	1,209	362	342	161	149	1,176	352	332	156
	過不足分(②-①)	23	45	6	2	70	24	64	4	1	66
秋 葉 区	①利用数	181	1,058	346	305	89	176	1,027	336	301	87
	②定員	459	1,131	356	311	152	444	1,100	347	303	148
	過不足分(②-①)	278	73	10	6	63	268	73	11	2	61
南 区	①利用数	34	639	181	171	56	33	618	176	169	55
	②定員	48	748	186	174	133	46	728	181	169	129
	過不足分(②-①)	14	109	5	3	77	13	110	5	0	74
西 区	①利用数	619	2,054	700	639	170	600	1,993	681	631	166
	②定員	869	2,290	701	657	358	842	2,228	682	639	349
	過不足分(②-①)	250	236	1	18	188	242	235	1	8	183
西 蒲 区	①利用数	52	698	211	181	45	50	678	205	179	44
	②定員	63	827	226	186	106	61	805	220	181	103
	過不足分(②-①)	11	129	15	5	61	11	127	15	2	59

【確保の方策】

1 号認定は、現在の提供体制で受け入れ可能であり、将来的な見込みに対しても供給過多のため、適切な定員調整を行います。

2 号・3 号認定は、一部の区・年齢において不足が生じていますが、基準の範囲内で定員を超過して受け入れている施設もあるため、待機児童は発生していません。定員割れ施設が増加している一方で、定員を超過している施設もあることから、利用数に応じて柔軟な定員変更を認める

など、適切な定員調整を行います。

また、「市立保育園配置計画」の基本方針に基づき、市立保育園の施設数・定員数の適正化を図ります。

【保育利用率の目標値の設定】

子ども・子育て支援事業計画では、満 3 歳未満のこどもの数全体に占める、3 号認定の利用定員数の割合である「保育利用率」の目標値を設定することとされています。

利用定員数は、各年度の「量の見込み」を確保できるよう設定していることから、新潟市における保育利用率の目標値は、「量の見込み（3 号認定）÷推計人口（0～2 歳）」により算出された以下の数値とします。

（各年度 4 月 1 日時点の目標値）

	R7	R8	R9	R10	R11
保育利用率	60%	60%	60%	60%	60%

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策

(1) 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保の方策」

新潟市の地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保の方策」は次のとおりです。

No.	子ども・子育て支援法における事業	新潟市事業名称
①	利用者支援事業	こども家庭センターの運営
②	地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援センター事業
③	妊婦に対して健康診査を実施する事業	妊婦健康診査
④	乳児家庭全戸訪問事業	こんにちは赤ちゃん訪問事業
⑤	養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	養育支援訪問事業
⑥	子育て短期支援事業	子育て短期支援事業（こどもショートステイ）
⑦	子育て援助活動支援事業	ファミリー・サポート・センター事業
⑧	一時預かり事業	一時預かり事業〔保育施設によるもの〕 一時預かり事業〔幼稚園及び認定こども園によるもの〕
⑨	時間外保育事業	延長保育事業
⑩	病児保育事業	病児・病後児保育事業
⑪	放課後児童健全育成事業	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
⑫	実費徴収に係る補足給付を行う事業（※1）	実費徴収に係る補足給付事業
⑬	多様な事業者の参入促進・能力活用事業（※2）	障がい児保育事業（一部）（※2）
⑭	子育て世帯訪問支援事業（新規）	子育て世帯訪問支援事業
⑮	児童育成支援拠点事業（新規）	児童育成支援拠点事業
⑯	親子関係形成支援事業（新規）	親子関係形成支援事業
⑰	乳児等通園支援事業（新規）	こども誰でも通園制度
⑱	地域子育て相談機関（新規）	新潟市地域子育て相談機関事業
⑲	妊婦等包括相談支援事業（新規）	仮）妊婦等包括相談支援事業
⑳	産後ケア事業（新規）	産後ケア事業

※1 ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業と⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業については、量の見込み・確保の方策を算出する事業の対象外となっています。

※2 ⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業は、「ア）新規参入施設等への巡回支援」、「イ）認定こども園特別支援教育・保育経費」及び「ウ）地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援」からなっていますが、新潟市では「イ）」を実施しています。

① こども家庭センターの運営

対 象 妊産婦、児童、保護者等

事業概要

母子保健・児童福祉の両機能を持つ一体的な組織として、子育て家庭に対する相談支援を実施することで、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを両輪として、切れ目なく、漏れなく対応します。

現状と課題

核家族化や女性の就業率の増加及び就業年齢の上昇により、親など身近な家族の支援が受けられない妊産婦や、妊娠中から支援が必要な妊婦が増えています。

また、子育て世帯が抱える問題が複雑化しており、行政の母子保健と児童福祉の両機能だけでなく、地域の様々な関係機関と連携し、支援する必要が増えてきています。

取組の方向性

統括支援員を中心に母子保健と児童福祉の緊密な連携、協働を深め、全ての妊産婦、児童、保護者等へ一体的に相談支援を行える体制を構築します。

サポートプランの作成や利用勧奨等の活用を通じて、支援対象となる家庭のニーズに応じた具体的な支援を提供します。

【必要な量の見込み】

量の見込み／確保の方策： 実施か所数（か所）		実績(見込)	本計画期間の見込み量				
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
全市	量の見込み	8	8	8	8	8	8
	確保の方策	8	8	8	8	8	8
北区	量の見込み	1	1	1	1	1	1
	確保の方策	1	1	1	1	1	1
東区	量の見込み	1	1	1	1	1	1
	確保の方策	1	1	1	1	1	1
中央区	量の見込み	1	1	1	1	1	1
	確保の方策	1	1	1	1	1	1
江南区	量の見込み	1	1	1	1	1	1
	確保の方策	1	1	1	1	1	1
秋葉区	量の見込み	1	1	1	1	1	1
	確保の方策	1	1	1	1	1	1
南区	量の見込み	1	1	1	1	1	1
	確保の方策	1	1	1	1	1	1
西区	量の見込み	1	1	1	1	1	1
	確保の方策	1	1	1	1	1	1
西蒲区	量の見込み	1	1	1	1	1	1
	確保の方策	1	1	1	1	1	1

② 地域子育て支援センター事業

対 象

0歳～5歳のこどもとその子育て当事者

事業概要

家庭や地域における子育て環境の変化や、子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域の身近な場所で乳幼児と子育て当事者の相互の交流、子育てについての相談、情報の提供、助言などの援助を行います。

現状と課題

0～2歳児の幼児教育・保育施設への入園が年々増加していることもあり、地域子育て支援センターの利用人数の減少や利用児童の低年齢化が進んでいます。利用するこどもが安心して過ごせるような配慮や工夫とともに、利用者の年齢やニーズに応じた事業内容の見直しが必要です。

取組の方向性

主な利用児童である0～2歳児に合わせた子育て等に関する相談・支援の実施や、多様な保育サービスに関する情報及び地域の子育て関連情報の提供を充実させるとともに、ICTの活用や各支援センター間の連携による職員の資質向上を図るための取組を行います。また、こども家庭センター等の関係機関との連絡方法や、利用状況等を踏まえ施設の環境整備、施設数の見直しについて検討します。

【必要な量の見込み】

量の見込み／確保の方策： 延べ利用者数(人／年)		実績(見込)	本計画期間の見込み量				
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
全市	量の見込み	213,428	205,247	198,010	190,873	184,367	179,656
	確保の方策	213,428	213,428	213,428	213,428	213,428	213,428
	北区	量の見込み	16,478	15,846	15,287	14,736	14,234
		確保の方策	16,478	16,478	16,478	16,478	16,478
	東区	量の見込み	17,914	17,227	16,620	16,021	15,475
		確保の方策	17,914	17,914	17,914	17,914	17,914
	中央区	量の見込み	66,730	64,172	61,909	59,678	57,644
		確保の方策	66,730	66,730	66,730	66,730	66,730
	江南区	量の見込み	32,431	31,188	30,088	29,004	28,015
		確保の方策	32,431	32,431	32,431	32,431	32,431
	秋葉区	量の見込み	8,301	7,983	7,702	7,424	7,171
		確保の方策	8,301	8,301	8,301	8,301	8,301
	南区	量の見込み	13,444	12,929	12,473	12,023	11,613
		確保の方策	13,444	13,444	13,444	13,444	13,444
	西区	量の見込み	37,079	35,658	34,401	33,161	32,031
		確保の方策	37,079	37,079	37,079	37,079	37,079
	西蒲区	量の見込み	21,051	20,244	19,530	18,826	18,184
		確保の方策	21,051	21,051	21,051	21,051	21,051

③ 妊婦健康診査

対 象 妊婦

事業概要

国の示す「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」に沿った健康診査（全 14 回）にかかる費用を助成し、妊婦の健康管理と経済的な負担の軽減を図ります。（多胎妊婦については、さらに 5 回分助成します。）

現状と課題

妊娠期に必要な健診回数の確保、母子健康手帳の交付、支援が必要な妊婦の把握を行うために、妊娠 11 週以下での妊娠届出が国で推奨されています。しかし、実際には 3～4%の妊婦が妊娠 12 週以降に提出し、そのうち 20 週を超えて提出する割合が増加しています。

取組の方向性

妊婦健康診査の結果、治療や経過観察等を要する妊婦が 1 割程度います。妊婦健康診査受診の徹底に向けて、さらなる周知を図るために、プレコンセプションケアの取組を推進します。各区が産科医療機関と連携して、支援が必要な妊婦を把握し、継続して支援します。

【必要な量の見込み】

量の見込み： 延べ受診回数(回／年)		実績(見込)	本計画期間の見込み量				
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
全市	量の見込み	50,290	50,597	49,486	48,738	47,524	46,471
	確保の方策		«提供区域» 全市 «確保の方策の提供体制» 委託医療機関：7 病院、15 診療所、1 助産所 «実施時期» 【妊娠初期～妊娠 23 週】 4 週間に 1 回 【妊娠 24 週～妊娠 35 週】 2 週間に 1 回 【妊娠 36 週～分娩】 1 週間に 1 回				

④ こんにちは赤ちゃん訪問事業

対 象	生後4か月までの乳児とその保護者
事 業 概 要	生後4か月までの乳児がいる家庭を助産師や保健師等が訪問し、計測や育児相談、子育て支援に関する情報提供や親子の心身状況、養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげます。
現 状 と 課 題	養育環境を把握し、適切なサービス提供や育児支援につなげ、産後うつや育児不安の解消、児童虐待防止対策の充実を図っています。 産後うつの傾向や育児不安が強い産婦など、1割程度は継続支援が必要となっています。
取組の方向性	産後うつや育児不安の解消、児童虐待防止のため、全ての家庭を訪問し、養育環境の確認を行ない、産後ケアなど必要なサービスにつなげるほか、継続支援が必要な場合は保健師訪問とともに、関係機関と連携することで、切れ目なく支援します。

【必要な量の見込み】

量の見込み／確保の方策： 訪問乳児数（人／年）		実績(見込)	本計画期間の見込み量				
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
全市	量の見込み	4,254	4,280	4,186	4,072	4,020	3,931
	確保の方策	4,254	4,280	4,186	4,072	4,020	3,931
北区	量の見込み	336	338	331	322	318	310
	確保の方策	336	338	331	322	318	310
東区	量の見込み	775	760	743	723	713	698
	確保の方策	775	760	743	723	713	698
中央区	量の見込み	1,067	1,074	1,050	1,021	1,008	986
	確保の方策	1,067	1,074	1,050	1,021	1,008	986
江南区	量の見込み	439	442	432	420	415	406
	確保の方策	439	442	432	420	415	406
秋葉区	量の見込み	385	387	379	369	364	356
	確保の方策	385	387	379	369	364	356
南区	量の見込み	194	195	191	186	183	179
	確保の方策	194	195	191	186	183	179
西区	量の見込み	840	845	827	804	794	776
	確保の方策	840	845	827	804	794	776
西蒲区	量の見込み	238	239	234	228	225	220
	確保の方策	238	239	234	228	225	220

※本事業の量の見込みは0歳児の推計人口を基に算出しており、各区の見込み数は按分率により算出しているため、端数処理の関係で、内訳と合計が合わない箇所があります。

⑤ 養育支援訪問事業

対 象	妊産婦、児童とその保護者
事 業 概 要	養育支援が特に必要であると区が判断した家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。
現 状 と 課 題	平成 28 年から「養育支援訪問事業」として、訪問による養育支援が必要と認めた家庭に対して、養育支援ヘルパーの派遣による育児・家事援助と保健師等による専門的相談支援を実施していましたが、令和 4 年の児童福祉法改正に伴い令和 6 年 4 月から育児・家事援助が「子育て世帯訪問支援事業」となり、「養育支援訪問事業」の内容は保健師等による専門的相談支援となりました。 各区の保健師等が必要な家庭を把握し、本事業につなげることになりましたが、利用者の承諾を得ることができず、実施に至らないケースに対してどのようにアプローチしていくかが課題です。
取組の方向性	各区のこども家庭センターの保健師等を中心に関係機関が連携してアプローチするとともに、対象者の状況やニーズに合わせ、子育て世帯訪問支援事業等と組み合わせながら、必要な家庭が本事業を利用できるよう支援していきます。

【必要な量の見込み】

量の見込み／確保の方策： 訪問世帯数（世帯／年）		実績(見込)	本計画期間の見込み量				
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
全市	量の見込み	90	115	133	146	158	171
	確保の方策	90	115	133	146	158	171

⑥ 子育て短期支援事業（こどもショートステイ）

対 象

18 歳未満の児童

事 業 概 要

保護者の入院その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や子育てに係る保護者の負担の軽減が必要な場合に、実施施設において一定期間児童を預かり養育を行います。

現 状 と 課 題

制度上は、対象年齢が 18 歳未満ですが、受け入れ可能施設が乳児院のみであることから、実際は 0 歳～おおむね 2 歳までの受け入れとなっています。今後、受け入れ可能年齢の拡大に向けて他施設と協議を進める必要があります。

取組の方向性

宿泊を伴うため、24 時間対応が可能な人員体制を整えることができる施設（児童養護施設など）との協議等を進めます。

【必要な量の見込み】

量の見込み／確保の方策： 延べ利用日数（日／年）		実績(見込)	本計画期間の見込み量				
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
全市	量の見込み	92	117	117	117	117	117
		92	117	117	117	117	117
	確保の方策		«提供区域» 全市 «確保の方策の提供体制» 乳児院、児童養護施設など				

⑦ ファミリー・サポート・センター事業

対 象 0 歳～18 歳のこどもの保護者

事業概要

事前の会員登録により、こどもの預かりや送迎等の援助を受けたい会員（依頼会員）と援助を行いたい会員（提供会員）をマッチングさせ、相互援助活動の連絡・調整を行います。病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなど多様なニーズにも対応します。

現状と課題

制度開始以降、活動件数が増加している一方で、提供会員数は近年横ばいの状況です。地域ごとの多様なニーズに対応するため、依頼会員数と提供会員数のアンバランスを解消し、さらなる提供会員数の確保に向けた取組が必要となります。

取組の方向性

地域ごとの説明会の開催や SNS 等を活用した広報活動などにより、事業の周知や働きかけを工夫し、提供会員の増加を目指します。また、会員同士の交流も図りながら、地域における子育て相互扶助の取組を促進します。

【必要な量の見込み】

量の見込み／確保の方策： 延べ利用人数（人／年） 会員数：人／年度末時点		実績(見込)	本計画期間の見込み量				
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
全市	量の見込み	4,886	4,888	4,890	4,892	4,894	4,896
	確保の方策	4,886	4,888	4,890	4,892	4,894	4,896
	提供会員数	504	514	524	534	545	555
	依頼会員数	2,284	2,313	2,342	2,371	2,401	2,431
北区	量の見込み	452	453	453	453	453	453
	確保の方策	452	453	453	453	453	453
	提供会員数	47	48	49	49	50	51
東区	量の見込み	838	838	839	839	839	840
	確保の方策	838	838	839	839	839	840
	提供会員数	86	88	90	92	93	95
中央区	量の見込み	1,097	1,097	1,098	1,098	1,099	1,099
	確保の方策	1,097	1,097	1,098	1,098	1,099	1,099
	提供会員数	113	115	118	120	122	125
江南区	量の見込み	431	431	431	431	432	432
	確保の方策	431	431	431	431	432	432
	提供会員数	44	45	46	47	48	49
秋葉区	量の見込み	474	475	475	475	475	475
	確保の方策	474	475	475	475	475	475
	提供会員数	49	50	51	52	53	54
南区	量の見込み	272	272	272	272	273	273
	確保の方策	272	272	272	272	273	273
	提供会員数	28	29	29	30	30	31
西区	量の見込み	981	982	982	982	983	983
	確保の方策	981	982	982	982	983	983
	提供会員数	101	103	105	107	109	111
西蒲区	量の見込み	340	340	340	340	341	341
	確保の方策	340	340	340	340	341	341
	提供会員数	35	36	36	37	38	39

⑧-1 一時預かり事業〔保育施設によるもの〕

対 象 0 歳～5 歳のこども

事 業 概 要 日中、家庭において保育を受けることが困難となった乳幼児について、保育施設で、一時的に預かり、必要な保育を行います。

現 状 と 課 題 事業全体の利用人数が出生数とともに減少傾向にあります。人口が集中している地域を中心に利用予約が困難なケースもあるため、引き続き提供体制を確保していく必要があります。

取組の方向性 保護者の用事やリフレッシュ目的による一時預かりの需要に対応できるよう、拠点園を中心に引き続き一時預かりを実施します。
また、入園できなかった場合の一時的な利用にも対応します。

【必要な量の見込み】

量の見込み/確保の方策：延べ利用人数 (人/年)		実績(見込)	本計画期間の見込み量					
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	
全市	量の見込み	20,473	19,687	18,994	18,309	17,686	17,234	
	確保の方策	20,473	20,473	20,473	20,473	20,473	20,473	
	北区	量の見込み	930	894	862	831	803	782
		確保の方策	930	930	930	930	930	930
	東区	量の見込み	3,283	3,157	3,046	2,936	2,836	2,764
		確保の方策	3,283	3,283	3,283	3,283	3,283	3,283
	中央区	量の見込み	8,794	8,457	8,159	7,865	7,597	7,403
		確保の方策	8,794	8,794	8,794	8,794	8,794	8,794
	江南区	量の見込み	1,476	1,419	1,369	1,320	1,275	1,242
		確保の方策	1,476	1,476	1,476	1,476	1,476	1,476
	秋葉区	量の見込み	829	797	769	741	716	698
		確保の方策	829	829	829	829	829	829
	南区	量の見込み	237	228	220	212	205	200
		確保の方策	237	237	237	237	237	237
	西区	量の見込み	3,936	3,785	3,652	3,520	3,400	3,313
		確保の方策	3,936	3,936	3,936	3,936	3,936	3,936
	西蒲区	量の見込み	988	950	917	884	854	832
		確保の方策	988	988	988	988	988	988

⑧-2 一時預かり事業〔幼稚園及び認定こども園によるもの〕

対 象 3歳～5歳のこども

事業概要 幼稚園及び認定こども園において、働きながら幼稚園及び認定こども園に通わせたいなどの保護者の要望に応え、正規の教育時間の前後に在園児を預かり、保育活動を行っています。

現状と課題 事業全体の利用人数が出生数とともに減少傾向にあります。

取組の方向性 全ての幼稚園及び認定こども園において、預かり保育を継続実施します。

【必要な量の見込み】

量の見込み/確保の方策：延べ利用人数 (人/年)		実績(見込)	本計画期間の見込み量				
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
全市	量の見込み	134,546	130,308	125,237	118,281	112,814	109,394
	確保の方策	143,630	143,630	143,630	143,630	143,630	143,630
	北区	量の見込み	5,891	5,711	5,495	5,172	4,957
		確保の方策	6,289	6,289	6,289	6,289	6,289
	東区	量の見込み	18,380	17,791	17,104	16,156	15,404
		確保の方策	19,621	19,621	19,621	19,621	19,621
	中央区	量の見込み	53,345	51,677	49,633	46,880	44,711
		確保の方策	56,947	56,947	56,947	56,947	56,947
	江南区	量の見込み	5,123	4,951	4,779	4,504	4,298
		確保の方策	5,469	5,469	5,469	5,469	5,469
	秋葉区	量の見込み	11,497	11,124	10,698	10,113	9,634
		確保の方策	12,273	12,273	12,273	12,273	12,273
	南区	量の見込み	142	139	132	125	118
		確保の方策	152	152	152	152	152
	西区	量の見込み	39,272	38,048	36,558	34,536	32,940
		確保の方策	41,923	41,923	41,923	41,923	41,923
	西蒲区	量の見込み	896	867	838	795	752
		確保の方策	956	956	956	956	956

⑨ 延長保育事業

対 象	0歳～5歳のこども（在園児）
事 業 概 要	保育必要量に応じて定められた保育施設利用時間を超える保育需要に対応するため、延長保育を実施します。
現 状 と 課 題	多様化する就業体系における保育ニーズに対応するため、全ての保育施設で延長保育事業を実施しています。
取組の方向性	引き続き、全ての保育施設での延長保育事業を実施します。

【必要な量の見込み】

量の見込み／確保の方策：実利用人数 (人／年)		実績(見込)	本計画期間の見込み量					
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	
全市	量の見込み	8,679	8,333	8,022	7,727	7,442	7,249	
	確保の方策	8,679	8,333	8,022	7,727	7,442	7,249	
	北区	量の見込み	671	644	620	597	575	560
		確保の方策	671	644	620	597	575	560
	東区	量の見込み	1,964	1,886	1,816	1,749	1,684	1,641
		確保の方策	1,964	1,886	1,816	1,749	1,684	1,641
	中央区	量の見込み	2,007	1,927	1,855	1,787	1,721	1,676
		確保の方策	2,007	1,927	1,855	1,787	1,721	1,676
	江南区	量の見込み	807	774	746	718	692	674
		確保の方策	807	774	746	718	692	674
	秋葉区	量の見込み	318	305	294	283	273	265
		確保の方策	318	305	294	283	273	265
	南区	量の見込み	806	774	745	717	691	673
		確保の方策	806	774	745	717	691	673
	西区	量の見込み	1,849	1,775	1,708	1,646	1,585	1,544
		確保の方策	1,849	1,775	1,708	1,646	1,585	1,544
	西蒲区	量の見込み	257	248	238	230	221	216
		確保の方策	257	248	238	230	221	216

⑩ 病児・病後児保育事業

対 象 0歳6か月～小学6年生のこども

事業概要

病気(病児)や病気の回復期(病後児)にある児童について、保護者が就労などにより、家庭で看護又は保育できないときに、医療機関や保育施設に併設した病児・病後児保育施設で一時的に保育を行います。

現状と課題

利用者は未就学児が81%を占めていますが、共働きやひとり親の増加等によりニーズは依然として高い状況にあり、感染症流行期等には定員に達して利用予約ができないケースもあります。一方で、感染症の流行状況次第で利用が大きく落ち込むこともあるため、施設数の検討は慎重に行う必要があります。

取組の方向性

令和5年度から、新型コロナウイルス感染症の影響による利用の落ち込みが回復したため、稼働率を見極めながら、必要に応じて医療機関併設の病児保育室を基本とした整備の検討を行います。

【必要な量の見込み】

量の見込み/確保の方策：延べ利用人数 (人/年)		実績(見込)	本計画期間の見込み量				
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
全市	量の見込み	10,030	9,890	9,688	9,505	9,312	9,139
	確保の方策	14,400	14,400	14,400	14,400	14,400	14,400
	北区	量の見込み	75	74	72	71	70
		確保の方策	720	720	720	720	720
	東区	量の見込み	1,857	1,831	1,794	1,760	1,724
		確保の方策	2,880	2,880	2,880	2,880	2,880
	中央区	量の見込み	2,126	2,096	2,053	2,014	1,973
		確保の方策	2,880	2,880	2,880	2,880	2,880
	江南区	量の見込み	1,874	1,848	1,810	1,776	1,740
		確保の方策	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
	秋葉区	量の見込み	584	576	564	553	542
		確保の方策	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
	南区	量の見込み	667	658	645	633	620
		確保の方策	720	720	720	720	720
	西区	量の見込み	2,786	2,747	2,691	2,640	2,586
		確保の方策	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600
	西蒲区	量の見込み	61	60	59	58	57
		確保の方策	720	720	720	720	720

⑪ 放課後児童健全育成事業〔放課後児童クラブ〕

対 象 小学生

事業概要

就労等により昼間保護者がいない小学生に対し、放課後や長期休暇等に遊びや生活の場を提供し、家庭や地域との連携のもと、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能になるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、健全な育成を行います。

現状と課題

クラブの利用児童数は年々増え続けており、公設（ひまわり）クラブの施設整備や民設クラブへの運営助成を行うことで、待機児童を出さないよう受入体制を整えてきました。

今後も利用児童の増加に対応するため、受入体制の確保が必要です。

取組の方向性

引き続き、放課後児童クラブの整備や狭あい化の解消を図ることで、増加傾向にある利用児童数に対応するとともに、放課後児童支援員の質の向上を図ります。

【必要な量の見込み】

量の見込み／確保の方策： 登録児童数（人／毎年5月1日時点）		実績	本計画期間の見込み量				
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
全市	量の見込み	12,802	13,159	13,366	13,540	13,712	13,739
	確保の方策	12,802	13,159	13,366	13,540	13,712	13,739
	1年生	量の見込み	3,634	3,626	3,646	3,721	3,668
		確保の方策	3,634	3,626	3,646	3,721	3,668
	2年生	量の見込み	3,466	3,560	3,552	3,572	3,645
		確保の方策	3,466	3,560	3,552	3,572	3,645
	3年生	量の見込み	2,854	2,893	2,972	2,965	2,982
		確保の方策	2,854	2,893	2,972	2,965	2,982
	4年生	量の見込み	1,788	1,896	1,922	1,974	1,969
		確保の方策	1,788	1,896	1,922	1,974	1,980
	5年生	量の見込み	768	857	909	921	946
		確保の方策	768	857	909	921	946
	6年生	量の見込み	292	327	365	387	393
		確保の方策	292	327	365	387	404
低学年	量の見込み	9,954	10,079	10,170	10,258	10,404	10,411
	確保の方策	9,954	10,079	10,170	10,258	10,404	10,411
高学年	量の見込み	2,848	3,080	3,196	3,282	3,308	3,328
	確保の方策	2,848	3,080	3,196	3,282	3,308	3,328

量の見込み／確保の方策： 登録児童数（人／毎年５月１日時点）			実績	本計画期間の見込み量					
			R6	R7	R8	R9	R10	R11	
全市			量の見込み	12,802	13,159	13,366	13,540	13,712	13,739
			確保の方策	12,802	13,159	13,366	13,540	13,712	13,739
北区	低学年	量の見込み	769	776	793	798	797	780	
		確保の方策	769	776	793	798	797	780	
	高学年	量の見込み	167	183	186	189	186	189	
		確保の方策	167	183	186	189	186	189	
東区	低学年	量の見込み	1,624	1,634	1,643	1,643	1,686	1,696	
		確保の方策	1,624	1,634	1,643	1,643	1,686	1,696	
	高学年	量の見込み	387	424	437	455	461	461	
		確保の方策	387	424	437	455	461	461	
中央区	低学年	量の見込み	1,990	2,052	2,090	2,152	2,215	2,272	
		確保の方策	1,990	2,052	2,090	2,152	2,215	2,272	
	高学年	量の見込み	629	676	708	717	737	747	
		確保の方策	629	676	708	717	737	747	
江南区	低学年	量の見込み	1,010	1,050	1,053	1,078	1,067	1,101	
		確保の方策	1,010	1,050	1,053	1,078	1,067	1,101	
	高学年	量の見込み	200	216	228	239	247	247	
		確保の方策	200	216	228	239	247	247	
秋葉区	低学年	量の見込み	1,092	1,069	1,079	1,072	1,096	1,067	
		確保の方策	1,092	1,069	1,079	1,072	1,096	1,067	
	高学年	量の見込み	441	474	499	516	507	510	
		確保の方策	441	474	499	516	507	510	
南区	低学年	量の見込み	616	652	625	636	614	633	
		確保の方策	616	652	625	636	614	633	
	高学年	量の見込み	139	148	156	155	161	155	
		確保の方策	139	148	156	155	161	155	
西区	低学年	量の見込み	2,220	2,223	2,262	2,271	2,300	2,254	
		確保の方策	2,220	2,223	2,262	2,271	2,300	2,254	
	高学年	量の見込み	635	697	718	743	746	756	
		確保の方策	635	697	718	743	746	756	
西蒲区	低学年	量の見込み	633	623	625	608	629	608	
		確保の方策	633	623	625	608	629	608	
	高学年	量の見込み	250	262	264	268	263	263	
		確保の方策	250	262	264	268	263	263	
低学年		量の見込み	9,954	10,079	10,170	10,258	10,404	10,411	
		確保の方策	9,954	10,079	10,170	10,258	10,404	10,411	
高学年		量の見込み	2,848	3,080	3,196	3,282	3,308	3,328	
		確保の方策	2,848	3,080	3,196	3,282	3,308	3,328	

⑫ 実費徴収に係る補足給付事業

対 象	①特定教育・保育施設に在籍する、生活保護受給世帯のこども ②新制度へ移行していない幼稚園に在籍する、年収 360 万円未満相当世帯、又は小学 3 年生以下から数えて第 3 子以降にあたるこども
事業概要	①教材費など実費徴収額の一部を補助します。 ②給食費の実費徴収額のうち、副食材料費の一部を補助します。
現状と課題	国制度に則り事業を実施しています。
取組の方向性	①は低所得者世帯のこどもの健やかな成長の支援として、②は特定教育・保育施設における副食費免除加算に相当する補助事業として、引き続き実施します。

⑬ 障がい児保育事業（一部）

対 象	特別な支援が必要なこどものうち、私学助成など他の制度で支援の対象とならないこどもを受け入れ、そのための職員を配置している私立認定こども園
事業概要	特別な支援が必要なこどもの受け入れ体制を構築し、当該こどもの福祉向上を図るため、当該こどもを受け入れ、そのための職員を配置した施設に対して、その経費を助成します。
現状と課題	特別な支援が必要なこどもの施設への受け入れニーズは年々高まっており、施設もそのための職員を配置することにより対応しています。
取組の方向性	引き続き、特別な支援が必要なこどもの受け入れを促進するとともに、対象施設への経費の助成を行います。

⑭ 子育て世帯訪問支援事業（新規）

対 象 妊産婦、児童とその保護者

事業概要

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーがいる世帯等の居宅を、訪問支援員が訪問し、家事・子育て等の支援を実施するとともに、支援を通じて家庭が抱える不安や悩みを傾聴します。

現状と課題

平成 28 年 11 月から「養育支援訪問事業」として、訪問による養育支援が必要と認めた家庭に対して養育支援ヘルパーを派遣し、育児・家事援助を行ってききましたが、令和 4 年度の児童福祉法改正に伴い、令和 6 年 4 月に本事業が創設されました。事業内容は大きく変わらず、各区の保健師等が必要な家庭を把握し、本事業につなげることとなりますが、利用者の承諾を得ることができず、実施に至らないケースに対してどのようにアプローチしていくかが課題です。

また、制度拡充に伴い、利用世帯数及び利用回数の増加が見込まれるため、サービス提供体制の拡充が必要です。

取組の方向性

各区のこども家庭センターの保健師等を中心に、関係機関が連携してアプローチします。

また、委託事業者と協議しながら、サービス提供体制の拡充について検討していきます。

【必要な量の見込み】

量の見込み／確保の方策： 延べ利用回数（回／年）		実績(見込)	本計画期間の見込み量				
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
全市	量の見込み	981	1,253	1,449	1,591	1,722	1,863
	確保の方策	981	1,253	1,449	1,591	1,722	1,863
	訪問世帯数	90	115	133	146	158	171

⑮ 児童育成支援拠点事業（新規）

対 象	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等
事業概要	児童の居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行います。
現状と課題	新潟市では未実施です。
取組の方向性	事業の実施に向けて、事業のあり方の検討を行います。

⑯ 親子関係形成支援事業（新規）

対 象	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童
事業概要	講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施します。
現状と課題	新潟市では未実施です。
取組の方向性	事業の実施に向けて、事業のあり方の検討を行います。

⑰ こども誰でも通園制度（新規）

対 象 0歳6か月～2歳のこども

事業概要

保護者の就労要件等を問わず、月一定時間の中で、0歳6か月～2歳のこどもが利用できる制度です。同年代のこどもとの触れ合いなど、豊かな経験をもたらす良質な成育環境を整備し、全てのこどもの育ちを応援することなどを目的とするものです。

現状と課題

令和8年度からの本格実施に向けて市内の施設での受入態勢を整備していく必要があります。

取組の方向性

利用定員に空きがある施設を中心に実施施設数を拡大し、ニーズに対応していきます。

【必要な量の見込み】

量の見込み／確保の方策： 定員数（人／月）※			実績(見込)	本計画期間の見込み量					
			R6	R7	R8	R9	R10	R11	
全市	合計	量の見込み	87	81	79	79	78	78	
		確保の方策	210	210	210	210	210	210	
	0歳	量の見込み	36	36	35	35	34	34	
		確保の方策	70	70	70	70	70	70	
	1歳	量の見込み	27	24	24	24	24	24	
		確保の方策	70	70	70	70	70	70	
	2歳	量の見込み	24	21	20	20	20	20	
		確保の方策	70	70	70	70	70	70	
	北区	合計	7	7	7	7	7	7	
			15	15	15	15	15	15	
		0歳	3	3	3	3	3	3	
			5	5	5	5	5	5	
		1歳	2	2	2	2	2	2	
			5	5	5	5	5	5	
		2歳	2	2	2	2	2	2	
			5	5	5	5	5	5	
	東区	合計	14	12	12	12	12	12	
			42	42	42	42	42	42	
		0歳	6	6	6	6	6	6	
			14	14	14	14	14	14	
		1歳	4	3	3	3	3	3	
			14	14	14	14	14	14	
		2歳	4	3	3	3	3	3	
			14	14	14	14	14	14	

量の見込み／確保の方策： 定員数（人／月）※				実績(見込)	本計画期間の見込み量					
				R6	R7	R8	R9	R10	R11	
	中央区	合計	量の見込み	22	20	19	19	19	19	
			確保の方策	51	51	51	51	51	51	
		0歳	量の見込み	9	9	8	8	8	8	
			確保の方策	17	17	17	17	17	17	
		1歳	量の見込み	7	6	6	6	6	6	
			確保の方策	17	17	17	17	17	17	
		2歳	量の見込み	6	5	5	5	5	5	
			確保の方策	17	17	17	17	17	17	
	江南区	合計	量の見込み	9	9	9	9	9	9	
			確保の方策	21	21	21	21	21	21	
		0歳	量の見込み	4	4	4	4	4	4	
			確保の方策	7	7	7	7	7	7	
		1歳	量の見込み	3	3	3	3	3	3	
			確保の方策	7	7	7	7	7	7	
		2歳	量の見込み	2	2	2	2	2	2	
			確保の方策	7	7	7	7	7	7	
	秋葉区	合計	量の見込み	8	7	7	7	7	7	
			確保の方策	21	21	21	21	21	21	
		0歳	量の見込み	3	3	3	3	3	3	
			確保の方策	7	7	7	7	7	7	
		1歳	量の見込み	2	2	2	2	2	2	
			確保の方策	7	7	7	7	7	7	
		2歳	量の見込み	3	2	2	2	2	2	
			確保の方策	7	7	7	7	7	7	
	南区	合計	量の見込み	5	5	5	5	5	5	
			確保の方策	6	6	6	6	6	6	
		0歳	量の見込み	2	2	2	2	2	2	
			確保の方策	2	2	2	2	2	2	
		1歳	量の見込み	2	2	2	2	2	2	
			確保の方策	2	2	2	2	2	2	
		2歳	量の見込み	1	1	1	1	1	1	
			確保の方策	2	2	2	2	2	2	

量の見込み／確保の方策： 定員数（人／月）※				実績(見込)	本計画期間の見込み量				
				R6	R7	R8	R9	R10	R11
	西区	合計	量の見込み	18	17	16	16	15	15
			確保の方策	45	45	45	45	45	45
		0歳	量の見込み	7	7	7	7	6	6
			確保の方策	15	15	15	15	15	15
		1歳	量の見込み	6	5	5	5	5	5
			確保の方策	15	15	15	15	15	15
		2歳	量の見込み	5	5	4	4	4	4
			確保の方策	15	15	15	15	15	15
	西蒲区	合計	量の見込み	4	4	4	4	4	4
			確保の方策	9	9	9	9	9	9
		0歳	量の見込み	2	2	2	2	2	2
			確保の方策	3	3	3	3	3	3
		1歳	量の見込み	1	1	1	1	1	1
			確保の方策	3	3	3	3	3	3
		2歳	量の見込み	1	1	1	1	1	1
			確保の方策	3	3	3	3	3	3

※本事業は1か月当たり10時間という利用時間の上限が定められていることから、年単位ではなく、
月単位で量の見込みを算出している。
また、定員数とは延べ利用時間を各施設の受入可能時間で除した値を指す。

⑱ 新潟市地域子育て相談機関事業（新規）

対 象 妊産婦、こどもとその子育て当事者

事業概要

子育て世帯を取り巻く環境の変化により、地域のつながりが希薄化する中で、孤立化や負担感を抱える家庭からの子育てに関する相談に応じ、こども家庭センター等と有機的な連携を図りつつ、必要な助言を行うとともに支援につなげます。

現状と課題

多くの政令指定都市で未設置の状況であり、類似施設・機関との役割分担の整理が必要となっています。また、実施機関の選定や運営体制の構築、こども家庭センター等の関係機関との連携方法、既存施設で実施する場合は職員の確保やスキルアップが課題となります。

取組の方向性

各政令指定都市の状況や先進事例の研究を行い、連携機関との調整を進め、国が示す中学校区に1か所の設置に向けて検討していきます。

【必要な量の見込み】

量の見込み／確保の方策： 実施か所数		実績(見込)	本計画期間の見込み量				
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
全市	量の見込み	43	43	43	43	43	43
	確保の方策	0	0	12	12	41	43
北区	量の見込み	6	6	6	6	6	6
	確保の方策	0	0	2	2	6	6
東区	量の見込み	5	5	5	5	5	5
	確保の方策	0	0	0	0	5	5
中央区	量の見込み	8	8	8	8	8	8
	確保の方策	0	0	2	2	6	8
江南区	量の見込み	3	3	3	3	3	3
	確保の方策	0	0	2	2	3	3
秋葉区	量の見込み	3	3	3	3	3	3
	確保の方策	0	0	1	1	3	3
南区	量の見込み	4	4	4	4	4	4
	確保の方策	0	0	1	1	4	4
西区	量の見込み	8	8	8	8	8	8
	確保の方策	0	0	1	1	8	8
西蒲区	量の見込み	6	6	6	6	6	6
	確保の方策	0	0	3	3	6	6

⑭ 妊婦等包括相談支援事業（新規）

対 象	妊産婦及びその配偶者等
事業概要	全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、必要な支援につなげます。 妊娠期から出産・子育て期間中に3回専門職による面談等による情報提供や相談を行います。 ① 妊娠届出時 ② 妊娠8か月頃（妊娠7か月頃にアンケートを送付し、希望者に面談を行う） ③ 出生届出からこんにちは赤ちゃん訪問までの間（主にこんにちは赤ちゃん訪問時）
現状と課題	現在は、出産・子育て応援事業の伴走型相談支援として実施していますが、制度改正により、令和7年度から妊婦等包括相談支援事業として実施します。 ①、③は、経済的支援（①③の面談後、①妊婦一人当たり5万円③こども一人当たり5万円支給）と一体的に行う事で、ほぼ全数の妊産婦と面談し、支援が必要な家庭の早期発見・早期支援につなげていますが、妊娠中・こんにちは赤ちゃん訪問以降の育児期は、対象者からの相談ニーズがない限り支援につながらない現状があります。
取組の方向性	令和7年度以降「妊婦のための支援給付（妊婦一人当たり5万円、妊娠しているこどもの数×5万円支給）」の経済的な支援とともに、妊婦等包括相談支援事業を実施し、全ての妊婦・その配偶者等に対して面談等を実施し、必要な情報提供や必要な支援につなげていくとともに、妊娠・出産・子育てまで切れ目なく相談・支援できる体制を整えていきます。

【必要な量の見込み】

量の見込み／確保の方策：		実績(見込)	本計画期間の見込み量				
面談等件数（件数／年）		R6	R7	R8	R9	R10	R11
全市	量の見込み	13,590	13,308	12,966	12,810	12,543	12,306
	確保の方策	13,590	13,308	12,966	12,810	12,543	12,306

⑳ 産後ケア事業（新規）

対 象	産婦及び生後 6 か月未満（出生体重が 2,500 g 未満の場合は修正月齢で 6 か月未満）の児
事 業 概 要	出産後の産婦及びその子に対して、心身のケアや育児のサポートを行い安心して子育てができるよう、宿泊・デイ・訪問による産後ケアを提供します。
現 状 と 課 題	核家族化が進み、女性の就業率及び就業年齢の上昇により、親など身近な家族の支援が得られにくい産婦や、子育てに支援が必要な産婦が増えています。また、令和 5 年度から自己負担額を大幅に引き下げたことにより、産後ケアの利用者が急増しています。 国は原則として産後ケアの対象者を産後 1 年以内の母子で産後ケアを必要とする者としており、対象月齢の拡大について検討が必要です。
取組の方向性	必要な人が安心して利用できるように、効果的な周知に取り組むとともに、対象者拡充に向けて、委託事業所の施設の安全性を含めた質の確保を行っていきます。

【必要な量の見込み】

量の見込み／確保の方策：			実績(見込)	本計画期間の見込み量				
利用回数（回数／年）			R6	R7	R8	R9	R10	R11
全市	量の見込み		5,220	5,930	5,797	5,636	5,563	5,437
	確 保 の 方 策	訪問	1,740	1,927	1,884	1,831	1,808	1,767
		デイ	1,938	2,146	2,097	2,040	2,013	1,967
		宿泊	1,542	1,857	1,816	1,765	1,742	1,703
			«提供区域» 全市 «確保の方策の提供体制» 令和 6 年度産後ケア委託事業者数：宿泊（19）、デイケア（22）、 訪問ケア（25）					

4 子ども・子育て支援法に基づく基本指針によるその他の記載事項

4. 1 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

(1) 認定こども園への移行支援・普及に係る考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化等にかかわらず、柔軟に乳幼児期の保育や学校教育を一体的に行う利便性の高い施設です。

このような認定こども園の特長を踏まえ、既存の幼稚園や保育園から認定こども園への移行を目指す施設について、地域の状況、利用者のニーズ、施設・設備等の状況などを十分に踏まえながら、認定こども園への円滑な移行に向けた支援を行っていきます。

【認定こども園に移行する場合における需給調整】

保育所、幼稚園から認定こども園への移行の認可・認定の申請があった場合は、当該施設が所在する特定教育・保育提供区域における認定区分ごとの特定教育・保育施設等の利用定員の総数（供給）が、計画で定める必要利用定員総数（当該年度に係るものをいう。）（需要）に「計画で定める数」を加えた数に既に達しているか、又は当該施設の設置によってこれを超えることになることを認めるときを除き、認可・認定をするものとされています。

この「計画で定める数」については、各認定区分の「供給－需要」の差に1を加えた数とします。

(2) 教育・保育施設と地域型保育事業の連携・接続に関する考え方

小規模保育事業などの地域型保育事業が、引き続き適切に連携施設を確保できるよう支援するとともに、卒園後の転園にかかる相談対応など保護者に寄り添った支援を行うことで、円滑な接続を確保していきます。

(3) 幼保こ小の連携・接続に関する考え方

こどもの生涯にわたる学びや生活の基盤を育めるよう、幼保こ小の円滑な接続を一層意識し、こども一人一人の多様性や学びの連続性に配慮して、「新潟市共通幼小接続期カリキュラム」に基づき内容や方法を工夫した幼児教育・保育を実施し、こどもの成長を切れ目なく支えます。

4. 2 子育てのための施設等利用の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化の目的である人格形成の基礎を培う幼児教育の実施や保護者の経済的負担の軽減等の支援のため、新制度未移行幼稚園、幼稚園の預かり保育、認可外保育施設等の利用に対して、事務負担の軽減を考慮のうえ、施設への法定代理受領や保護者への償還払いにより毎月の給付に取り組みます。

また、特定子ども・子育て支援施設等が適切に運営されるよう、新潟県と情報共有を図りながら、指導監査などを行います。

4. 3 指針に基づく任意記載事項に係る事業

(1) 産前・産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

本計画に基づき、保育の受け皿を確保するとともに、適切な情報提供や入園等に関する相談にきめ細かに対応するなど、保護者に寄り添った支援に努めます。

(2) こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する事項

児童虐待への対応や社会的養護、ひとり親家庭等の自立支援、障がい児への支援など特別な支援を要するこどもへの支援のためには、各機関での専門的で適切な対応や相互の連携が必要です。

① 児童虐待防止対策の充実

児童虐待からこどもを守るため、子育て世帯に対する支援など育児不安の軽減や SNS による相談 LINE を設け、発生予防に努めるとともに、関係機関が連携し情報共有と早期発見、早期対応に努め、こどもの安全を第一に考えた取組を進めます。

また、児童相談所と各区役所こども家庭センターの児童虐待防止対策の充実に向け、研修等による職員の資質向上に取り組めます。

さらに、令和 4（2022）年度の児童福祉法等の改正を踏まえ、こどもの権利擁護を推進するとともに、児童虐待防止や通告義務等に関して、市民へ広く周知・啓発し、地域全体でこどもを守る体制の充実を図ります。

② 社会的養護体制の充実

社会的養護を必要とする全てのこどもが、適切に保護され、養育者との愛着関係を形成し、心身ともに健やかに養育されるよう、家庭養育優先の原則に基づき、里親・ファミリーホームの確保充実を進めます。

また、里親等での養育が適当でない場合は、「できる限り良好な家庭的環境」において、養育されるよう、児童養護施設等の環境改善や人材確保を支援します。

③ ひとり親家庭への自立支援

児童扶養手当の給付やひとり親家庭等医療費助成などの経済的支援のほか、母子・父子自立支援員による就労支援などを総合的に推進することで、ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援します。

また、養育費の履行確保に係る取組や、ひとり親家庭のこどもを対象とした学習支援を引き続き実施します。

④ 障がい児施策の充実

障がいのあるこどもやその家庭に対する支援については、児童発達支援センター「こころん」が中核的な役割を担い、各事業所や関係機関と連携し、地域の支援体制の充実を図ります。

また、早期の気づきや対応のための相談・支援の強化や、療育機関、通所・入所支援、特別支援教育の充実を図るとともに、社会的な理解や地域社会への参加を推進します。

医療的ケアが必要な子どもやその家族が、地域で安心して生活できるよう医療・福祉・教育分野等が連携して支援体制の充実を図ります。

（３）労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策

共働き家庭の増加、雇用環境の変化、核家族化など、仕事をしながら子育てをしていくためには、従来の長時間労働や性別による固定的な役割分担意識に影響を受けてきた働き方を見直すことと、保護者が利用できる有用な子育て支援サービスを展開することを両輪として同時並行で進めていくことが必要です。

① 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

ワーク・ライフ・バランス推進の取組が、親としての家庭生活に重要であるばかりではなく、ビジネスパーソンとしてのキャリア形成や、企業・事業主にとっても人材確保や生産性の向上等につながることを理解してもらうような啓発を進めます。

また、長時間労働の縮減や、年次有給休暇取得促進のための啓発、育児休業や子育てに関わる休暇を取得しやすい職場環境づくりを促進するとともに、働き手が自分のライフスタイルに合わせて柔軟に働くことができる環境づくりに取り組みます。

② 子育てと仕事の両立のための基盤整備

保育の受け皿を確保していくほか、多様な働き方に対応した保育サービスや放課後児童健全育成事業の充実を図るとともに、出産などで退職を余儀なくされたり、働きたいと思っている子育て中の女性の再就職を支援します。

（４）教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取組

① 外国につながる幼児等に対する配慮に関する考え方

海外から帰国した幼児、外国人幼児なども必要とする教育・保育サービスが受けられるよう、相談支援や情報提供などきめ細かな対応を図るとともに、小学校への円滑な接続を視野に、個々のこどもの状況・特性に応じた支援を提供できる体制整備に努めます。

② 教育・保育に係るスタッフの資質の確保・向上に関する考え方

教育や保育に携わる職員の専門性を高め、資質の向上を図るため、幼児教育・保育施設及び保育関係者を対象とした合同研修会を実施するなど、研修の機会を確保します。

また、教育・保育実践とその振り返りの中で、専門性を向上させていく体制整備を引き続き進めます。

(5) 関係機関相互の連携の推進に関する事項

① 関係機関の連携会議の開催等

子ども・子育て会議を中心に、子ども・子育て支援事業に関わる認定こども園、幼稚園、保育所、医療機関、小学校、児童相談所等が情報共有を行い、各機関の連携・協力を図ります。

② 関係機関の連携を推進する取組の促進

(1) 利用者支援事業

各区に設置した妊娠・子育てほっとステーション（こども家庭センター）を中心に、関係機関と顔の見える関係性・信頼関係を築き、気になるこども・家庭があった場合の相談先として相互の連絡窓口を明確にすること等により、支援を必要とするこども・家庭の情報が速やかに共有され、共に連携して当該こども・家庭を支えていくことができる体制を整えていきます。

また、入園や保育サービス等について情報提供を行う専門の相談員である保育コンシェルジュが、地域子育て支援センター等の子育て支援施設で相談・支援を行う出張コンシェルジュ事業を引き続き実施することで、支援体制の充実を図ります。

さらに、妊産婦、こどもとその家庭が気軽に子育てに関する相談などができる場として、地域子育て相談機関の設置について検討を進めます。

(2) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援センターや児童館・児童センターでは、保護者の子育てへの不安を和らげ、こどもの健やかな育ちを支援するため、関係機関と連携し、子育てに関する各種講習会などを実施します。

(3) 子育て援助活動支援事業

ファミリー・サポート・センター事業については、新潟市社会福祉協議会と協力して実施するとともに、提供会員の研修においては関係機関と連携し、安全な事業運営に取り組みます。

5 放課後児童対策を推進するための計画

(1) 放課後児童クラブ

① 年度ごとの見込み及び目標（再掲）

【必要な量の見込み】

量の見込み／確保の方策： 登録児童数（人／毎年５月１日時点）		実績	本計画期間の見込み量					
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	
全市	量の見込み	12,802	13,159	13,366	13,540	13,712	13,739	
	確保の方策	12,802	13,159	13,366	13,540	13,712	13,739	
	１年生	量の見込み	3,634	3,626	3,646	3,721	3,777	3,668
		確保の方策	3,634	3,626	3,646	3,721	3,777	3,668
	２年生	量の見込み	3,466	3,560	3,552	3,572	3,645	3,700
		確保の方策	3,466	3,560	3,552	3,572	3,645	3,700
	３年生	量の見込み	2,854	2,893	2,972	2,965	2,982	3,043
		確保の方策	2,854	2,893	2,972	2,965	2,982	3,043
	４年生	量の見込み	1,788	1,896	1,922	1,974	1,969	1,980
		確保の方策	1,788	1,896	1,922	1,974	1,969	1,980
	５年生	量の見込み	768	857	909	921	946	944
		確保の方策	768	857	909	921	946	944
	６年生	量の見込み	292	327	365	387	393	404
		確保の方策	292	327	365	387	393	404
	低学年	量の見込み	9,954	10,079	10,170	10,258	10,404	10,411
		確保の方策	9,954	10,079	10,170	10,258	10,404	10,411
	高学年	量の見込み	2,848	3,080	3,196	3,282	3,308	3,328
		確保の方策	2,848	3,080	3,196	3,282	3,308	3,328

※各区の量の見込み及び確保の方策についてはP143に記載

② 放課後児童クラブ実施の主な取組

ア) 施設・受け皿の確保

「新潟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」に基づき、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画を、児童1人につきおおむね1.65㎡以上確保する必要があります。

今後も利用児童数の増加に対応し児童が生活するスペースを確保するため、小学校内の余裕教室等の活用を基本としながら、状況に応じてその他の施設も活用し放課後児童クラブの受入環境整備を行っていきます。

イ) 職員の配置・質の向上

支援の単位（おおむね児童40人以下）ごとに放課後児童支援員資格を持つ職員を2人以上配置する必要があります。

このことを基本としながら、うち1人を「放課後児童健全育成事業に従事した日から3年以内に放課後児童支援員となることが見込まれる」補助員に代えることができます。

児童の自主性、社会性及び創造性等のより一層の向上に必要な知識や能力を得るため、放課後児童健全育成事業者及び従事している職員を対象とした研修や情報交換会を、継続実施します。

また、国の制度に基づき支援員の勤務年数や研修実績に応じた「キャリアアップ処遇改善」や「収入を3%程度（月額9,000円相当）引き上げるための措置」を実施し、放課後児童クラブに従事している職員の処遇を改善し、職員の確保や質の向上につなげます。

利用する保護者、地域の住民に放課後児童クラブの取組について理解や協力をいただけるよう、クラブや学校等を通じて日々の活動など周知を進めます。

ウ) 地域の実情に応じた開所時間について

現在、放課後児童クラブの開所時間は、放課後から18時30分までとなっています。

開所時間については、子ども・子育て会議において「こどもが家庭で過ごす時間も大切にすべき」や「時間延長は助かるが、働き方改革の観点から、お迎えに間に合うようにする企業側の努力も必要」などの意見がありました。開所時間の延長については、延長のニーズや家庭・地域の状況などを踏まえ、総合的に検討していきます。

なお、検討にあたっては、開所時間の延長に伴う支援員の確保や、利用料をはじめとした費用の増加も考慮する必要があります。

(2) 子どもふれあいスクール

① 子どもふれあいスクールの実施目標

こどもたちの放課後の過ごし方は、児童館や放課後児童クラブ、公民館や図書館など様々な選択肢があります。

子どもふれあいスクールは、教育委員会と各校のPTAとの共催事業です。

本事業の目的は、小学校を活用してこどもたちの安心・安全な居場所を提供するとともに、異年齢交流や地域人材を活用したおとなとの交流により、心豊かなたくましいこどもたちを育み、地域の教育力の向上を図ることです。

【目標事業量】

○新たな設置校については、地域ニーズを把握しながら運営が可能であれば積極的に推進していきます。

(単位：校数)		実績(見込)	本計画期間の見込み量				
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
全市	ふれあい スクール設置校	67	67	67	67	67	67

② 行政の主な取組

PTA や地域と連携し、ふれあいスクールが安心・安全な居場所となるよう支援を行います。

ア) 実施プログラムの充実

主な活動内容として、①身体活動（ボール運動、卓球、竹馬、一輪車、自由遊び 等）、②文化活動（読書、囲碁、将棋、折り紙、かるた、オセロ、工作・手芸 等）、③学習活動（宿題、自主学習、補充学習、清掃などのボランティア活動 等）、④イベント活動（お泊まり会、祭り、クリスマス会、餅つき大会 等）を展開します。

また、必要に応じて活動事例集で実施プログラムを紹介し、全ての児童が参加できる学習・体験活動の実施プログラムを推進します。

イ) 研修内容の充実

運営主任を対象にした研修会を開催します。研修会では、安心・安全に関係する事項の伝達や運営についての好事例紹介、放課後のこども居場所に関する国や市の動向の情報提供など、運営主任のニーズや社会の動向も取り入れ、研修内容を充実させていきます。

ウ) ふれあいスクール運営委員会への参加

定期的に実施校単位で開催されるふれあいスクール運営委員会に参加し、それぞれのふれあいスクールの課題や運営方法について意見交換を行います。

エ) 新たな設置校のニーズ把握

ふれあいスクール未設置校に対し、ふれあいスクールの開設希望調査を実施します。設置の要望がある場合は、学校や地域と相談しながら設置できるように整備を進めていきます。

(3) 放課後児童クラブと子どもふれあいスクールの連携

① 放課後児童クラブ・子どもふれあいスクールの連携に関する整備方針と目標

放課後児童対策を強化し、こどものウェルビーイングの向上と共働き・共育での推進を図るために「放課後児童対策パッケージ 2025」（令和 6 年 12 月 27 日 こども家庭庁・文部科学省）が発出されました。同パッケージでは、多様な居場所づくりの観点から、放課後子供教室（新潟市では「子どもふれあいスクール」）と、放課後児童クラブの連携を推進しており、今後も、継続的かつ計画的に取り組むこととなっています。

新潟市の両事業を実施している小学校では、「放課後児童対策パッケージ 2025」で求められている連携型の運営をしています。ここでいう連携型とは、子どもふれあいスクールの活動プログラムに、放課後児童クラブの児童も一緒になって参加できる形態をとっているふれあいスクールを指します。

今後は、こどもたちの連携だけでなく、ふれあいスクールの運営に放課後児童クラブの職員が協力・連携するふれあいスクールの数も増やしていきます。

【目標事業量】

○放課後児童クラブと子どもふれあいスクール両事業の連携型による運営を、引き続き、進めていきます。

(単位：校数)		実績(見込)	本計画期間の見込み量				
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
全市	連携型のふれあい スクール設置校 (うち校内交流型※)	67 (52)	67 (53)	67 (53)	67 (53)	67 (53)	67 (53)

※校内交流型：同一小学校内で両事業を実施しているもの

○子どもふれあいスクールの運営に、放課後児童クラブも協力・連携していく割合を増やしていきます。

(単位：%)		実績(見込)	本計画期間の見込み量				
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
全市	放課後児童クラブが 運営に協力している ふれあいスクール の割合	67	70	75	85	90	100

③ 放課後児童クラブ・子どもふれあいスクール協力・連携のための具体的な方策

○放課後児童クラブ職員と子どもふれあいスクール運営主任との共同研修の機会の確保

平成 25 年度から、子どもふれあいスクール事業研修会へ放課後児童クラブ職員が参加しています。研修会では、子どもふれあいスクール運営主任・スタッフ及び放課後児童クラブ職員、両者の共通理解を図る研修を行っています。今後も、それぞれの地域の特性に合わせた両事業間での協力・連携のあり方について柔軟に考えられるよう、研修を継続していきます。

(4) 放課後の安心・安全な居場所の確保に向けて

①教育委員会とこども未来部の連携について

新潟市では、「新潟市放課後子どもプラン推進委員会」を設置しており、新潟市の放課後対策事業実施方法のあり方について検討しています。

また、放課後児童クラブと子どもふれあいスクールの所管課や関係者が集い、各小学校の実情に合わせた両事業の連携や校内交流型の実施について、具体的に意見交換を行い、両事業を行う全ての実施校において、連携の強化を図っていきます。

② 放課後児童クラブ・子どもふれあいスクールへの小学校余裕教室等の活用について

放課後児童クラブについては、教育委員会や各小学校の理解を得ながら、小学校の余裕教室等の活用を基本として進めます。

子どもふれあいスクールについては、基本的には小学校内等で実施していますが、状況に応じて児童館や公民館などの施設の活用を検討していきます。

両事業や校内交流型の実施をはじめとする児童の安心・安全な居場所の確保に向けて、教育委員会や各学校、こども未来部が共通理解のもと、各事業の整備予定や運営状況など定期的な情報共有を図り、連携して各事業を実施していきます。

③ 特別な配慮を必要とする児童への対応について

放課後児童クラブでは、特別な配慮を必要とする児童を含め、希望する全ての児童を受け入れています。

引き続き、特別な配慮が必要な児童に対し職員を加配して対応するほか、学校や放課後等デイサービス事業所などの関係機関とも情報共有を行い連携を図ることにより、保護者や児童が安心して過ごせるよう配慮します。

(参考) 放課後等デイサービスについて

生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行い、学校などと連携しながら障がいのあるこどもたちの放課後等の活動の充実に努めています。令和6年10月1日現在、市内107事業所で児童の受け入れを行っています。

【各年度のサービス見込量】

	R6	R7	R8
人日分(月)	24,921	28,301	32,149
人分(月)	1,917	2,177	2,473

※人日分(月):「月間の利用人数」×「1人1か月当たりの平均利用日数」

人分(月):月間のサービス利用人数

(第7期新潟市障がい福祉計画・第3期新潟市障がい児福祉計画より)

第4章 計画の推進に向けて

1 計画の進捗管理・評価

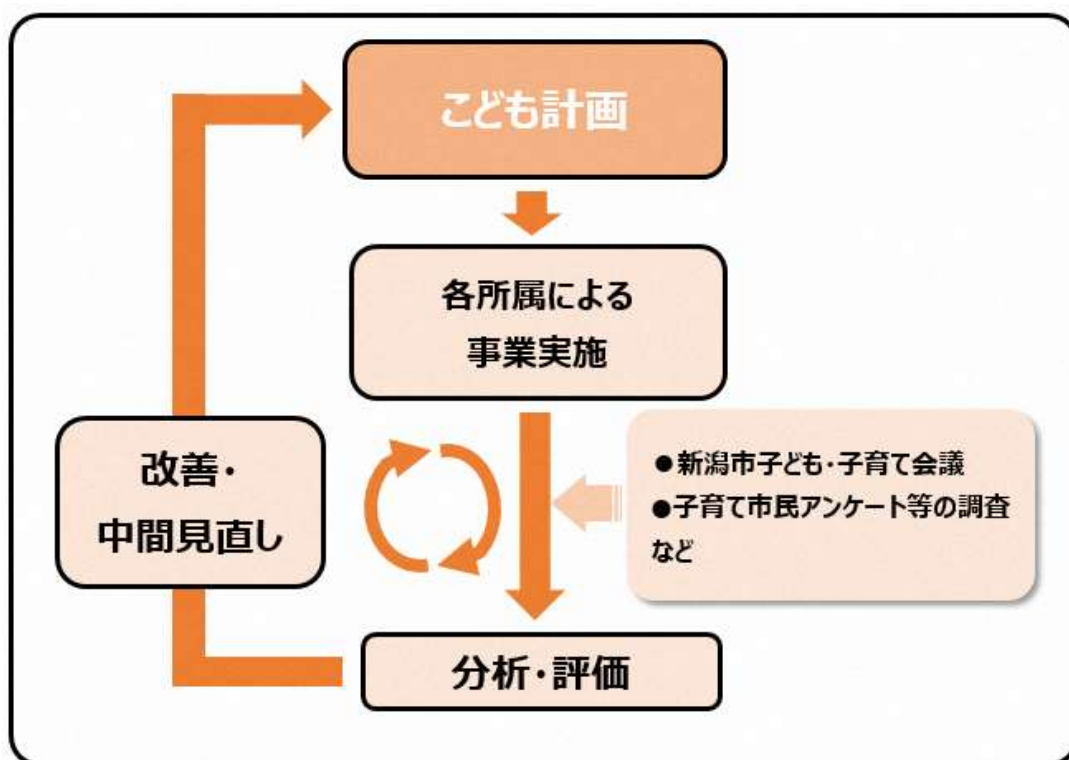
本計画の実効性を確保し、着実に推進するため、庁内の関係部・区と連携するとともに、市民や地域団体、企業など様々な主体と連携・協力していきます。

本計画の進捗管理・評価については、毎年度行うこととし、実施状況や「子育て市民アンケート」などの調査結果を「新潟市子ども・子育て会議」において報告することで、点検・評価を行うとともに、会議の状況をホームページを通じて公表します。

2 計画の見直し

本計画は令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間としていますが、令和9（2027）年度にスタートする「新潟市総合計画2030」の次期実施計画や、子ども・子育て支援事業に係る量の見込みの乖離状況などを踏まえ、必要な場合は中間見直しを行います。

■計画の推進・評価・見直しのイメージ



3 施策ごとの成果指標一覧（再掲）

No	施策 No.	指標	現状 (実績年度)	目標		出典 (担当課)
				令和 9 年度	令和 11 年度	
1	施策 1 - 1	5 つのこどもの権利が大切にされていると 思うと回答したこどもの割合	69% (R5 年度)	前年度 以上	前年度 以上	担当部署で把握 (こども政策課)
2		新潟市子ども条例を知っていると 回答したこどもとおとなの割合	61% (R5 年度)	前年度 以上	前年度 以上	担当部署で把握 (こども政策課)
3	施策 1 - 2	地域のこと（自然・歴史・産業など）に ふれたり、調べたりする学習が好きと 回答した生徒（中 3）の割合	72.3% (R5 年度)	74.0%	75.0%	新潟市 生活・学習意識調査 (学校支援課)
4		文化施設等による 子ども向け鑑賞・体験事業の 実施回数	174 回 (R4 年度)	210 回	230 回	担当部署で把握 (文化政策課)
5		文化施設等による小・中学校への アウトリーチの実施回数	116 回 (R4 年度)	135 回	145 回	担当部署で把握 (文化政策課)
6	施策 1 - 3	障がい者基幹相談支援センターへの 医療的ケア児等コーディネーター 配置数	4 人 (R5 年度)	4 人	4 人	担当部署で把握 (障がい福祉課)
7		教育・保育施設等への 発達支援コーディネーターの配置率	89.8% (R5 年度)	前年度 以上	前年度 以上	担当部署で把握 (こども家庭課)
8		医療的ケア児のうち 保育施設等への入園を希望する 児童の入園率	100% (R6 年度)	100%	100%	担当部署で把握 (幼保支援課)
9	施策 1 - 4	ひとり親家庭のこどもの進学予定	高校まで 22.8% 短大・ 専門学校まで 26.5% 大学以上 24.3% (R6 年度)	前年度 以上	前年度 以上	新潟市 子ども・若者のいる世帯の 生活状況等に関する調査 (こども政策課)
10		「子どもの学習・生活支援事業」 参加児童人数	139 人 (R5 年度)	155 人	155 人	担当部署で把握 (福祉総務課)
11		子育てに関する相談について、 頼れる人がいないと答えた 保護者の割合（ひとり親世帯）	25.9% (R6 年度)	前回より 減少	前回より 減少	新潟市 子ども・若者のいる世帯 の生活状況等に関する調査 (こども政策課)
12	施策 1 - 5	児童虐待死亡事例	0 人 (R5 年度)	0 人	0 人	担当部署で把握 (児童相談所)
13		リスクを把握した妊婦に対して 産前に状況確認をした割合	100% (R5 年度)	100%	100%	担当部署で把握 (こども家庭課)
14		ヤングケアラーの認知度 ※ヤングケアラーについて、 「言葉も内容も知っている」又は 「言葉だけは聞いて知っている」 と回答した児童生徒の割合	43.5% (R5 年度)	65.0%	75.0%	新潟市 ヤングケアラー実態アンケート (市立校の小学 4 年生から 高校 3 年生対象) (こども家庭課・ 学校支援課)
15		里親等委託率（3 歳未満）	57.9 % (R5 年度)	69.5 %	75.0%	担当部署で把握 (児童相談所)

No	施策 No.	指標	現状 (実績年度)	目標		出典 (担当課)
				令和 9 年度	令和 11 年度	
16	施策 1 - 6	自殺者数（10代～30代）	36人 (R5年度)	前回より 減少	前回より 減少	厚生労働省 人口動態統計 (こころの健康センター)
17		友達のよいところを見つけたり、 友達が落ちこんでいるとき、 はげましたりしています と回答した児童の割合（小6）	92.0% (R5年度)	前回より 増加	前回より 増加	新潟市 生活・学習意識調査 (学校支援課)
18		新潟市犯罪被害者等支援推進会議の 開催	1回 (R5年度)	1回	1回	担当部署で把握 (市民生活課)
19		交通安全教室実施数	773回 (R5年度)	前年度 以上	前年度 以上	担当部署で把握 (市民生活課)
20		子ども見守り隊の参加者数の割合	9.0% (R5年度)	前年度 以上	前年度 以上	担当部署で把握 (学校支援課)
21	施策 2 - 1	婚姻件数	2,508件 (R5年度)	2,490件	2,460 件	厚労省人口動態統計 (こども政策課)
22		婚活支援ネットワークが開催する 新潟市の認定イベント数	16回 (R4年度)	21回	23回	担当部署で把握 (こども政策課)
23		結婚応援結バスポート協賛店数	151店舗 (R5年度)	190店舗	210 店舗	担当部署で把握 (こども政策課)
24	施策 2 - 2	新潟市は子育てしやすいまち と思う保護者の割合	69% (R6年度)	前回より 増加	前回より 増加	新潟市 子育て市民アンケート (こども政策課)
25		リスクを把握した妊婦について 産前に状況確認をした割合	100% (R5年度)	100%	100%	担当部署で把握 (こども家庭課)
26		子育てに関する情報の満足度	63.9% (R6年度)	65.0%	67.0%	新潟市 子育て市民アンケート (こども政策課)
27	施策 2 - 3	保育所等待機児童数 (年度当初)	0人 (R6年度)	0人	0人	こども家庭庁保育所等 利用待機児童数調査 (幼保運営課)
28		幼児教育・保育内容に関する 園評価の公表実施	68.2% (R5年度)	75.0%	80.0%	担当部署で把握 (幼保支援課、 学校支援課)
29	施策 2 - 4	将来の夢や目標を持っていると 回答した児童生徒の割合	小6:80.7% 中3:64.7% (R5年度)	小6: 85.0% 中3: 73.0%	小6: 87.0% 中3: 75.0%	文部科学省 全国学力・学習状況調査 (学校支援課)
30		学習や生活において、 自分で考え課題を解決したり、 自分で判断して行動したと 回答した児童生徒の割合	小6:85.5% 中3:88.1% (R5年度)	小6: 88.5% 中3: 88.5%	小6: 90.0% 中3: 90.0%	新潟市 生活・学習意識調査 (学校支援課)
31		障がいのある人を招いた福祉教育 (ゲストティーチャー) 実施校数	29校 (R5年度)	前年度 以上	前年度 以上	担当部署で把握 (障がい福祉課)
32		全国体力・運動能力調査で 全国平均値を上回った項目の割合	90.0% (R5年度)	93.0%	95.0%	文部科学省 全国体力・運動能力調査 (学校支援課)
33		配慮を要する幼児児童生徒等への 個別的教育支援計画作成率	70.0% (R5年度)	前年度 以上	前年度 以上	担当部署で把握 (特別支援教育課)

No	施策 No.	指標	現状 (実績年度)	目標		出典 (担当課)
				令和 9 年度	令和 11 年度	
34	施策 2－5	放課後児童クラブの待機児童数	0 人 (R5 年度)	0 人	0 人	担当部署で把握 (こども政策課)
35		「自分には良いところがある」と 回答したこどもの割合	小 6:78.7% 中 3:78.7% (R5 年度)	小 6: 81.5% 中 3: 81.5%	小 6: 82.5% 中 3: 82.5%	新潟市 生活・学習意識調査 (学校支援課)
36		「将来の夢やつきたい仕事がある」と 回答したこどもの割合	小 6:74.8% 中 3:63.6% (R5 年度)	小 6: 76.0% 中 3: 65.0%	小 6: 77.0% 中 3: 66.0%	新潟市 生活・学習意識調査 (学校支援課)
37		学習スペースの開催日数	347 日 (R5 年度)	347 日	347 日	担当部署で把握 (生涯学習センター)
38		生涯学習活動で身に付けた知識や 技能を、地域や学校、ボランティア活動に 活かしている市民の割合	16.1% (R5 年度)	17.0%	19.0%	新潟市総合計画 2030 成果指標に関する アンケート (生涯学習センター)
39		こども食堂の数	55 か所 (R6 年 8 月)	前年度 以上	前年度 以上	担当部署で把握 (こども政策課)
40	施策 2－6	市立高等学校における 地域連携教育活動に参加した生徒数 (延べ人数)	2,217 人 (R5 年度)	前年度 以上	前年度 以上	担当部署で把握 (学校支援課)
41		いじめの解消率	77.3% (R5 年度)	前年度 以上	前年度 以上	担当部署で把握 (学校支援課)
42	施策 2－7	にいがた市民大学受講者の満足度	90.9% (R5 年度)	95.0%	95.0%	新潟市にいがた市民大学 受講者アンケート (生涯学習センター)
43		生涯学習ボランティア活動件数	671 件 (R5 年度)	1,600 件	1,600 件	担当部署で把握 (生涯学習センター)
44	施策 2－8	地域で人材を確保・育成する取組への 参加企業数	28 社 (R5 年度)	30 社	30 社	担当部署で把握 (雇用・新潟暮らし推進課)
45		新潟地域若者サポートステーションを 利用した人のうち、就職した人数 (雇用保険被保険者資格を 取得した就職者)	147 人 (R5 年度)	前年度 以上	前年度 以上	担当部署で把握 (雇用・新潟暮らし推進課)
46	施策 2－9	ひきこもり支援に関する相談件数	2,036 件 (R5 年度)	2,036 件 以上	2,036 件 以上	新潟市総合計画 2030 前期実施計画取組指標 (こころの健康センター)
47		こころの健康に関する研修会参加者数	354 人 (R5 年度)	455 人	455 人	新潟市総合計画 2030 前期実施計画取組指標 (こころの健康センター)
48		若者支援協議会全体会議の開催	開催 (R5 年度)	開催	開催	担当部署で把握 (生涯学習推進課)
49	施策 3－1	夫婦が理想とするこどもの人数と、 実際にもつ予定のこどもの人数の差	0.4 人 理想 2.60 人 実際 2.20 人 (R6 年度)	前回より 減少	前回より 減少	新潟市 子育て市民アンケート (こども政策課)
50		日ごろ悩んでいることについて 「子どもにかかるお金に関すること」 と回答した人の割合 (未就学児保護 者)	56.5% (R6 年度)	前回より 減少	前回より 減少	新潟市 子育て市民アンケート (こども政策課)
51		にいがたつすこやかパスポート協賛店舗 数	721 店 (R5 年度)	765 店	777 店	担当部署で把握 (こども政策課)

No	施策 No.	指標	現状 (実績年度)	目標		出典 (担当課)
				令和 9 年度	令和 11 年度	
52	施策 3 - 2	新潟市は子育てしやすいまち と思う保護者の割合	69% (R6 年度)	前回より 増加	前回より 増加	新潟市 子育て市民アンケート (こども政策課)
53		ファミリー・サポート・センターの 提供会員数	494 人 (R5 年度)	534 人	555 人	担当部署で把握 (こども政策課)
54		子育てに関する情報の満足度	63.9% (R6 年度)	65.0%	67.0%	新潟市 子育て市民アンケート (こども政策課)
55		ブックスタートアンケートにおいて 家庭で読み聞かせを実施した割合	78.8% (R5 年度)	88.0%	89.0%	新潟市 ブックスタートアンケート (中央図書館)
56		家庭教育に関する講座等で 「今後に生かすことができる」と回答した 参加者の割合	91.2% (R5 年度参考値)	前年度 以上	前年度 以上	新潟市 家庭教育学級アンケート (中央公民館)
57	施策 3 - 3	男性の育児休業取得率	39.6% (R5 年度)	前回より 増加	前回より 増加	新潟市 賃金労働時間等実態調査 (男女共同参画課)
58		所定外労働時間数	8.9 時間/月 (R5 年度)	9.0 時間 /月	9.0 時間 /月	厚生労働省 賃金構造基本統計調査 (雇用・新潟暮らし推進課)
59		働き方改革推進・実践企業ネットワーク に参画する企業数	4 社 (R5 年度)	10 社	10 社	担当部署で把握 (雇用・新潟暮らし推進課)
60	施策 3 - 4	児童扶養手当受給世帯の こどもの進学予定（保護者への設問）	高校まで 22.8% 短大・ 専門学校まで 26.5% 大学以上 24.3% (R6 年度)	前年度 以上	前年度 以上	新潟市 子ども・若者のいる世帯の 生活状況等に関する調査 (こども政策課)
61		児童扶養手当受給世帯の家庭の 就業率	母子世帯 90.9% 父子世帯 100% (R6 年度)	前年度 以上	前年度 以上	新潟市 子ども・若者のいる世帯の 生活状況等に関する調査 (こども政策課)
62		ひとり親家庭等就業・ 自立支援センター等が行う SNS 等での 情報配信数	185 件 (R5 年度)	304 件	304 件	担当部署で把握 (こども政策課)
63		児童扶養手当受給者の養育費受給率	32.2% (R5 年度)	37.4%	37.9%	担当部署で把握 (こども政策課)

第5章 計画策定に係る資料

1 施策体系・関連事業一覧

施策方針1 こども一人一人の「最善の利益」を第一に考えます

施策	具体的な取組	主な事業		
		事業名	所管課	再掲
1－1 こどもの権利の保障				
取組 1	こどもの権利の普及・啓発	新潟市子ども条例推進事業	こども政策課	
		CAP プログラム	こども家庭課	
		人権教育・啓発の推進	広聴相談課	
		多様性を認め合う社会教育の推進	中央公民館	
		子どもの権利条約パンフレットの活用促進	広聴相談課	
取組 2	権利救済のための相談体制づくり	新潟市子どもの権利相談室の運営・周知	こども政策課	
		いじめ防止市民フォーラム	学校支援課	
		新潟市いじめ防止市民連絡協議会	学校支援課	
		S S W・カウンセラー等活用事業	学校支援課	
取組 3	自由に意見を表明し社会に参加する仕組みづくり	中学生による意見交換会	こども政策課	
		新潟市子ども条例推進事業	こども政策課	◎
		コミュニティ・スクール推進事業	生涯学習推進課	
		こどもの意見表明支援事業	こども家庭課	
1－2 生きる力を育む多様な体験や交流の場の充実				
取組 1	遊びや体験活動の推進、文化・芸術・図書に触れる機会の充実	こども創造センターの管理運営	こども政策課	
		にいがた市民文学発刊	文化政策課	
		こどもマンガ講座	文化政策課	
		にいがたマンガ大賞	文化政策課	
		りゅーとぴあ普及・育成事業	文化政策課	
		子ども向け文化プログラム体験事業	文化政策課	
		芸術創造村・国際青少年センター「ゆいぽーと」の管理運営	文化政策課	
		子どものための芸術文化体験事業	文化政策課	
		水族館体験学習・普及振興事業	文化政策課	
		児童館・児童センター等の運営・支援	こども政策課	
		生物多様性保全事業	環境政策課	

		環境教育実践協力校支援事業	環境政策課	
		動物ふれあいセンターの管理運営	動物愛護センター	
		花育推進事業	食と花の推進課	
		食育・花育センターの管理運営	食と花の推進課	
		アグリパークの管理運営	食と花の推進課	
		子どもふれあいスクール事業	生涯学習推進課	
		地域と学校パートナーシップ事業	生涯学習推進課	
		家庭教育振興事業	中央公民館	
		ブックスタート事業	中央図書館	
		子どもの読書環境整備事業	中央図書館	
		読み聞かせボランティア養成講座の実施	中央図書館	
		学校図書館支援センター事業	中央図書館	
		電子図書館事業	中央図書館	
		家庭教育支援基盤構築事業	生涯学習センター	
		子ども体験活動・ボランティア活動推進事業	中央公民館	
		読書活動推進	学校支援課	
取組 2	こどもや子育て当事者の目線に立ったまちづくり	地域拠点公園整備事業	みどりの政策課	
		街区公園整備事業	みどりの政策課	
		移動等円滑化促進方針策定	都市交通政策課	
		移動等円滑化基本構想策定	都市交通政策課	
		健幸すまいリフォーム助成事業	住環境政策課	
		空き家活用推進事業	住環境政策課	
		公共建築物保全適正化推進事業	建築保全課	
		こどもの居場所づくり支援体制強化事業	こども政策課	
取組 3	こども・若者が国内外で活躍できる基盤づくり	姉妹・友好都市等との青少年交流	国際課	
		新潟市青少年オンライン交流事業	学校支援課	
		歴史博物館企画展等実施事業	歴史文化課	
		旧小澤家住宅の管理運営	歴史文化課	
		新津鉄道資料館企画展等実施事業	歴史文化課	
		文化財センター及び弥生の丘展示館の管理運営	文化財センター	
		新潟市文書館の管理運営	文書館	
取組 4	こどもの可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消	男女共同参画教育の推進事業	学校支援課	
		人権教育・啓発の推進	広聴相談課	◎
		多様性を認め合う社会教育の推進	中央公民館	◎
		男女共同参画推進センター事業	男女共同参画課	
		男女共同参画推進事業	男女共同参画課	

		若者支援事業	生涯学習推進課	
1-3 配慮が必要な子どもへの支援				
取組 1	障がいのある子どもの受け入れ体制の拡充と関係機関の連携	発達支援コーディネーターの養成	こども家庭課	
		児童発達支援センター「こころん」 (通所支援、発達相談、巡回支援、保育所等訪問支援)	こども家庭課	
		障がい児保育事業	幼保運営課	
		特別児童扶養手当	障がい福祉課	
		障がい児福祉手当	障がい福祉課	
		障がい福祉サービス (児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障がい児入所施設)	障がい福祉課	
取組 2	障がいの早期発見と継続した適切な支援	こんにちは赤ちゃん訪問事業	こども家庭課	
		乳幼児健康指導	こども家庭課	
		乳幼児健康診査事業 (乳児健診、股関節検診、1歳6か月児健診、3歳児健診)	こども家庭課	
		医師による発達相談	こども家庭課	
		療育教室	こども家庭課	
		児童発達支援センター「こころん」 (通所支援、発達相談)	こども家庭課	◎
		障がい者基幹相談支援センターによる相談支援	障がい福祉課	
取組 3	特別支援教育の充実	特別支援学校、特別支援学級、通常の学級、通級による指導などの学びの場の整備	特別支援教育課	
		特別支援教育サポートセンターの運営	特別支援教育課	
		個別の教育支援計画作成支援	特別支援教育課	
		教職員への特別支援教育研修の実施	特別支援教育課	
		就学相談会の実施	特別支援教育課	
		就学支援委員会の実施	特別支援教育課	
		病院内学級の設置	特別支援教育課	
		学校看護師の配置	特別支援教育課	
取組 4	医療的ケア児など、専門的支援が必要な子どもや若者とその家族への対応のための連携体制強化	新潟市障がい者地域自立支援協議会の運営	障がい福祉課	
		幼児教育・保育施設等への看護師の配置 (医療的ケア児保育支援事業含む)	幼保支援課	
		放課後児童クラブにおける医療的ケア児受入支援	こども政策課	
		障がい児相談支援	障がい福祉課	
		口腔保健福祉センター（特別診療）	健康増進課	
取組 5	慢性疾病・難病を抱える子ども・若者への支援	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	こども家庭課	
		小児慢性特定疾病医療費助成	こども家庭課	

		特定医療費支給事業	保健管理課	
		難病相談支援センター運営事業	保健管理課	
1-4 こどもの貧困対策				
取組 1	家庭の状況に左右されない、質の高い教育を受ける機会の確保	私立高等学校学費助成	こども政策課	
		保育料等の軽減	幼保運営課	
		就学援助事業 (学用品費、学校給食費、医療費等)	学務課	
		特別支援教育就学奨励事業	学務課	
		奨学金貸付事業	学務課	
		入学準備金貸付事業	学務課	
		高等学校等就学支援金事業(国)	学務課	
		奨学のための給付金事業(国)	学務課	
取組 2	こどもや保護者の暮らしの支援	こどもの居場所づくり支援体制強化事業	こども政策課	◎
		出産・子育て応援事業	こども家庭課	
		妊娠・子育てほっとステーション (こども家庭センター)の運営	こども家庭課	
		地域子育て支援センター	幼保支援課	
		子どもの学習・生活支援事業	福祉総務課	
		働き方改革推進事業	雇用・新潟暮らし推進課	
		ひとり親家庭等日常生活支援	こども政策課	
		ひとり親家庭生活支援講習会	こども政策課	
		ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業	こども政策課	
		母子・父子自立支援員	こども政策課	
		自立支援教育訓練給付金	こども政策課	
		高等職業訓練促進給付金等事業	こども政策課	
		ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	こども政策課	
		生活保護受給者等就労自立促進事業	福祉総務課	
		生活困窮者自立相談支援事業	福祉総務課	
		母子生活支援施設の管理運営	こども家庭課	
取組 3	経済的負担の軽減と地域活動の支援	保育料等の軽減	幼保運営課	◎
		にいがたっすこやかパスポート	こども政策課	
		私立高等学校学費助成	こども政策課	◎
		放課後児童クラブ利用料・減免制度	こども政策課	
		児童手当	こども政策課	
		こども医療費助成	こども政策課	
		児童扶養手当	こども政策課	
		ひとり親家庭等医療費助成	こども政策課	

		母子向け住宅	こども政策課	
		養育費履行確保事業	こども政策課	
		母子父子寡婦福祉資金貸付	こども政策課	
		生活保護制度	福祉総務課	
		住居確保給付金	福祉総務課	
		市営住宅への子育て世帯等の優先入居	住環境政策課	
		民間賃貸住宅への入居支援	住環境政策課	
		こどもの居場所づくり支援体制強化事業	こども政策課	◎
1－5 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援				
取組 1	児童虐待防止対策等の 更なる強化	妊娠・子育てほっとステーション （こども家庭センター）の運営	こども家庭課	◎
		要保護児童対策地域協議会	こども家庭課	
		養育支援訪問事業	こども家庭課	
		子育て世帯訪問支援事業	こども家庭課	
		子育て短期支援事業（こどもショートステイ）	こども家庭課	
		オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン	こども家庭課	
		出産・子育て応援事業	こども家庭課	◎
		こんにちは赤ちゃん訪問事業	こども家庭課	◎
		乳幼児健康診査 （乳児健診、股関節検診、1歳6か月児健 診、3歳児健診）	こども家庭課	◎
		児童相談所による相談・支援事業	児童相談所	
		親子のための相談 LINE	児童相談所	
		SSW・カウンセラー等活用事業	学校支援課	
		地域子育て支援センター	幼保支援課	◎
		新潟市子ども条例推進事業	こども政策課	◎
		こどもの意見表明支援事業	こども家庭課	◎
		一時保護時の司法審査	児童相談所	
		こども家庭福祉の認定資格取得に係る研修	児童相談所	
		児童相談所職員研修事業	児童相談所	
取組 2	社会的養護を必要とす る こども・若者に対する支 援	こどもの意見表明支援事業	こども家庭課	◎
		児童相談所保護支援事業	児童相談所	
		児童相談所特別事業	児童相談所	◎
		児童相談所による相談・支援事業	児童相談所	
		里親支援事業	児童相談所	
		里親・ファミリーホーム普及促進事業	児童相談所	
		ケアリーバー支援事業	児童相談所	

		未成年後見人支援事業	児童相談所	
		児童自立生活援助事業	児童相談所	
		乳児院「はるかぜ」の管理運営	こども家庭課	
		母子生活支援施設の管理運営	こども家庭課	◎
取組 3	ヤングケアラーへの支援	ヤングケアラー支援体制整備事業	こども家庭課	
		子育て世帯訪問支援事業	こども家庭課	◎
1-6 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組				
取組 1	こども・若者の自殺対策	自殺総合対策事業	こころの健康センター	
		SSW・カウンセラー等活用事業	学校支援課	◎
		相談関係機関連絡会	学校支援課	
		子ども SOS 電話相談	学校支援課	
		親子のための相談 LINE	児童相談所	◎
		新潟市子どもの権利相談室の運営	こども政策課	
		ゲートキーパー研修	学校支援課	
		生命（いのち）の安全教育推進		
取組 2	こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備	GIGA スクール構想の推進 （情報モラル・デジタルシチズンシップに関する教育の推進）	学校支援課	
取組 3	こども・若者の性犯罪・性暴力対策	犯罪被害者等支援総合窓口の設置	市民生活課	
		犯罪被害者等見舞金の支給	市民生活課	
		犯罪被害者等へのカウンセリング費用の助成	市民生活課	
		犯罪被害者等への転居費用の助成	市民生活課	
		犯罪被害者等への無利子での資金貸付	市民生活課	
		SSW・カウンセラー等活用事業	学校支援課	◎
取組 4	犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備	交通安全教室	市民生活課	
		校区交通安全推進協議会	市民生活課	
		子どもの体験型安全教室	市民生活課	
		犯罪被害者等支援総合窓口の設置	市民生活課	◎
		犯罪被害者等見舞金の支給	市民生活課	◎
		犯罪被害者等へのカウンセリング費用の助成	市民生活課	◎
		犯罪被害者等への転居費用の助成	市民生活課	◎
		犯罪被害者等への無利子での資金貸付	市民生活課	◎
		スクールガードリーダー	学校支援課	
		子ども見守り隊	学校支援課	
		街頭育成活動	生涯学習推進課	
取組 5	非行防止と自立支援	児童相談所による相談・支援事業	児童相談所	◎

	親子のための相談 LINE	児童相談所	◎
	家庭への支援と子どもの自立支援事業	児童相談所	
	学校警察等連絡協議会	学校支援課	
	S S W・カウンセラー等活用事業	学校支援課	◎
	街頭育成活動	生涯学習推進課	◎
	若者支援事業	生涯学習推進課	◎
	新潟市青少年育成協議会	生涯学習推進課	

施策方針２ ライフステージに応じて、こども・若者の状況に対応した支援を切れ目なく行います

施策	具体的な取組	主な事業		
		事業名	所管課	再掲
2－1 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援				
取組 1	若者が結婚や子育てについて考える機会の提供	思春期等相談事業	こども家庭課	
取組 2	出会いの場の創出と結婚を応援する機運の醸成	新潟市婚活支援ネットワーク	こども政策課	
		出会い・結婚サポート事業	こども政策課	
		他自治体との広域連携等	こども政策課	
取組 3	結婚およびその後の新生活への支援	結婚新生活支援補助金	こども政策課	
		結婚応援 結パスポート	こども政策課	
取組 4	仕事と家庭生活の両立に向けた啓発	女性活躍応援事業	男女共同参画課	
2－2 妊娠・出産・子育てのための切れ目ない多様な支援と相談体制の充実				
取組 1	切れ目ない相談支援・情報提供体制の構築	妊娠・子育てほっとステーション（こども家庭センター）の運営	こども家庭課	◎
		妊娠・出産サポート体制整備事業	こども家庭課	
		母子健康手帳の交付・妊婦保健指導	こども家庭課	
		出産・子育て応援事業	こども家庭課	◎
		助産師による講話・個別相談	こども家庭課	
		こんにちは赤ちゃん訪問事業	こども家庭課	◎
		思春期健康教育	こども家庭課	
		親子のための相談 LINE	児童相談所	◎
		地域子育て支援センター	幼保支援課	◎
		家庭教育振興事業（安産教室、乳児期、幼児期家庭教育学級）	中央公民館	
		子育て応援パンフレット「スキップ」の発行	こども政策課	
		にいがた子育て応援アプリ	こども政策課	
取組 2	切れ目ない母子保健施策の推進	妊娠・子育てほっとステーション（こども家庭センター）の運営	こども家庭課	◎
		不妊・不育相談	こども家庭課	
		不育症治療費助成事業	こども家庭課	
		出産・子育て応援事業	こども家庭課	◎
		妊婦健康診査	こども家庭課	
		妊産婦医療費助成	こども政策課	
		安産教室	こども家庭課	
		産婦健康診査事業	こども家庭課	

		先天代謝異常等検査事業	こども家庭課	
		産後ケア事業	こども家庭課	
		こんにちは赤ちゃん訪問事業	こども家庭課	◎
		乳幼児健康診査 （乳児健診、股関節検診、1 歳 6 か月児健診、3 歳児健診）	こども家庭課	◎
		乳幼児健康指導	こども家庭課	◎
		多胎児支援事業	こども家庭課	
		低出生体重児支援事業	こども家庭課	
		児童相談所による相談・支援	児童相談所	◎
		食物アレルギー対策の強化	幼保支援課	
		新潟市障がい者地域自立支援協議会の運営	障がい福祉課	◎
		離乳食講習会	健康増進課	
		妊婦乳幼児歯科健康診査 （妊婦歯科健診、1 歳誕生歯科健診、1 歳 6 か月児歯科健診、2 歳児歯科健診、3 歳児歯科健診）	健康増進課	
取組 3	子育て支援のための 預かり・交流機会の充 実	ファミリー・サポート・センター事業	こども政策課	
		子育て短期支援事業（こどもショートステイ）	こども家庭課	◎
		地域子育て支援センター	幼保支援課	◎
		児童館・児童センター等の運営・支援	こども政策課	◎
		家庭教育振興事業（子育てサロン）	中央公民館	
		こども誰でも通園制度	幼保運営課	
		一時預かり事業	幼保運営課	
		こどもの居場所づくり支援体制強化事業	こども政策課	◎
2－3 良好な幼児教育・保育環境の確保と質の向上				
取組 1	幼児教育・保育の量の 確保と適正化	保育定員の確保事業	幼保運営課	
		保育士の確保事業	幼保支援課	
		新潟市立保育園配置計画の推進	幼保運営課	
		幼児教育推進体制事業	教育総務課	
取組 2	幼児教育・保育の質の 確保と向上	教育・保育施設関係者ネットワーク構築事業	幼保支援課	
		保育園等 ICT 化推進事業	幼保支援課	
		未満児保育事業	幼保運営課	
		新潟市共通幼小接続期カリキュラムの実施	学校支援課、幼保支援課	
		幼保こ小連携推進事業合同研修	学校支援課、幼保支援課	
		市立保育園等運営費	幼保支援課	
		私立保育所等整備費補助金	幼保運営課	

取組 3	多様な保育・子育て支援の充実	多様な保育・子育て支援の充実事業 （一時預かり事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、休日保育事業）	幼保運営課、幼保支援課	
		障がい児保育事業	幼保運営課	◎
		幼児教育・保育施設等への看護師の配置 （医療的ケア児保育支援事業含む）	幼保支援課	◎
		こども誰でも通園制度	幼保運営課	◎
		地域子育て支援センター	幼保支援課	◎
2-4 こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育				
取組 1	地域全体で取り組む学校づくり	コミュニティ・スクール推進事業	生涯学習推進課	◎
		地域と学校パートナーシップ事業	生涯学習推進課	◎
取組 2	スポーツ、文化芸術に継続して親しむための環境づくり	中学生のための地域クラブ活動推進支援事業	学校支援課	
取組 3	社会の一員としての道徳教育、家庭教育の推進	道徳教育の充実、福祉教育の充実	学校支援課	
		家庭教育振興事業 (児童期、思春期家庭教育学級・子育て学習出前講座)	中央公民館	
取組 4	こどもの体力向上	運動大好き体力向上ジャンプアッププロジェクト事業	学校支援課	
取組 5	特別支援教育の充実	通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校などの学びの場の整備	特別支援教育課	◎
		特別支援教育サポートセンターの運営	特別支援教育課	◎
		個別の教育支援計画作成支援	特別支援教育課	◎
		教職員への特別支援教育研修の実施	特別支援教育課	◎
		就学相談会の実施	特別支援教育課	◎
		就学支援委員会の実施	特別支援教育課	◎
		学校看護師の配置	特別支援教育課	◎
		病院内学級の設置	特別支援教育課	◎
取組 6	生涯にわたって心身ともに健やかに生きるための学校保健の充実	学校医等配置・各種健康診断事業	保健給食課	
		生活習慣病予防対策事業	保健給食課	
		むし歯・歯周疾患予防対策事業	保健給食課	
		薬物乱用防止教育支援	保健管理課	
		食物アレルギー疾患への対応	保健給食課	
		学校保健推進体制支援事業	保健給食課	
		学校トイレへの生理用品設置事業	保健給食課	
		メンタルヘルス教育の推進	保健給食課	
取組 7	家庭、学校、地域等における食育の推進	食育推進事業	食と花の推進課	
		食育・花育センターの管理運営	食と花の推進課	◎
		学校給食運営事業	保健給食課	

		中学校の全員給食化事業	保健給食課	
		学校給食費の公会計化事業	保健給食課	
取組 8	農業と学校教育を融合した取組の推進	「新潟発わくわく教育ファーム」推進事業	食と花の推進課・学校支援課	
		「食と農のわくわく SDGs 学習」推進事業	食と花の推進課・学校支援課	
2－5 安心して過ごせる居場所づくりと放課後対策の推進				
取組 1	地域におけるこどもの居場所づくり	子どもふれあいスクール事業	生涯学習推進課	◎
		地域子育て支援センター	幼保支援課	◎
		地域の茶の間支援事業	地域包括ケア推進課	
		生涯学習施設の管理運営	生涯学習センター	
		生涯学習ボランティアバンク	生涯学習センター	
		公民館の学習室	中央公民館	
		青少年の居場所づくり事業	中央公民館	
		児童館・児童センター等の運営・支援	こども政策課	◎
		こどもの居場所づくり支援体制強化事業	こども政策課	◎
		こどもとしょかんの設置	中央図書館	
		ティーンズコーナーの設置	中央図書館	
		学習席の設置	中央図書館	
		読書週間事業の実施	中央図書館	
		中央図書館での夏休み・冬休み等長期休業期間の事業実施	中央図書館	
		「Teens～学生司書～」事業	中央図書館	
		電子図書館事業	中央図書館	◎
		図書館資料団体貸出（BookPack）	中央図書館	
		地域拠点公園整備事業	みどりの政策課	◎
		街区公園整備事業	みどりの政策課	◎
				子どもの学習・生活支援事業
取組 2	児童の放課後の居場所の確保	放課後児童健全育成事業	こども政策課	
		放課後児童クラブの整備	こども政策課	
		児童館・児童センター等の運営・支援	こども政策課	◎
		子どもふれあいスクール事業	生涯学習推進課	◎
取組 3	放課後児童クラブ職員の資質向上	放課後児童クラブ研修・指導事業	こども政策課	
		放課後児童支援員等の処遇改善	こども政策課	
2－6 こども・若者の健全育成と自立支援				
取組 1	成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育	子ども消費者学習	消費生活センター	
		消費者教育被害防止啓発用冊子配布	消費生活センター	
		出前講座	消費生活センター	

		消費者教育の推進	学校支援課	
		市立小中学校・中等教育学校 （前期課程・後期課程）・高等学校・特別支援学校のキャリア教育推進事業	学校支援課	
取組 2	いじめ防止	いじめ防止市民フォーラム	学校支援課	◎
		新潟市いじめ防止市民連絡協議会	学校支援課	◎
		学校警察等連絡協議会	学校支援課	◎
		S S W・カウンセラー等活用事業	学校支援課	◎
		スクールガードリーダー	学校支援課	◎
		新潟市子どもの権利相談室の運営	こども政策課	◎
		いじめ対応への支援事業	学校支援課	
		いじめ未然防止に向けた教育プログラム	学校支援課	
		新潟市子ども条例推進事業	こども政策課	◎
取組 3	不登校のこどもへの支援	教育相談ネットワーク事業	学校支援課	
		不登校対策研修会	学校支援課	
		S S W・カウンセラー等活用事業	学校支援課	◎
		新潟市フリースクール等連携協議会	学校支援課	
		新潟市子どもの権利相談室の運営	こども政策課	◎
		不登校・不登校傾向対策事業	学校支援課	◎
取組 4	体罰や不適切な指導の防止	保護者、教職員、児童生徒を調査対象とした体罰実態調査の実施	学校人事課	
		教職員に対する指導、研修の実施	学校人事課	
取組 5	高校中退の予防、高校中退後の支援	教育相談ネットワーク事業	学校支援課	◎
		S S W・カウンセラー等活用事業	学校支援課	◎
		若者支援事業	生涯学習推進課	◎
取組 6	若者の居場所の確保	若者支援事業	生涯学習推進課	◎
取組 7	小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実	思春期健康教育	こども家庭課	◎
		思春期・性感染症健康教育	保健管理課	
		HIV/エイズ 相談・検査事業	保健管理課	
		予防接種事業	保健管理課	
		精神科医による思春期青年期相談	こころの健康センター	
		急患診療センター	地域医療推進課	
		口腔保健福祉センター（急患診療）	健康増進課	
2－7 高等教育の修学支援、高等教育の充実				
取組 1	若者の進学機会の確保	奨学金貸付事業	学務課	◎
取組 2	生涯学習の支援	にいがた市民大学の開設	生涯学習センター	
		生涯学習ボランティアの育成	生涯学習センター	

2-8 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組				
取組 1	若者の就職活動におけるマッチング支援	新規採用活動支援事業	雇用・新潟暮らし推進課	
		働き方改革推進事業	雇用・新潟暮らし推進課	◎
		市内就労促進事業	雇用・新潟暮らし推進課	
		デジタル技術を活用した地域就労モデル構築事業 (単日短時間就労マッチングプラットフォーム構築事業)	雇用・新潟暮らし推進課	
取組 2	若者の再就職に関する支援	新潟地域若者サポートステーション事業	雇用・新潟暮らし推進課	
		若者支援事業	生涯学習推進課	◎
取組 3	若者の職業選択を広げるための能力向上支援	デジタル技術を活用した地域就労モデル構築事業 (在宅テレワーカー育成・就労支援事業)	雇用・新潟暮らし推進課	
2-9 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実				
取組 1	若者の保健対策と相談体制の充実	ひきこもり相談支援	こころの健康センター	
		親子のための相談 LINE	児童相談所	◎
		精神科医による思春期青年期相談	こころの健康センター	◎
		精神保健医療福祉人材育成	こころの健康センター	
		若者支援事業	生涯学習推進課	◎
取組 2	相談支援やサポートに関する情報の周知	相談関係機関連絡会	学校支援課	◎
		若者支援事業	生涯学習推進課	◎
		子どもSOS電話相談	学校支援課	◎
		いじめ対応への支援事業	学校支援課	
		不登校・不登校傾向対策事業	学校支援課	
		S S W・カウンセラー等活用事業	学校支援課	

施策方針3 子育てに関わる全ての人々を支えます

施策	具体的な取組	主な事業		
		事業名	所管課	再掲
3－1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減				
取組 1	幼児期から高等教育までの子育てや教育等にかかる経済的負担の軽減	にいがたっすこやかパスポート	こども政策課	◎
		放課後児童クラブ利用料・減免制度	こども政策課	◎
		児童手当	こども政策課	◎
		保育料等の軽減	幼保運営課	◎
		就学援助事業 （学用品費、学校給食費、医療費等）	学務課	◎
		健幸すまいリフォーム助成事業	住環境政策課	◎
		空き家活用推進事業	住環境政策課	◎
		特別支援教育就学奨励事業	学務課	◎
		奨学金貸付事業	学務課	◎
		入学準備金貸付事業	学務課	◎
		高等学校等就学支援金事業（国）	学務課	◎
		奨学のための給付金事業（国）	学務課	◎
		私立高等学校学費助成	こども政策課	◎
		子どもの学習・生活支援事業	福祉総務課	◎
取組 2	医療にかかる経済的負担の軽減	こども医療費助成	こども政策課	◎
		ひとり親家庭等医療費助成	こども政策課	◎
		未熟児養育医療費助成	こども家庭課	
		小児慢性特定疾病医療費助成	こども家庭課	◎
		自立支援医療費（育成医療）助成	こども家庭課	
		就学援助事業（医療費）	保健給食課	
		日本スポーツ振興センター共済制度加入	保健給食課	
3－2 地域における子育てと家庭の子育て力向上のための支援				
取組 1	地域で子育て支援を担う人材の育成と活用	ファミリー・サポート・センター事業	こども政策課	◎
		子育て支援員研修	幼保支援課	
		児童発達支援センター「こころん」（地域支援）	こども家庭課	◎
		発達支援コーディネーターの養成	こども家庭課	◎
		児童相談所特別事業	児童相談所	◎
		保育園等 ICT 化推進事業	幼保支援課	◎
		新潟市公式 LINE アカウント	こども政策課	
		にいがた子育て応援アプリ	こども政策課	◎
		読み聞かせボランティア養成講座の実施	中央図書館	◎

取組 2	地域と連携した子育て支援	地域見守り活動支援事業	学校支援課	
		児童館・児童センター等の運営・支援	こども政策課	◎
		妊娠・出産サポート体制整備事業	こども家庭課	◎
		妊娠・子育てほっとステーション（こども家庭センター）の運営	こども家庭課	◎
		児童相談所による相談・支援事業	児童相談所	◎
		児童相談所による SNS 等相談事業	児童相談所	
		地域子育て支援センター	幼保支援課	◎
		赤ちゃんの駅	こども政策課	
取組 3	家庭の子育て力を育む機会の充実	子育て応援パンフレット「スキップ」の発行	こども政策課	◎
		安産教室	こども家庭課	◎
		こんにちは赤ちゃん訪問事業	こども家庭課	◎
		家庭教育支援ファシリテーター	生涯学習センター	
		児童発達支援センター「こころん」（地域支援）	こども家庭課	◎
		家庭教育振興事業	中央公民館	◎
		「おはなしのじかん」等の定期的なイベントの実施	中央図書館	
		ブックスタート事業	中央図書館	◎
		赤ちゃんタイムの実施	中央図書館	
		「うちどく（家読）」の啓発・情報発信	中央図書館	
		養育支援訪問事業	こども家庭課	◎
		子育て世帯訪問支援事業	こども家庭課	◎
		地域子育て支援センター	幼保支援課	◎
		こども誰でも通園制度	幼保運営課	◎
児童館・児童センター等の運営・支援	こども政策課	◎		
3-3 子育てと仕事の両立支援、企業・団体等との連携と機運醸成				
取組 1	仕事と子育ての両立に向けた啓発と企業・団体等との連携	女性活躍応援事業	男女共同参画課	◎
		男性の家庭活躍推進事業	男女共同参画課	
		子育てを応援するまちづくり事業	こども政策課	
取組 2	ワーク・ライフ・バランス推進のための支援	働き方改革推進事業	雇用・新潟暮らし推進課	◎
		男性の家庭活躍推進事業	男女共同参画課	◎
		デジタル技術を活用した地域就労モデル構築事業	雇用・新潟暮らし推進課	◎
取組 3	男性の育児参画に向けた支援	男性の家庭活躍推進事業	男女共同参画課	◎
3-4 ひとり親家庭への自立支援				
取組 1	自立に向けた生活・就労支援の充実	児童扶養手当	こども政策課	◎
		母子父子寡婦福祉資金貸付	こども政策課	◎
		ひとり親家庭等医療費助成	こども政策課	◎

		母子向け住宅	こども政策課	◎
		自立支援教育訓練給付金	こども政策課	◎
		高等職業訓練促進給付金等事業	こども政策課	◎
		ひとり親家庭高等職業訓練促進 資金貸付事業	こども政策課	◎
		ひとり親家庭等日常生活支援	こども政策課	◎
		母子生活支援施設の管理運営	こども家庭課	◎
		保育施設の入所支援	幼保運営課	
		ひまわりクラブ入会基準の緩和	こども政策課	
取組 2	相談体制の充実	ひとり親家庭生活支援講習会	こども政策課	◎
		ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業	こども政策課	◎
		母子・父子自立支援員	こども政策課	◎
取組 3	養育費の履行確保に 向けた支援	養育費履行確保事業	こども政策課	◎
取組 4	こどもへの学習・生活サ ポートの充実	ひとり親家庭学習支援 (子どもの学習・生活支援事業)	こども政策課	

2 新潟市子ども・子育て会議に係る資料

(1) 新潟市子ども・子育て会議委員名簿

氏 名	役職名など	部 会		
		幼保	放課後	ネットワーク
茨木 むつ子	新潟市民生委員児童委員協議会連合会理事		○	○
植木 信一	新潟県立大学人間生活学部子ども学科教授		○	
帯川 法子	新潟市社会福祉協議会地域福祉課 こども・子育てサポートセンター長			○
海津 基生	新潟市歯科医師会理事			○
◎小池 由佳	新潟県立大学人間生活学部子ども学科教授	○		○
郷 扶二子	新潟市青少年育成協議会会長		○	
斎藤 聖治	新潟市私立幼稚園・認定こども園協会会長	○		
坂上 隆行	新潟市私立保育協会会長	○		
☆椎谷 照美	特定非営利活動法人 とらのまき 代表	○		○
鈴木 美和	新潟商工会議所女性会	○		○
関 真之介	連合新潟地域協議会副議長			○
違 のぞみ	公募委員		○	
長谷川 瑞	新潟市市小中学校 PTA 連合会副会長		○	
廣川 徹	新潟市医師会理事			○
深海 晴代	公募委員	○		
藤田 絵実	新潟市母子福祉連合会			○
星井 真理子	新潟市南区手をつなぐ育成会			○
眞杉 篤司	公募委員		○	
山岸 則子	地域教育コーディネーター		○	
吉田 亨	新潟市小学校長会会長		○	

◎会長 ☆副会長

※敬称略・50音順 令和7年3月1日現在

【任期途中で交代のあった委員】

- ・平澤 正人（新潟市私立保育協会）
- ・佐藤 勇（新潟市医師会）
- ・川村 雅子（新潟市社会福祉協議会）
- ・鈴木 晴美（新潟市母子福祉連合会）
- ・竹内 翼（連合新潟地域協議会副議長）

(2) 新潟市子ども・子育て会議開催経過

【本体会議】

開催数	開催年月日	主な内容
令和5年度 第1回	令和5年9月25日	○新・すこやか未来アクションプランの進捗状況について ○市町村こども計画について ○新・すこやか未来アクションプラン第3期計画策定に係るニーズ調査について
令和5年度 第2回	令和6年3月21日 (文書開催)	○新潟市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果について ○(仮称)新潟市こども計画の策定方針について ○令和6年度子育て市民アンケート調査業務及び子どものいる世帯の生活状況等に関する調査の実施について ○新潟市私立幼稚園・認定こども園協会意見書
令和6年度 第1回	令和6年5月28日	○こども計画の理念等について ○こどもの意見聴取について ○子育て市民アンケートと、子どものいる世帯の生活状況等に関する調査の結果概要について
令和6年度 第2回	令和6年8月2日	○現行アクションプランの進捗状況・評価について ○次期計画における子ども・子育て支援事業の量の見込み案について ○(仮称)新潟市こども計画の進捗について
令和6年度 第3回	令和6年10月2日	○新潟市こども計画素案へのご意見等について ○子ども・子育て会議部会(こども計画意見交換会)について
令和6年度 第4回	令和6年11月29日	○新潟市こども計画素案における新たに追加した項目について ○新潟市こども計画素案へのご意見等について
令和6年度 第5回	令和7年2月14日	○新潟市こども計画の完成について

※令和5年度から令和6年度に開催した本計画策定に係る経過について記載しています。

【幼保部会】

開催数	開催年月日	主な内容
令和 6 年度 第 1 回	令和 6 年 7 月 9 日	○第 3 期新潟市子ども・子育て支援事業計画にかかる量の見込み 及び方向性について
令和 6 年度 第 2 回	令和 6 年 9 月 5 日～ 9 月 20 日 (文書開催)	○令和 7 年度に新設等を予定する特定教育・保育施設等について ○市立保育園配置計画の進捗等について

【放課後児童クラブ検討部会】

開催数	開催年月日	主な内容
令和 6 年度 第 1 回	令和 6 年 7 月 5 日	○ひまわりクラブの現状について ○第 3 期新潟市子ども・子育て支援事業計画における放課後児童 健全育成事業の量の見込みの算定について

【子ども・子育て支援ネットワーク部会】

開催数	開催年月日	主な内容
令和 6 年度 第 1 回	令和 6 年 7 月 12 日	○第 3 期新潟市子ども・子育て支援事業計画にかかる量の見込み について
令和 6 年度 第 2 回	令和 6 年 11 月 6 日 (文書開催)	○第 3 期新潟市子ども・子育て支援事業計画にかかる量の見込み の追加について

【こども計画意見交換会】

開催数	開催年月日	主な内容
令和 6 年度 第 1 回	令和 6 年 10 月 22 日	○新潟市こども計画素案へのご意見等について
令和 6 年度 第 2 回	令和 6 年 10 月 28 日	○新潟市こども計画素案へのご意見等について
令和 6 年度 第 3 回	令和 6 年 10 月 29 日	○新潟市こども計画素案へのご意見等について

※令和 6 年度に開催した本計画策定に係る会議について記載しています。

(3) 新潟市子ども・子育て会議の部会について

子ども・子育て会議 (本体会議)

- ① こども計画の策定、進行管理
- ② 子ども・子育て支援事業計画の策定、進行管理
- ③ その他必要な事項

幼保部会

- ① 認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業に関する事項
- ② 一時預かり事業に関する事項
- ③ 延長保育促進事業に関する事項
- ④ 実費徴収に係る補足給付を行う事業に関する事項
- ⑤ 多様な主体が子ども・子育て3法の仕組みに参入することを促進するための事業に関する事項
- ⑥ 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
- ⑦ 地域子育て支援拠点事業に関する事項
- ⑧ 病児・病後児保育事業に関する事項
- ⑨ 乳児等通園支援事業に関する事項
- ⑩ 地域子育て相談機関に関する事項
- ⑪ その他必要な事項

放課後児童クラブ検討部会

- ① 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に関する事項
- ② その他必要な事項

子ども・子育て支援ネットワーク部会

- ① 利用者支援事業に関する事項
- ② 乳児家庭全戸訪問事業に関する事項
- ③ 養育支援訪問事業、その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業に関する事項
- ④ ファミリー・サポート・センター事業に関する事項
- ⑤ 妊婦健康診査に関する事項
- ⑥ 子育て短期支援事業に関する事項
- ⑦ 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
- ⑧ 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- ⑨ 子育て世帯訪問支援事業に関する事項
- ⑩ 児童育成支援拠点事業に関する事項
- ⑪ 親子関係形成支援事業に関する事項
- ⑫ 妊婦等包括相談支援事業に関する事項
- ⑬ 産後ケア事業に関する事項
- ⑭ その他必要な事項

3 用語集

あ 行

アウトリーチ〔初出：61 ページ〕

より遠くに達する事、通常の活動範囲から踏み出す事を意味し、文化芸術に接する機会の少ない子どもたちに鑑賞・体験機会を提供するため、小・中学校において演奏会などを開催する。

アンコンシャス・バイアス〔初出：64 ページ〕

誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていく。

インクルージョン〔初出：65 ページ〕

障害のあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者が地域社会に参加し、受け入れられること。

ウェルビーイング〔初出：84 ページ〕

身体的・精神的・社会的に良い状態にあるという包括的な幸福。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含む。

オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン〔初出：73 ページ〕

こどもの虐待防止運動のシンボルであるオレンジリボンを用い、毎年 11 月の児童虐待防止月間を中心に行う啓発キャンペーン。

か 行

確保の方策〔初出：127 ページ〕

就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について算出した需要量に対する供給量。

家庭〔初出：1 ページ〕

夫婦や親子などが生活を共にする小集団で、3 世代同居や、核家族、ひとり親世帯など様々な形がある。

家庭教育学級〔初出：86 ページ〕

保護者に向けて、こどもの健やかな成長に必要な知識や理解を深める学びの機会を講座などを通じて提供する。

家庭的保育事業〔初出：45 ページ〕

保育者の居宅、その他の場所で行われている定員が 5 人以下の保育事業。地域型保育事業の一類。

子育て短期支援事業（こどもショートステイ）〔初出：73 ページ〕

保護者の入院等の理由により家庭で一時的にこどもの養育ができない場合や育児不安や育児疲れで保護者の負担軽減が必要な場合にこどもを泊りがけで預かり養育をおこなう事業。

こども〔初出：1 ページ〕

心身の発達の過程にある者をいう。本計画では基本的に「こども」を使用し、固有名詞においては「子ども」や「子供」をそのまま使用している。

子ども家庭総合支援拠点〔初出：3 ページ〕

こども及び妊産婦等の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点。令和 4 年の児童福祉法改正により、令和 6 年 4 月にこども家庭センターに移行。

こども食堂〔初出：71 ページ〕

親子又はこども一人でも安心して訪れることができる無料あるいは安い参加費で食事が提供される居場所。

さ 行

産後ケア〔初出：3 ページ〕

産後の心身が不安定になりやすい時期に、安心して子育てを始められるよう、心身のケアや育児サポートを行うもの。医療機関等での宿泊ケアやデイケア、助産師等による訪問ケアがある。

ジェンダーアイデンティティ〔初出：64 ページ〕

自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識。

ジェンダーギャップ〔初出：64 ページ〕

女性と男性の格差。

児童自立生活援助事業〔初出：74 ページ〕

両親や親類と暮らすことの出来なくなった児童等や、児童養護施設等を退所した児童等が職員と生活を共にしながら、仕事や学校（大学や専門学校）に通い、社会に出るために準備や力を蓄え、自立を目指す施設。義務教育終了後の15歳以上の者のうち、市（児童相談所）が援助の実施を必要と認めた者が対象。

児童福祉司〔初出：20 ページ〕

児童相談所の中核的な職員で、こどもや保護者の相談に応じ、必要な支援を行う職員のこと。

児童心理司〔初出：20 ページ〕

児童相談所に配置される職員で、こどもや保護者の心理判断を行い、必要な支援（助言や指導）を行う職員のこと。

児童養護施設〔初出：74 ページ〕

家族による養育が困難な2歳からおおむね18歳のこどもが生活をしている施設。

社会的養護〔初出：53 ページ〕

保護者の適切な養育を受けられないこどもを、公的責任で社会的に保護・養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うこと。

障がい児通所支援（放課後等デイサービス）〔初出：39 ページ〕

児童福祉法に基づく障がい児通所支援の一つで、学校に通学している障がい児に対して、放課後や長期休暇中に生活能力の向上のために必要な訓練などを行う福祉サービス。

スクールカウンセラー〔初出：103 ページ〕

いじめや不登校など児童生徒の心の問題に対し、臨床心理士や発達課題等への専門知識や経験から、児童生徒へのカウンセリングや教員や保護者に対して助言・指導を行う専門職。

スクールソーシャルワーカー〔初出：103 ページ〕

児童生徒の学校や家庭での問題・課題について、教育、福祉分野の専門知識や経験から、学校や保護者、関係機関と連携して支援を行う専門職。

セーフティネット機能〔初出：97 ページ〕

「安全網」を意味し、困難やリスクに直面しているこどもに気づき、その生活や学習を支え、希望の持てる未来へつないでいく機能。

ソーシャルサポート〔初出：34 ページ〕

人間が他者との相互関係の中でやり取りされる支援のことで、ここでは子育てに関する配偶者・パートナーや親族、友人・知人などからの支援を指す。

た 行

待機児童〔初出：1 ページ〕

保育所等への入園申し込みをし、保育が必要な要件を満たしているにも関わらず、入園できていない状態にある児童のうち、求職活動を休止・特定の園への入園希望等私的な理由・育児休業中の要件に当てはまる者を除いて算出する児童を、国定義の待機児童としている。

放課後児童クラブについては、入会に必要な要件を満たしているにも関わらず、何らかの理由により、利用できなかった児童のことを指す。

地域型保育事業〔初出：154 ページ〕

原則0～2歳児を対象とし、地域の様々な保育ニーズにきめ細かく対応していくための事業。

類型として「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「事業所内保育事業」「居宅訪問型保育事業（新潟市には無い）」の4つがある。

地域子ども・子育て支援事業〔初出：131 ページ〕

子ども・子育て支援法に規定されている、P131 記載の事業のこと。

な 行

新潟市共通幼小接続期カリキュラム（アプローチ・スタートカリキュラム）〔初出：90 ページ〕

【アプローチ・カリキュラム】公立市立問わず全ての幼児教育・保育施設で実施する小学校入学前（9～3月）に取り組むカリキュラム。こどものかかわる力の基盤を作るための取り組みが示されている。

【スタートカリキュラム】受け入れる小学校側で実施する入学直後に取り組むカリキュラム。スムーズに小学校生活に入れるよう、幼児期の教育・保育環境を踏まえた授業のあり方などが示されている。

にいがたっ子すこやかパスポート〔初出：71 ページ〕

妊婦及び高校生相当年齢以下のこどもを養育している保護者に発行しているカードで、協賛店舗で提示すると特典や割引が受けられる。

乳児院〔初出：3 ページ〕

家族による養育が困難な新生児から2歳くらいまでのこどもが看護師や保育士のもとで生活をしている施設。

認可外保育施設〔初出：154 ページ〕

児童福祉法及び認定こども園法に基づく市の認可施設以外の保育施設で、夜間やベビーシッターなど、多様な保育サービスを実施する施設。

妊娠・子育てほっとステーション〔初出：3 ページ〕

新潟市における妊娠や出産、子育てまでの相談にワンストップで対応する窓口の呼称。各区役所の健康福祉課に開設している。

認定こども園〔初出：25 ページ〕

教育と保育を一体的に提供する機能と、地域における子育て支援として相談活動や親子の集いの場の提供などを行う機能を併せ持つ施設。

は 行

発達支援コーディネーター〔初出：65 ページ〕

教育・保育施設等において、専門的な知識をもとに一人一人のこどもの成長に応じた支援を行うため、新潟市が独自に行う「発達支援コーディネーター養成研修」を受けた職員のこと。

ファミリー・サポート・センター〔初出：87 ページ〕

核家族化の進展や、近所付き合いが希薄になるなど、親類や地域での助け合いが難しくなる中、地域社会で子育てを支えようと開設したもの。子育てに関する援助を受けたい人（依頼会員）と、援助を行いたい人（提供会員）がそれぞれ会員として登録し、同センターのアドバイザーが、依頼会員のニーズに応じて提供会員を紹介します。

ファミリーホーム〔初出：74 ページ〕

様々な事情で家族と暮らすことができないこどもを、養育者の家庭に迎え入れて養育する家庭養護のこと。里親に比べ家族の人数が多いのが特徴。

不育症〔初出：86 ページ〕

妊娠はするが、2 回以上の流産・死産若しくは生後 1 週間以内に死亡する早期新生児死亡によってこどもが授けられない状態のこと。

保育コンシェルジュ〔初出：3 ページ〕

保育所等の空き情報や保護者からの保育サービスの利用に関する相談を受け、適切な保育サービスの提供に向けた調整などの寄り添った支援を行う職員のこと。

放課後子供教室（子どもふれあいスクール）〔初出：100 ページ〕

放課後や土曜日に、小学校施設を活用し、こどもたちに遊びや居場所を提供するとともに、異年齢の児童同士や地域のおとなとの交流を図る事業。

母子生活支援施設〔初出：70 ページ〕

18 歳未満のこどもを養育している母子家庭で、生活上の様々な問題により、こどもを十分養育できないときに母子ともに入所し自立を目指す施設。

ま 行

マタニティナビゲーター〔初出：3 ページ〕

助産師や保健師で、妊娠期から産後、子育ての期間に至るまで悩みや不安に寄り添った相談対応や、きめ細かなサポートを行う職員のこと。

や 行

ヤングケアラー〔初出：16 ページ〕

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者のこと。

幼児期の教育・保育の無償化〔初出：3 ページ〕

令和元年 10 月からスタートした、3 歳児クラス（1 号認定の場合は満 3 歳）から 5 歳児クラスの児童及び住民税非課税世帯の 3 歳未満児について、教育・保育にかかる利用料が無料になる制度。

要保護児童対策地域協議会〔初出：73 ページ〕

虐待を受けているこどもをはじめ、支援が必要とされるこどもや保護者、妊婦に対し、複数の機関で支援を行うためのサポートネットワークのこと。市役所の児童福祉に関する部門のほか、学校、保育所、警察、医療機関等こどもに関係する機関が集まり、適切な支援を行うための協議を行う。

幼保こ小連携〔初出：90 ページ〕

幼稚園・保育園・認定こども園と小学校が連携することでスムーズな接続を目指すこと。

ら 行

ライフステージ〔初出：8 ページ〕

妊娠、出産、子育て、就学など、人生の節目ごとに区分した生活環境の段階のこと。

ライフプラン〔初出：81 ページ〕

これからの人生の計画、設計図のこと。進学や就業、結婚観、子育てなどの将来設計について考えること。

量の見込み〔初出：14 ページ〕

就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について算出した需要量（ニーズ量）。

わ 行

ワーク・ライフ・バランス〔初出：57 ページ〕

働く全ての人々が「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方をすること、またその考え方。

数字

1号認定、2号認定、3号認定〔初出：129 ページ〕

子ども・子育て支援法に基づく、教育・保育施設を利用するにあたり必要な市町村による認定区分。

1号：満3歳以上で教育（幼稚園・認定こども園）を希望する場合

2号：満3歳以上で保育が必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合

3号：満3歳未満で保育が必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合

アルファベット

CAPプログラム〔初出：59 ページ〕

Child Assault Prevention（こどもへの虐待防止）の頭文字をとったもので、こどもたちがいじめ、痴漢、誘拐、虐待、性暴力など様々な暴力から自分を守るための人権教育プログラム。

M字カーブ〔初出：30 ページ〕

年齢別就業率を表すグラフの形状がM字になる現象。女性が結婚出産期に当たる20歳代後半から30歳代にかけて結婚や出産のために離職し、こどもの成長後に再就職する人が多いため、このような形状になることが多い。

SST（ソーシャルスキルトレーニング）〔初出：104 ページ〕

社会技能（人間関係やコミュニケーション能力等）を身につけるための訓練。